供給約款変更認可申請書

関西電力株式会社

供給約款変更認可申請書

関 客 発 第 43 号 平成 24 年 11 月 26 日

経済産業大臣 枝 野 幸 男 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社 取締役社長八木 誠

電気事業法第19条第1項の規定により次のとおり供給約款の変更の認可を受けたいので申請します。

変更の内容	別紙 電気供給約款のとおりであります。
実施期日	平成 25 年 4 月 1 日

電気供給約款

平成 25 年 4 月 1 日 実施

関西電力株式会社

電 気 供 給 約 款 目 次

1	統	,			則							
	1	適			用		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	••••••	•••••	•••••	••••••	1
	2	供約	合約款	の認	対および	『変更	•••••	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	•••••	···1
	3	定			義		•••••	••••••	•••••	•••••		···1
	4	単位	立およ	び端	数処理…		••••••	••••••	•••••	•••••		3
	5	実	施	細	目		••••••	•••••	••••••	•••••		··4
I	契	!約	の申	3 込	み							
	6	需約	合契約	の隼	込み	•••••	•••••	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	••••••	5
	7	需約	合契約	の成	立および	ゾ契約期間・	••••••		•••••	•••••	•••••	5
	8	需	要	場	所		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	••••••	•••••	•••••	•••••	6
	9	需系	合契約	の単	位	••••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	••••••	•••••	•••••	•••••••	7
	10	供	給の	開	始	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	•••••	••••••	8
	11	供	給の	単	位		•••••		•••••	•••••	•••••	8
	12	承	諾の	限	界	••••••	•••••		•••••	•••••	•••••	8
	13	需約	合契約	書の	作成		•••••••	••••••	••••••	••••••		9
Ш	契	約和	重別お	よひ	料金							
	14	契	約	種	別		••••••	••••••	•••••	•••••		10
	15	定	額	電	灯		•••••		•••••	•••••	•••••	10
	16	従	量	電	灯		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	••••••		•••••	•••••	12
	17	臨	時	電	灯		•••••	••••••	•••••	•••••	•••••	17
	18	公	衆 徒	下路	灯		•••••	••••••	•••••	•••••	••••••	20
	19	低	圧	電	力		•••••	•••••			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	25

20	臨 時 電 力	29
21	農事用電力	31
W ∦	斗金の算定および:	支払い
22	料金の適用開始の	の時期34
23	検 針 日	34
24	料金の算定期間・	35
25	使用電力量の計	量······35
26	料金の算定	······37
27	日割計算	38
28	料金の支払義務.	および支払期日39
29	料金その他の支	払方法40
30	延滞利息	······42
31	保 証 金	······42
V (使用および供給	
32		······44
33	力率の保持	······44
34	需要場所への立	入りによる業務の実施44
35	電気の使用にと	もなうお客さまの協力45
36	供給の停止	······46
37	供給停止の解除・	······47
38	供給停止期間中	の料金47
39	違 約 金	48
40	供給の中止また	は使用の制限もしくは中止48
41	制限または中止の	の料金割引48
42	指実賠償の免責:	49

43	設備の賠償	50
VI 🗦	契約の変更および終了	
44	需給契約の変更	51
45	名義の変更	51
46	需給契約の廃止	51
47	需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算	······ 52
48	解 約 等	······54
49	需給契約消滅後の債権債務関係	······54
VII f	供給方法および工事	
50	需給地点および施設 ····································	56
51	架空引込線	57
52	地 中 引 込 線	58
53	連接引込線等	59
54	中高層集合住宅等への供給方法	60
55	引込線の接続	60
56	計量器等の取付け	60
57	専用供給設備	61
WII =	工事費の負担	
58	一般供給設備の工事費負担金	63
59	特別供給設備の工事費負担金	65
60	供給設備を変更する場合の工事費負担金	66
61	特別供給設備等の工事費の算定	66
62	工事費負担金の申受けおよび精算	67
63	臨 時 丁 事 費	69

64	4 :	需給開始に至ら	ないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け70)
X	保		安	
6	5	保安の責	任7	1
66	6	調	查7	1
6	7	調査等の委	託······7	1
68	8	調査に対する	お客さまの協力72	2
69	9	保安に対する	お客さまの協力72	2
70)	検査またはエ	事の受託	3
7	1	自家用電気工		3
		附	則75	5

表------81

別

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、一般の需要(特定規模需要および特定電気事業が開始された供給 地点における需要を除きます。)に応じて電気を供給するときの電気料金そ の他の供給条件は、この電気供給約款(以下「この供給約款」といいます。) によります。
- (2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。 滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県(一部を除きます。)、 福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部

2 供給約款の認可および変更

- (1) この供給約款は、電気事業法第19条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣の認可を受けたものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気供給約款によります。

3 定 義

次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧 標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。
- (2) 高 圧 標準電圧6,000ボルトをいいます。
- (3) 電 灯

白熱電球,けい光灯,ネオン管灯,水銀灯等の照明用電気機器(付属装置を含みます。)をいいます。

(4) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低 圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さま の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できない ものは除きます。

(5) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(6) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(7) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(8) 契約容量

契約上使用できる最大容量(キロボルトアンペア)をいいます。

(9) 契約電力

契約上使用できる最大電力(キロワット)をいいます。

(10) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(11) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下 「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第16条第1項に定める賦課金 をいいます。

(13) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(14) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。)をいいます。

4 単位および端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下 第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力については、19(低圧電力)(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨 五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別,供給電気方式,需給地点,需要場所,供給電圧,契約負荷設備, 契約主開閉器,契約容量,契約電力,発電設備,業種,用途,使用開始希望 日,使用期間および料金の支払方法

- (2) 契約負荷設備,契約容量および契約電力については,1年間を通じての最大の負荷を基準として,お客さまから申し出ていただきます。この場合,1年間を通じての最大の負荷を確認するため,必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
- (4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無 停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが 保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていた だき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じてい ただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立し

た日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

- ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給 契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたし ます。
- ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間(契約上電気を使用できる期間をいいます。) の満了の日までといたします。

8 需要場所

(1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(2)および(3)によります。

なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由 に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体 に属するものをいいます。

(2) 当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(3)によります。

なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。

(3) 構内または建物の特殊な場合には、次によります。

イ 居住用の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当する ときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合に は、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

(4) 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。

- (ロ) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。
- (ハ) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能を有すること。

ロ 居住用以外の建物の場合

1建物に会計主体が異なる部分があり、かつ、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている場合で、次のいずれかに該当するときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。

なお、(ロ)の場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

- (イ) 共用する部分がないこと。
- (ロ) 各部分の所有者が異なること。
- ハ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、口に準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限りイに準ずるものといたします。

ニその他

構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、 施設場所を1需要場所とすることができます。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需 給契約を結びます。

(1) 1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別((2)の場合は、2契約種別といたします。)とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの1契約種別,臨時電力,農事用電力

(2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧

電力,または従量電灯のうちの1契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、次の場合を除き、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

- (1) 共同引込線(2以上の需給契約に対して1引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。)による引込みで電気を供給する場合
- (2) その他技術上、経済上やむをえない場合

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況(既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。)その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

13 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 契約種別および料金

14 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分			契	r F	約	種	別	
	定			額		電		灯
電	従	量		電	灯		А	
	1/6	里		甩	火 】		В	
灯							А	
	臨	時		電	灯		В	
需							С	
							Α	
要	公	衆	街	路	灯		В	
							С	
	低			圧		電	· ·	力
電力需要	臨			時		電		力
	農		事		用		電	力

15 定額電灯

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量(入力といたします。 なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 5 〔負荷 設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)が400ボルト アンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合には、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が38,800円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が38,800円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	73 円	50 銭
--------	------	------

口 電灯料金

(イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

20ワットまでの1灯につき	113円 44銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯に つき	191円 18銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯に つき	268円 93銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯 につき	424円 41銭
100ワットをこえる1灯につき100ワッ トまでごとに	424円 41銭

- (ロ) ネオン管灯,けい光灯,水銀灯等は,管灯および付属装置を一括して容量(入力といたします。なお,出力で表示されている場合等は,別表 5 〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)を算定し,その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。
- (ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 5 〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力といたします。 なお、出力で表示されている場合等は、別表 5 〔負荷設備の入力換算容量〕 によって換算するものといたします。)に応じ1月につき次のとおりとい たします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	202円 18銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトア ンペアまでの 1 機器につき	339円 26銭
100ボルトアンペアをこえる 1 機器に つき100ボルトアンペアまでごとに	339円 26銭

16 従量電灯

(1) 従量電灯A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに 適用いたします。

(イ) 使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます。)が6キロボルトアンペア未満であること。

- (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。
- (ハ) 定額電灯を適用できないこと。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)および(ハ)に該当し、かつ、(ロ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の 実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

二料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が38,800円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃

料価格が38,800円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1 契約につき最初の15キロワット 時まで	339円 15銭
電力	15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	20円 59銭
力量料	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	27円 08銭
金	300キロワット時をこえる 1 キロ ワット時につき	30円 62銭

ホその他

当社は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

(2) 従量電灯 B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに 適用いたします。

- (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と 契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットと みなします。)が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがありま

す。

ロ 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表3(契約負荷設備の総容量の算定)によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表8 (契約容量および契約電力の算定方法) により算定された

値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお, 当社は, 契約主開閉器が制限できる電流を, 必要に応じて確認 いたします。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金の促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が38,800円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が38,800円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく 電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき 378 円 00 銭

(口) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロ ワット時につき	18円 29銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22円 68銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	25円 76銭

17 臨時電灯

(1) 臨時電灯A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ料金

料金は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5 〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)によって1日につき次によって算定された金額および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が38,800円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が38,800円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	7円	88 銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100 ボルトアンペアまでの場合	15円	75 銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500 ボルトアンペアまでの場合100ボルト アンペアまでごとに	15円	75 銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	157円	50 銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ 3キロボルトアンペアまでの場合1キ ロボルトアンペアまでごとに	157円	50 銭

ニその他

- (4) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Aを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に 準ずるものといたします。

(2) 臨時電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

- (4) 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 臨時電灯Aを適用できないこと。

口料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2

(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が38,800円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が38,800円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	1 契約につき最初の15キロ ワット時まで	593 円 25 銭
電力量 料 金	上記をこえる1キロワット 時につき	33円 68銭

ハその他

- (4) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯A に準ずるものといたします。

(3) 臨時電灯 C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

口料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が38.800円を下回る場合は、別表2 (燃料

費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が38,800円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく 電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき **420 円 00 銭**

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	28 円	33 銭

ハその他

- (4) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Cを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯B に準ずるものといたします。

18 公衆街路灯

(1) 公衆街路灯A

イ 適用範囲

公衆のために,一般道路,橋,公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯,消火せん標識灯,交通信号灯,海空路標識灯その他こ

れに準ずる電灯もしくは小型機器(以下「公衆街路灯」といいます。)を使用する需要で、その総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 5 〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)が 1 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯 Bを適用することがあります。

口料金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が38,800円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整)(1)エによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が38,800円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整)(1)エによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき 66円 15銭

(口) 電灯料金

a 電灯料金は,各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

20ワットまでの1灯につき	102円 73銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯に つき	173円 96銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯に つき	245 円 20 銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯 につき	387円 66銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	387円 66銭

- b ネオン管灯,けい光灯,水銀灯等は,管灯および付属装置を一括して容量(入力といたします。なお,出力で表示されている場合等は,別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)を算定し,その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。
- c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量(入力といたします。 なお、出力で表示されている場合等は、別表 5 〔負荷設備の入力換算 容量〕によって換算するものといたします。)を算定し、その容量に つき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたしま す。

(ハ) 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力といたします。 なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容 量〕によって換算するものといたします。)に応じ1月につき次のとお りといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	183円 28銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトア ンペアまでの1機器につき	307円 76銭
100ボルトアンペアをこえる 1 機器に つき100ボルトアンペアまでごとに	307円 76銭

ハその他

その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準 ずるものといたします。

(2) 公衆街路灯B

イ 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いた します。

- (イ) 使用する負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)が6キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 公衆街路灯Aを適用できないこと。

口料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が38,800円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が38,800円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	1 契約につき最初の15キロ ワット時まで	302円 40銭
電力量 料 金	上記をこえる1キロワット 時につき	19円 56銭

ハその他

その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Aに 準ずるものといたします。

(3) 公衆街路灯 C

イ 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

口 契約容量

契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 5 〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)といたします。

ハ料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金の促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が38,800円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が38,800円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく 電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 契約容量1キロボルトアンペアにつき

346円 50銭

(口) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき 17円 01銭

ニその他

その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに 準ずるものといたします。

19 低圧電力

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ロ 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、最大需要容量 (この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)また は契約容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、

周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力(出力で表示されている場合等は、別表5 [負荷設備の入力換算容量]によって換算するものといたします。)についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表8 (契約容量および契約電力の算定方法)に準じて算定いたします。

(イ) 契約負荷設備のうち

是七の1カ	最初の2台の入力につき	100パーセント
最大の入力 のものから	次の2台の入力につき	95パーセント
0,0000	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表8(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお, 当社は, 契約主開閉器が制限できる電流を, 必要に応じて確認い たします。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が38,800円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が38,800円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基 本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本 料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,029円 00 %	銭
---------------	-------------	---

口 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また、計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され、遠隔操作での検針(以下「遠隔検針」といいます。)により確認できる場合は、その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	15円 98銭	14円 53銭

ハ 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表 6 (加重平均力率の算定) により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合 ((4)口により契約電力を定める場合を含みます。) は、基本料金を 5 パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を 5 パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表 7 (進相用コンデンサ取付容量基準)の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント、取り付けてないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみ

なします。

ニその他

時報用または警報用のみに使用する場合は,基本料金のみといたします。 この場合の力率は,85パーセントとみなします。

(6) その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

20 臨時電力

(1) 適用範囲

動力を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電力が原則として 50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を 限り、反復使用する需要には適用いたしません。

(2) 契約電力

契約電力は, 低圧電力に準じて定めます。

(3) 料 金

契約電力が、5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ 定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が38,800円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し

引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料 価格が38,800円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定 された燃料費調整額を加えたものといたします。

契約電力1キロワット1日につき

191円 31銭

ロ 従量制供給の場合

料金は、基本料金、電力量料金および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が38,800円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された水料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された水料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき19(低圧電力)(5)イの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、19(低圧電力)(5)イの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の

比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また,計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され,遠隔検針により確認できる場合は,その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	19円 17銭	17円 44銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて 適用いたします。

(4) その他

イ 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、 契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日まで が1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準 ずるものといたします。

21 農事用電力

(1) 適用範囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則と して50キロワット未満であるものに適用いたします。

(2) 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1 (再生可能エネルギー発電促

進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が38,800円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が38,800円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基 本料金の半額といたします。

なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1年の基本料金の合計は、最低保証料金(電気を使用する場合の基本料金の2月分とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。)を下回らないものといたします。

契約電力 1 キロワットにつき 598 円 50 銭

口 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季 に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはそ の他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その 1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比で あん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また、計量器の 付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され、遠隔検針により確認できる場合は、その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏季	料金	その他	季料金
1キロワット時につき	11円	73 銭	10円	66 銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるものといたします。

(4) その他

- イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は, 契約使用期間を変更いたします。
- ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の切断等 の処置を行なうことがあります。
- ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準 ずるものといたします。

№ 料金の算定および支払い

22 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

23 検 針 日

検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものと される日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日(当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。)に、各月ごとに行ないます。ただし、非常変災の場合等やむをえない事情のあるときは、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。
 - イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの 期間が短い場合
 - ロ その他特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたとき。
- (4) (3)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。
- (5) (3)口の場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月につい

ては、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

24 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は,前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間(以下「検針期間」といいます。)といたします。ただし,電気の供給を開始し,または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は,開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 定額制供給の場合または25 (使用電力量の計量) (7)の場合の料金の算定期間は,(1)に準ずるものといたします。この場合,(1)にいう検針日は,そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし,臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は,契約使用開始日から翌月の応当日(契約使用開始日に対応する日をいいます。)の前日までの期間,または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

25 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(5)および(6)の場合を除き、検針日における電力量計の読み(需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。)と前回の検針日における電力量計の読み(電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。)の差引きにより算定(乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。)いたします。
 - イ 23 (検針日) (2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値(月数による平均値といたします。)によって精算いたします。ただし、26 (料金の算定)(1)イ、口またはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に

契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によっ て精算いたします。

- ロ 23 (検針日) (4)の場合,需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、26 (料金の算定) (1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。
- ハ 23 (検針日) (4)の場合で、計量器の付属装置に需給開始の直後の検針日の計量値が記録され、需給開始の直後の検針日以降に遠隔検針により確認できるときは、口にかかわらず、その値により、需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の使用電力量を算定いたします。ただし、26 (料金の算定) (1)イ、口またはハに該当する場合は、料金の計算上区分すべき日の計量値によりそれぞれの料金の算定期間の使用電力量を算定いたします。
- 二 23 (検針日) (5)の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、26 (料金の算定) (1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。
- (2) 計量器の読みは、次によります。
 - イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛り の中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。

- ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。
- ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。
- (3) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。
- (4) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (5) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(6) の場合を除き、取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した 使用電力量を合算してえた値といたします。
- (6) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表 9 (使用電力量の協定)を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (7) 従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、別表9(使用電力量の協定)を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

26 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契 約が消滅した場合
 - ロ 契約種別,契約負荷設備,契約容量,契約電力,力率等を変更したこと により,料金に変更があった場合
 - ハ 24 (料金の算定期間) (1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期 に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し,5日を上回り, または下回るとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

27 日割計算

- (1) 当社は、26 (料金の算定) (1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算 定いたします。
 - イ 基本料金,最低料金,定額制供給の料金または最低料金に適用される再 生可能エネルギー発電促進賦課金は,別表10(日割計算の基本算式)(1)イ により日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表10(日割計算の基本算式)(1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯,臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bの料金適用上の電力量区分については、別表10(日割計算の基本算式)(1)ロにより日割計算をいたします。
 - ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進 賦課金を除きます。)は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に 応じて別表10(日割計算の基本算式)(1)ニにより算定いたします。
 - ニーイ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) 26 (料金の算定) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。
 - また、26 (料金の算定) (1)口の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。
- (3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表10(日割計算の基本算式)(1)イにより日割計算をいたします。
- (4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

28 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。
 - イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23 (検針日)(4)の場合の料金または25 (使用電力量の計量)(1)イもしくは二により精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25 (使用電力量の計量)(6)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお、25 (使用電力量の計量) (7)の場合は、そのお客さまの属する検針 区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたしま す。

- ロ 定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の場合は、契約使用開始日および その各月の応当日とすることがあります。
- ハ 29 (料金その他の支払方法) (6)の場合は、当該支払期に属する最終月の イまたは口による日といたします。
- ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給 の場合で、特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行 なった場合は、その日といたします。
- ホ 農事用電力のお客さまの1年の基本料金の合計が最低保証料金を下回る場合に申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日(明らかになった日が検針日の場合は、その検針日といたします。)といたします。
- (2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、当社が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日(以下「休日」といいます。)に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

(4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それ ぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望さ れる場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場 合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうち その月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

29 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その 他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関 等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合 は、次によります。

- イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
- ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支 払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。
- ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
- (2) お客さまが料金を(1)イ,口またはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

- イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き 落とされたとき。
- ロ (1)口により支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。
- ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金がそのクレジット会社により当社が 指定した金融機関等に払い込まれたとき。
- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社(以下「債権回収会社」といいます。)が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (5) 23 (検針日) (4)の場合,需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は,需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。
- (6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
- (7) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前 受金をお預かりすることがあります。

なお, 当社は, 前受金について利息を付しません。

(8) 臨時電灯,臨時電力および農事用電力については、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。

なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この

場合、充当後の残額はお返しいたします。

また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。

30 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には,当社は, 支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受 けます。ただし、料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた 場合は、この限りではありません。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額(消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。)から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

再生可能エネルギー発電促進賦課金× 5 105

(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

31 保証金

(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしく は再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に 相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

- イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合
- ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。
 - (イ) 他の需給契約 (既に消滅しているものを含みます。) の料金を支払期 日を経過してなお支払われなかった場合
 - (ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合
- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業 状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。
- (3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。 なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて 2年以内の預かり期間を設定いたします。
- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。
- (5) 当社は、次により、保証金に利息を付します。
 - イ 利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。
 - ロ 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。
- (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。

V 使用および供給

32 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給 契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約 を適正なものに変更していただきます。

33 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。
- (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお,進相用コンデンサは,別表7 (進相用コンデンサ取付容量基準)を 基準として取り付けていただきます。

34 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計,施工、改修または検査
- (2) 69 (保安に対するお客さまの協力) によって必要なお客さまの電気工作物 の検査等の業務

- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験,契約負荷設備,契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 36 (供給の停止), 46 (需給契約の廃止) (1)または48 (解約等) により必要な処置
- (6) その他この供給約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

35 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、 もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の 電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合(この 場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ない ます。)には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場 所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変 更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただき ます。
 - イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - ホ その他イ、ロ、ハまたは二に準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備を当社の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準(以下「技術基準」といいます。)、その他の法令等にしたがい、当社の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続してい

ただきます。

36 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
 - イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要す る場合
 - ロ お客さまの需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合
 - ハ 55(引込線の接続)に反して、当社の電線路または引込線とお客さまの 電気設備との接続を行なった場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

- イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
- ロ お客さまが他の需給契約 (既に消滅しているものを含みます。) の料金 を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
- ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延 滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この供給約款から生ずる金 銭債務をいいます。)を支払われない場合
- (3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
 - イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - ニ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電

気を使用されたとき。

- ホ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。
- へ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。
- ト 34 (需要場所への立入りによる業務の実施) に反して、当社の係員の立 入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
- チ 35 (電気の使用にともなうお客さまの協力) によって必要となる措置を 講じられない場合
- (4) お客さまがその他この供給約款に反した場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

37 供給停止の解除

36 (供給の停止)によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われ、かつ、当社に電気の供給の再開を申し出ていただいたときには、当社は、すみやかに(次の場合を含みません。)電気の供給を再開いたします。

- (1) 非常変災の場合
- (2) 夜間(午後10時から午前9時までの時間をいいます。)の場合で、要員の配置等の事情により、やむをえないとき。
- (3) その他特別の事情がある場合

38 供給停止期間中の料金

36 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を27 (日割計算) により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯Aおよび公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。

39 違 約 金

- (1) お客さまが36 (供給の停止) (3)口からへまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

40 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
 - イ 異常渇水等により電気の需給上やむをえない場合
 - ロ 当社の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ハ 当社の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - ニ 非常変災の場合
 - ホ その他保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

41 制限または中止の料金割引

(1) 当社は、40 (供給の中止または使用の制限もしくは中止) (1)によって、定額電灯、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、

そのお客さまについては割引いたしません。

イ 割引の対象

定額電灯については需要家料金,電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金,従量電灯Aについては最低料金および最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金,その他については基本料金(力率割引または割増しの適用を受ける場合は,その適用後の基本料金といたします。)といたします。ただし,26(料金の算定)(1)イ,口またはハの場合は,制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

口割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

ハ 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1 日として計算いたします。

- (2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、1暦月の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。
- (3) 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

42 損害賠償の免責

(1) 40 (供給の中止または使用の制限もしくは中止)(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社

の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受け た損害について賠償の責めを負いません。

- (2) 36 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合または48 (解約等) によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当 社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

43 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合 修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額

M 契約の変更および終了

44 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、II (契約の申込み) に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

45 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

46 需給契約の廃止

(1) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止 期日を定めて、当社に通知していただきます。

当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

- (2) 需給契約は、48(解約等)および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。
 - イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は,通知 を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。
 - ロ 当社の責めとならない理由(非常変災等の場合を除きます。)により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

お客さま(定額電灯,従量電灯A,臨時電灯,公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。)が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただ

需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算

47

(1) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合

きます。ただし、当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、ま

たは非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

- イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から 電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼっ て臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電 灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を 申し受けます。
- ロ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたことに ともない新たに施設した供給設備について、63(臨時工事費)の臨時工事 費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受 けます。
- (2) 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合
 - イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

- ロ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、63(臨時工事費)の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。
- (3) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約 容量または契約電力を減少しようとされる場合
 - イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から 契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金につい て、減少される日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契 約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。 この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に 申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

- ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分 について、63(臨時工事費)の臨時工事費として算定される金額と既に申 し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。
- (4) 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合
 - イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分(減少される日の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容

量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または 契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。)につきさ かのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初か ら臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金と の差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分(減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。)と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分 について、63(臨時工事費)の臨時工事費として算定される金額と既に申 し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

48 解 約 等

(1) 36 (供給の停止) によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定め た期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給 契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

(2) お客さまが、46 (需給契約の廃止) (1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

49 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅

Ⅲ 供給方法および工事

50 需給地点および施設

- (1) 電気の需給地点(電気の需給が行なわれる地点をいいます。)は、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) 需給地点は、需要場所内の地点とし、当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、お客さまと当社との協議により、需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。
 - イ 山間地,離島にある需要場所等,当社の電線路から遠隔地にあって将来 においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供 給する場合
 - ロ 当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合
 - ハ 1建物内の2以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの 電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。
 - ニ 52 (地中引込線) (4)により地中引込線によって電気を供給する場合
 - ホ その他特別の事情がある場合
- (3) 需給地点に至るまでの供給設備は、当社の所有とし、工事費負担金または 臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。
 - なお、当社は、お客さま(共同引込線による引込みで電気の供給を受ける 複数のお客さまを含みます。)のみのためにお客さまの土地または建物に施 設する引込線、変圧器、接続装置等の供給設備の施設場所をお客さまから無 償で提供していただきます。
- (4) 付帯設備((3)によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。)は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を

無償で使用できるものといたします。

51 架空引込線

- (1) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として、架空引込線によるものとし、お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点までは、当社が施設いたします。この場合には、引込線取付点は、当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点をお客さまと当社との協議によって定めます。
- (2) 需給地点から引込開閉器に至るまでの配線(以下「引込口配線」といいます。)は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。
- (3) 引込線を取り付けるためお客さまの需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。
- (4) 当社は、お客さまの承諾をえて、次により、お客さまの引込小柱を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。
 - イ 当社は、お客さまの引込小柱を使用して、他のお客さまへの引込線を施設いたします。この場合、その引込小柱から最短距離の場所にあるお客さまの建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし、その引込線および引込小柱の管理(材料費の負担を含みます。)は当社が行ないます。また、需給地点は、お客さまへ引き込むための引込線の終端に変更いたします。
 - ロ イにより当社が管理を行なう引込線または引込小柱を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、お客さまにお返しいたします。また、これにともない新たに施設される場合の引込線または引込小柱は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。

52 地中引込線

- (1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上,経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で,当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには,次のイまたはロの最も電源側に近い接続点までを当社が施設いたします。
 - イ お客さまが需要場所内に施設する開閉器,断路器または接続装置の接続 点
 - ロ 当社が施設する計量器 (付属装置を含みます。) または接続装置の接続 点
 - なお、当社は、お客さまの土地または建物に接続装置を施設することがあります。
- (2) (1)により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は、当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお,これ以外の場合には,需要場所内の地中引込線は,お客さまの所有 とし、お客さまの負担で施設していただきます。

- イ お客さまの構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場 所
- ロ 建物の3階以下にある場所
- ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法,材料等を必要としない場所
- (3) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なう場合の付帯設備は、次のものをいいます。
 - イ 鉄管,暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめる ために施設される工作物
 - ロ お客さまの土地または建物に施設されるハンドホール

- ハ その他イまたは口に準ずる設備
- (4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、お客さまの希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。ただし、当社が、保安上または保守上適当と認めた場合は、(1)に準じて接続を行ないます。この場合、当社は、59(特別供給設備の工事費負担金)の工事費負担金を申し受けます。

53 連接引込線等

(1) 当社は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、連接引込線(1需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点に至る引込線をいいます。)または共同引込線による引込みで電気を供給することがあります。この場合、当社は、分岐装置をお客さまの土地または建物に施設することがあります。

なお、お客さまの電気設備との接続点までは、当社が施設いたします。

- (2) 当社は、お客さまの承諾をえて、次により、お客さまの引込口配線を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。
 - イ 当社は、お客さまの引込口配線から分岐して、他のお客さまへの連接引 込線を施設いたします。この場合、その引込口配線の終端までは共同引込 線とし、その管理(材料費の負担を含みます。)は当社が行ないます。ま た、需給地点は、当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。
 - ロ イにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、お客さまにお返しいたします。また、これにともない新たに施設される共同引込線は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。

54 中高層集合住宅等への供給方法

中高層集合住宅等の場合で、1建物内の2以上の需要場所に電気を供給する ときには、当社は、原則として共同引込線による1引込みで電気を供給いたし ます。

なお,技術上その他やむをえない場合は,当社は,お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し,電気を供給いたします。この場合,変圧器の2次側接続点までは,当社が施設いたします。

55 引込線の接続

当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続は、当社が行ないます。

なお、お客さまの希望によって引込線の位置変更工事をする場合には、当社 は、実費を申し受けます。

56 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器(電力量計等をいいます。), その付属装置(計量器箱, 変成器, 変成器箱, 変成器の2次配線, 通信装置, 通信回線等をいいます。)および区分装置(時間を区分する装置等をいいます。)は, 契約電力等に応じて当社が選定し, かつ, 当社の所有とし, 当社の負担で取り付けます。ただし, 計量器の情報等を伝送するために当社がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。なお, 次の場合には, お客さまの所有とし, お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。
 - イ お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合
 - ロ 変成器の2次配線等で、当社規格以外のケーブルを必要とし、またはお 客さまの希望によりとくに長い配線を必要とするため多額の費用を要する 場合

(2) 計量器,その付属装置および区分装置の取付位置は,適正な計量ができ,かつ,検針,検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所(原則として屋外といたします。)とし、お客さまと当社との協議によって定めます。

また、集合住宅等の場合で、お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには、お客さまと当社との協議により、あらかじめ鍵の提出等解錠に必要な協力を行なっていただくことがあります。

- (3) 計量器,その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償で 提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設するものについては、 当社が無償で使用できるものといたします。
- (4) 当社は、計量器の情報等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には、当社が無償で使用できるものといたします。
- (5) お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更する場合には、当社は、実費を申し受けます。
- (6) 16(従量電灯)(1)ホによって取り付ける装置については、当社の所有とし、 当社の負担で取り付けます。この場合、その取付位置は、原則として屋外と し、取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。

57 専用供給設備

- (1) 当社は、次の場合には、59 (特別供給設備の工事費負担金)の工事費負担金を申し受けてお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。
 - イ お客さまがとくに希望され、かつ、他のお客さまへの供給に支障がない と認められる場合
 - ロ 35 (電気の使用にともなうお客さまの協力) の場合
 - ハ お客さまの施設の保安上の理由,または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により、特定のお

客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合

- (2) (1)の専用設備は、需給地点から需給地点に最も近い変電所までの電線路 (配電盤、継電器およびその変電所の供給電圧と同位電圧の母線側断路器ま たはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。) に限ります。ただし、 特別の事情がある場合は、供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変 圧器 (1次電圧側線路開閉器を含みます。) とすることがあります。
- (3) 当社は、供給設備を2以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし、(1)イの場合は、次に該当する場合で、いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。
 - イ 2以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で、いずれのお客さまも 専用供給設備から電気の供給を受けることを希望されるとき。
 - ロ お客さまが既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合

Ⅲ 工事費の負担

58 一般供給設備の工事費負担金

(1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これにともない新たに施設される配電設備(専用供給設備を除きます。)の工事こう長が無償こう長(架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルといたします。)をこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けます。

区分	単 位	金額
架空配電設備の場合	超過こう長1メートルにつき	3,255 円
地中配電設備の場合	超過こう長1メートルにつき	25,620 円

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。

- (2) 工事費負担金の対象となる供給設備は、需給地点から需給地点に最も近い 供給変電所の引出口に施設される断路器またはこれに相当する機器の負荷側 接続点に至るまでの配電設備といたします。
- (3) 工事費負担金は、需給契約ごとに算定いたします。ただし、1需要場所において2以上の需給契約を結ぶ場合は、需要場所ごとに算定いたします。
- (4) 2以上のお客さまが配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。
 - イ 2以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は、 その代表のお客さまによる1申込みとみなして算定いたします。この場合、 無償こう長は、(1)の無償こう長にお客さまの数を乗じてえた値といたしま

す。

- ロ 2以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、お客さまごとに算定いたします。この場合、それぞれのお客さまの配電設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除してえた値にそのお客さまが単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。
- (5) 架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合の(1)の超過こう長は、次により算定いたします。
 - イ 地中配電設備の超過こう長は、地中配電設備の工事こう長から地中配電 設備の無償こう長を差し引いた値といたします。
 - ロ 架空配電設備の超過こう長は、架空配電設備の工事こう長といたします。 ただし、地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る 場合は、次によります。

架空配電設備 = 架空配電設備 - (地中配電設備 - 地中配電設備) の超過こう長 の工事こう長 の無償こう長 の工事こう長

× 架空配電設備の無償こう長地中配電設備の無償こう長

(6) 次の言葉は、▼ (工事費の負担) においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

イ 配電設備

発電所または変電所から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に 至る供給設備をいい、電線、引込線、変圧器およびこれらを支持し、また は収納する工作物(支持物、がいし、支線、暗きょ、管等をいいます。) を含みます。

ロ 工事こう長

別表11(標準設計基準)に定める設計(以下「標準設計」といいます。)

にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお、単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨 五入いたします。

- (7) WI(工事費の負担)の各項において、契約電力等を増加される場合とは、 次の値が増加する場合をいいます。
 - イ 定額電灯,従量電灯A,臨時電灯A,臨時電灯B,公衆街路灯Aおよび 公衆街路灯Bの場合の負荷設備の総容量
 - 口 契約容量
 - ハ 契約電力

なお、供給電気方式を交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は、契約電力等を増加されるものとみなします。

59 特別供給設備の工事費負担金

お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を 工事費負担金として申し受けます。

(1) お客さまの希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は、標準設計で施設する場合の工事費(以下「標準設計工事費」といいます。) をこえる金額

なお、標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合とは、次のいずれ かに該当する場合をいいます。

- イ お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる電線,支持物または変圧器 等を施設する場合
- ロ 架空配電設備で電気を供給できるにもかかわらず, 地中配電設備を施設 する場合

- ハ 標準設計による配電設備以外の配電設備から電気の供給を受ける場合
- ニ その他お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる設計で供給設備を施 設する場合

また、この場合も58(一般供給設備の工事費負担金)の工事費負担金を申 し受けます。

(2) 57 (専用供給設備) によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお,この場合には,工事費負担金の対象となる供給設備は,57 (専用供給設備)(2)によるものといたします。

60 供給設備を変更する場合の工事費負担金

- (1) 新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで、お客さまの 希望によって供給設備を変更する場合(お客さまとの電気の需給に直接関係 する場合に限ります。)は、55(引込線の接続)または56(計量器等の取付 け)によって実費を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工 事費負担金として申し受けます。
- (2) 35 (電気の使用にともなうお客さまの協力) によって供給設備を変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

61 特別供給設備等の工事費の算定

- 59 (特別供給設備の工事費負担金) および60 (供給設備を変更する場合の工事費負担金) の場合の工事費は、次により算定いたします。
- (1) 工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、次により算定した標準設計工事費といたします。
 - イ 標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する 材料費、工費および諸掛りの合計額といたします。
 - ロ 材料費は、払出時の単価(電気事業会計規則に定められた方法によって

算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。)によって算定いたします。

- ハ 撤去工事がある場合は、イにより算定される工事費の合計額から撤去後 の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費(諸掛りを 含みます。)を加えた金額といたします。
- ニ お客さまの希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工 事費は、63(臨時工事費)に準じて算定いたします。
- (2) お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、(1)に準じて算定いたします。
- (3) 59 (特別供給設備の工事費負担金) (1)の場合で、その工事費を58 (一般供給設備の工事費負担金) (1)に定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは、(1)および(2)にかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも58 (一般供給設備の工事費負担金) (1)にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。
- (4) 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔,管路等を利用して 電気を供給する場合は,新たに施設される電線路に必要とされる回線数,管 路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたしま す。
 - イ 鉄塔を利用して電気を供給する場合 工事費× 使用回線数 施設回線数
 - ロ 管路等を利用して電気を供給する場合 工事費× 使用孔数 施設孔数 - 予備孔数

62 工事費負担金の申受けおよび精算

(1) 当社は、工事費負担金を工事着手前に申し受けます。ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、工事費負担金を工事着手後に申し受けることがあ

- ります。この場合、需給開始日までに申し受けます。
- (2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。
- (3) 工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものといたします。
 - イ 58 (一般供給設備の工事費負担金) にもとづき算定される場合は,次に 該当するとき。
 - (イ) 設計変更等により、架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合
 - (ロ) その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合
 - ロ 59 (特別供給設備の工事費負担金) (58 [一般供給設備の工事費負担金] の超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合 は、イに準ずるものといたします。) および60 (供給設備を変更する場合 の工事費負担金) にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。
 - (イ) 設計変更により、電柱(鉄塔、鉄柱を含みます。)、電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料の数量の変更(架空引込線を除きます。)の差異が5パーセントをこえる場合
 - (ロ) 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合(設計から 払出しまでの期間が短いときを除きます。)
 - (ハ) その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合
- (4) 当社は、お客さまの承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお、その変更が供給設備を施設してから10年以内に行なわれる場合は、 その専用供給設備を施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。 (5) 居住用の分譲地として整備された地域等において、原則として1年以内にすべての建物が施設される場合で、すべてのお客さまが共同して申込みをされたときには、当社は、施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される58(一般供給設備の工事費負担金)の工事費負担金を当初に申し受けます。

また、工事費負担金契約書に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても、施設された配電設備に応じたものといたします。

63 臨時工事費

(1) 17 (臨時電灯) または20 (臨時電力) によって電気の供給を受けるお客さまのために新たに供給設備を施設する場合には、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費(諸掛りを含みます。)を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として、原則として工事着手前に申し受けます。

なお、撤去後の資材の残存価額は、変圧器、開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント、その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。

- (2) 臨時工事費を申し受ける場合は,58 (一般供給設備の工事費負担金),59 (特別供給設備の工事費負担金) および60 (供給設備を変更する場合の工事費負担金) の工事費負担金は申し受けません。
- (3) 新たに施設する供給設備のうち、当社が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。
- (4) 臨時工事費の精算は、62 (工事費負担金の申受けおよび精算)(3)口の場合

に準ずるものといたします。

64 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始 に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の 実費を申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等 に多額の費用を要したときは、その実費を申し受けます。

区 保 安

65 保安の責任

当社は、需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。

66 調 査

(1) 当社は、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に 適合しているかどうかを調査いたします。

なお,係員は,所定の証明書を提示いたします。

- (2) 調査は、次の事項について行ないます。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。
 - イ 絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定
 - ロ 接地抵抗値の測定
 - ハ 点検
- (3) 当社は、(1)の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を、お客さまにお知らせいたします。

なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等を 記載した文書により、原則として調査時に行ないます。

67 調査等の委託

- (1) 当社は、66 (調査)の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関(以下「登録調査機関」といいます。)に委託することがあります。
- (2) 当社は、(1)によって委託した場合には、委託先の名称、所在地および委託

した業務内容等を記載した文書等により、お客さまにお知らせいたします。

68 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社または登録調査機関に通知していただきます。
- (2) 当社は、66 (調査) (1)により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

69 保安に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適当な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異 状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると 認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または 異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を 及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件(発電設備を含みます。)の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

70 検査または工事の受託

- (1) お客さまは、保安上必要な電気工作物の検査を当社に申し込むことができます。
- (2) (1)の申込みを受けた場合には、当社は、すみやかに検査を行ないます。この場合には、当社は、検査料として実費を申し受けます。ただし、軽易なものについては、無料とすることがあります。
- (3) お客さまは、保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。
- (4) (3)の申込みを受けた場合には、当社は、できる限りこれを受託いたします。 受託したときには、当社は、実費を申し受けます。ただし、電線被覆損傷箇 所のテープ巻き等の軽易なものについては、材料費(消耗品を除きます。) のみを申し受けます。

71 自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、この供給約款のうち次のものは、適用いたしません。

- (1) 66 (調査)
- (2) 67 (調査等の委託)
- (3) 68 (調査に対するお客さまの協力)
- (4) 70 (検査または工事の受託)

附則

附 則

1 この供給約款の実施期日

この供給約款は、平成25年4月1日から実施いたします。

2 需要場所についての特別措置

(1) 適 用

- イ 8 (需要場所) (1)に定める1構内または8 (需要場所) (2)に定める1建物(以下「原需要場所」といいます。) において、口に定める特例設備を新たに使用する際に、口に定める特例設備が施設された区域または部分(以下「特例区域等」といいます。) のお客さまからこの特別措置の適用の申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、8 (需要場所) にかかわらず、当分の間、1原需要場所につき、口(イ)または(ロ)それぞれ1特例区域等に限り、1需要場所といたします。
 - (イ) 特例区域等に口に定める特例設備以外の負荷設備がないこと。また、口(口)に定める特例設備の場合は、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分(以下「非特例区域等」といいます。) において口(口)に定める特例設備以外の負荷設備があること。
 - (ロ) 次の事項について、非特例区域等のお客さまの承諾をえていること。
 - a 非特例区域等について、8 (需要場所) に準じて需要場所を定めること。
 - b 当社が特例区域等における業務を実施するため、34(需要場所への 立入りによる業務の実施)に準じて、非特例区域等のお客さまの土地 または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、 立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。
 - (ハ) 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。
 - (二) 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されてい

ること。

- (本) 当社が非特例区域等における業務を実施するため、34 (需要場所への立入りによる業務の実施) に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。
- ロ 特例設備は、次のものをいいます。

(イ) 急速充電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第1号に定める電気自動車専用 急速充電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるも の。

(ロ) 認定発電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第2号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(2) 工事費の負担

特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これにともない新たに供給設備を施設するときには、当社は、58(一般供給設備の工事費負担金)または59(特別供給設備の工事費負担金)にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。なお、〒(工事費の負担)の適用については、59(特別供給設備の工事費

3 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置

負担金)の場合に準ずるものといたします。

お客さまが再生可能エネルギー特別措置法附則第9条第1項に定める電気の 使用者に該当する場合で、当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能 エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(1) (2)の場合を除き、この供給約款実施の日から平成25年4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、

別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)にかかわらず、零円といた します。

(2) 定額制供給の場合は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

4 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

- (1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅(1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。)の各戸または各居室(以下「各戸」といいます。)が独立の需要場所となりえないため、1需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。
 - イ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されて いないとき。
 - ロ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。
- (2) 料金は、16 (従量電灯) (1)ニおよび(2)ホにかかわらず、各戸ごとに従量電灯Aを適用したものとみなして、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値(キロワット時)により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

5 農事用電力(脱穀調整用電力)のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に変更前の電気供給約款(以下「旧供給約款」といいます。)附則 5 (農事用電力 [脱穀調整用電力] のお客さまについての特別措置) の適用を受け、脱穀調整用電力を毎年、一定期間を限り、30日以上継続

して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

(1) 契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(2) 料 金

料金は、1年(毎年4月1日から起算いたします。)につき次によって算 定された金額および定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネ ルギー発電促進賦課金の合計といたします。

契約電力 契約 使用期間	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットを こえ1キロワッ トを増すごとに
最 初 の 30日まで	4,302 円 56銭	6,077 円 48銭	9,540 円 16銭	13,049 円 34銭	2,222 円 51銭
30日をこえる 1日につき	34 円 01銭	47 円 05銭	96 円 43銭	148 円 14銭	58 円 70銭

ただし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が38,800円を下回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が38,800円を上回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。この場合、基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットを こえ1キロワッ トを増すごとに
1日につき	29 銭 7厘	59 銭 4厘	1円18銭8厘	1円78銭2厘	59 銭 4 厘

(3) 支払義務発生日

料金の支払義務発生日は、契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

(4) その他の事項については、本則の農事用電力に準ずるものといたします。

6 この供給約款の実施にともなう切替措置

- (1) この供給約款実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、26 (料金の算定) および27(日割計算) に準じて日割計算を行ない、料金を算 定いたします。
- (2) 旧供給約款15 (料金)の遅収料金,旧供給約款29 (料金の支払義務および支払期限)および旧供給約款36 (供給の停止)(2)については、料金の算定期間の最終日がこの供給約款実施の日の前日までとなる料金に適用いたします。
- (3) 28 (料金の支払義務および支払期日),30 (延滞利息)および36 (供給の停止)(2)については、料金の算定期間の最終日がこの供給約款実施の日以降となる料金に適用いたします。

別 表

別表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置 法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による 再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に 基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいま す。)および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社 の事務所に掲示いたします。

- (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用
 - イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は,ロの場合を除き, 当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告 示がなされた年の3月の検針日から翌年の3月の検針日の前日までの期間 に使用される電気に適用いたします。
 - ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定
 - イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお,再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は,1円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は,各契約負荷設備ごとの(1)に 定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

b 臨時電灯Aおよび臨時電力

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に 定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたしま す。ただし、従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまに ついては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能 エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

- ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定 により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただ いたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたしま す。
 - (イ) (ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の3月の検針日から翌年の3月の検針日(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。)の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減

免額 といいます。)を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といた します。

なお, 平均燃料価格は, 100円単位とし, 100円未満の端数は, 10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格 = $A \times a + B \times \beta + C \times \gamma$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

a = 0.2313

 $\beta = 0.3006$

y = 0.5039

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入

いたします。

口 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値と いたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第 1位で四捨五入いたします。

- (イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が38,800円を下回る場合
 燃料費 = (38,800円 平均燃料価格 $) \times \frac{(2)$ の基準単価
 1,000
- (ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が38,800円を上回り,かつ,58.200円以下の場合

燃 料 費 =
$$($$
平均燃料価格 $-$ 38,800円 $) \times \frac{(2)の基準単価}{1,000}$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が58,200円を上回る場合 平均燃料価格は,58,200円といたします。

燃料費 =
$$(58,200$$
円 $-38,800$ 円 $) \times \frac{(2)$ の基準単価 1,000

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整 単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に 使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は,(ロ)の場合を除き,次のとおりといたします。

	,
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月	その年の5月の検針日から6月の
31日までの期間	検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月	その年の6月の検針日から7月の
30日までの期間	検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月	その年の7月の検針日から8月の
31日までの期間	検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月	その年の8月の検針日から9月の
30日までの期間	検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月	その年の9月の検針日から10月の
31日までの期間	検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月	その年の10月の検針日から11月の
31日までの期間	検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月	その年の11月の検針日から12月の
30日までの期間	検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月	その年の12月の検針日から翌年の
31日までの期間	1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月	翌年の1月の検針日から2月の検
30日までの期間	針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月	翌年の2月の検針日から3月の検
31日までの期間	針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年	翌年の3月の検針日から4月の検
の1月31日までの期間	針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年 の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場 合は,翌年の2月29日 までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検 針日の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整

単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

二 燃料費調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、口によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料 費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯Aおよび臨時電力

燃料費調整額は、口によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料 費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯A、臨時電灯 Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金適用電力量まで は、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

	20ワットまでの1灯につき	1円40銭3厘
電	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円80銭6厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4円20銭8厘
灯	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	7円01銭4厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまで ごとに	7円01銭4厘
小	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2円09銭5厘
型 機	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの 1 機器につき	4円19銭1厘
器	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100 ボルトアンペアまでごとに	4円19銭1厘

(ロ) 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	5銭7厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアン ペアまでの場合	11 銭 3 厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	11 銭 3 厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルト アンペアまでの場合	1円13銭1厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円13銭1厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1	キロワッ	ノト1日	につき
-------	------	------	-----

1円18銭9厘

ロ 従量制供給の場合

(イ) 従量電灯A, 臨時電灯Bおよび公衆街路灯B 基準単価は, 次のとおりといたします。

最 低 料 金	1 契約につき最初の15キロ ワット時まで	2円70銭9厘
電力量料 金	上記をこえる1キロワット 時につき	18銭1厘

(ロ) (イ)以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

(3) 燃料費調整単価等の掲示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)口によって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

3 契約負荷設備の総容量の算定

- (1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。
 - イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量(入力)といたします。この場合, 最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量(入力)に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて 次によって算定した値を加えたものといたします。

- (4) 住宅,アパート,寮,病院,学校および寺院 1 差込口につき 50ボルトアンペア
- (ロ) (イ)以外の場合 1 差込口につき 100ボルトアンペア
- (2) (1)により,契約負荷設備の総容量を算定することが不適当と認められる場合は,別表4 (標準容量換算表)による負荷設備容量に単体500ボルトアンペア以上の小型機器容量を加算したものといたします。ただし,寮,アパート等は,建物構造を参考に協議決定いたします。

4 標準容量換算表

取付灯数による負荷設備容量は、次のとおりといたします。

なお,多灯式けい光灯は,管数にかかわらず1灯とし,コンセント,分岐ソケットおよびテーブルタップは,差込口の数を取付灯数に算入いたします。

(単位:キロボルトアンペア)

取付	負荷設	備容量	取付	負荷設	備容量	取付	負荷設	備容量	取付	負荷設	備容量
灯 数	住宅用	営工業用	灯数	住宅用	営工業用	付灯数	住宅用	営工業用	灯数	住宅用	営工業用
10	1.4	1.7	42	4.2	4.7	74	5.3	6.2	106	6.4	7.6
12	1.7	2.0	44	4.3	4.8	76	5.4	6.3	108	6.5	7.7
14	2.1	2.4	46	4.3	4.9	78	5.5	6.3	110	6.6	7.8
16	2.5	2.8	48	4.4	5.0	80	5.5	6.4	112	6.6	7.9
18	2.7	3.0	50	4.5	5.1	82	5.6	6.5	114	6.7	8.0
20	3.0	3.2	52	4.6	5.2	84	5.7	6.6	116	6.8	8.1
22	3.1	3.3	54	4.6	5.3	86	5.7	6.7	118	6.9	8.2
24	3.2	3.5	56	4.7	5.3	88	5.8	6.8	120	6.9	8.3
26	3.3	3.6	58	4.8	5.4	90	5.9	6.9	122	7.0	8.4
28	3.4	3.7	60	4.8	5.5	92	5.9	7.0	124	7.1	8.5
30	3.5	3.9	62	4.9	5.6	94	6.0	7.1	126	7.1	8.5
32	3.6	4.0	64	5.0	5.7	96	6.1	7.2	128	7.2	8.6
34	3.8	4.2	66	5.0	5.8	98	6.2	7.3	130	7.3	8.7
36	3.9	4.3	68	5.1	5.9	100	6.2	7.4	132	7.3	8.8
38	4.0	4.5	70	5.2	6.0	102	6.3	7.4	134	7.4	8.9
40	4.1	4.6	72	5.3	6.1	104	6.4	7.5	136	7.5	9.0

取付	負荷設	備容量	取付	負荷設	備容量	取付	負荷設	備容量	取付	負荷設	備容量
灯数	住宅用	営工業用	取付灯数	住宅用	営工業用	灯数	住宅用	営工業用	対数	住宅用	営工業用
138	7.5	9.1	178	8.9	10.9	218	10.3	12.7	258	11.7	14.6
140	7.6	9.2	180	9.0	11.0	220	10.4	12.8	260	11.8	14.7
142	7.7	9.3	182	9.1	11.1	222	10.5	12.9	262	11.9	14.8
144	7.8	9.4	184	9.1	11.2	224	10.5	13.0	264	11.9	14.8
146	7.8	9.5	186	9.2	11.3	226	10.6	13.1	266	12.0	14.9
148	7.9	9.5	188	9.3	11.4	228	10.7	13.2	268	12.1	15.0
150	8.0	9.6	190	9.4	11.5	230	10.8	13.3	270	12.1	15.1
152	8.0	9.7	192	9.4	11.6	232	10.8	13.4	272	12.2	15.2
154	8.1	9.8	194	9.5	11.6	234	10.9	13.5	274	12.3	15.3
156	8.2	9.9	196	9.6	11.7	236	11.0	13.6	276	12.4	15.4
158	8.2	10.0	198	9.6	11.8	238	11.0	13.7	278	12.4	15.5
160	8.3	10.1	200	9.7	11.9	240	11.1	13.7	280	12.5	15.6
162	8.4	10.2	202	9.8	12.0	242	11.2	13.8	282	12.6	15.7
164	8.5	10.3	204	9.8	12.1	244	11.2	13.9	284	12.6	15.8
166	8.5	10.4	206	9.9	12.2	246	11.3	14.0	286	12.7	15.8
168	8.6	10.5	208	10.0	12.3	248	11.4	14.1	288	12.8	15.9
170	8.7	10.6	210	10.0	12.4	250	11.4	14.2	290	12.8	16.0
172	8.7	10.6	212	10.1	12.5	252	11.5	14.3	292	12.9	16.1
174	8.8	10.7	214	10.2	12.6	254	11.6	14.4	294	13.0	16.2
176	8.9	10.8	216	10.3	12.7	256	11.7	14.5	296	13.1	16.3

取付	負荷設	備容量	取付	負荷設	備容量	取付	負荷設	備容量	取付	負荷設	備容量
 対 数	住宅用	営工業用	灯数	住宅用	営工業用	灯数	住宅用	営工業用	灯数	住宅用	営工業用
298	13.1	16.4	324	14.0	17.6	350	14.9	18.8	376	15.8	20.0
300	13.2	16.5	326	14.1	17.7	352	15.0	18.9	378	15.9	20.0
302	13.3	16.6	328	14.2	17.8	354	15.1	19.0	380	16.0	20.1
304	13.3	16.7	330	14.2	17.9	356	15.1	19.0	382	16.0	20.2
306	13.4	16.8	332	14.3	17.9	358	15.2	19.1	384	16.1	20.3
308	13.5	16.9	334	14.4	18.0	360	15.3	19.2	386	16.2	20.4
310	13.5	16.9	336	14.4	18.1	362	15.3	19.3	388	16.3	20.5
312	13.6	17.0	338	14.5	18.2	364	15.4	19.4	390	16.3	20.6
314	13.7	17.1	340	14.6	18.3	366	15.5	19.5	392	16.4	20.7
316	13.7	17.2	342	14.7	18.4	368	15.6	19.6	394	16.5	20.8
318	13.8	17.3	344	14.7	18.5	370	15.6	19.7	396	16.5	20.9
320	13.9	17.4	346	14.8	18.6	372	15.7	19.8	398	16.6	21.0
322	14.0	17.5	348	14.9	18.7	374	15.8	19.9	400	16.7	21.1

5 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は,次のイ,ロ,ハおよび二によります。

イ けい光灯

	換 算	容 量
	入力(ボルトアンペア)	入力(ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) ×150パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット)
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) ×200パーセント	×125パーセント

ロ ネオン管灯

	換 算 容 量						
2 次電圧 (ボルト)	入力(ボノ	7 + (11 1)					
	高力率型	低力率型	入力(ワット)				
3,000	30 80		30				
6,000	60 150		60				
9,000	100 220		100				
12,000	140	140 300					
15,000	180	350	180				

ハ スリームラインランプ

管の長さ(ミリメートル)	換 算 容 量						
目の女で(ミリスートル)	入力(ボルトアンペア)	入力 (ワット)					
999以下	40	40					
1,149以下	60	60					
1,556以下	70	70					
1,759以下	80	80					
2,368以下	100	100					

二水銀灯

	換 算 容 量					
出力(ワット)	入力(ボ	入力 (ワット)				
	高力率型	低力率型				
40以下	60	130	50			
60以下	80	170	70			
80以下	100	190	90			
100以下	150	200	130			
125以下	160	290	145			
200以下	250	400	230			
250以下	300	500	270			
300以下	350	550	325			
400以下	500	750	435			
700以下	800	1,200	735			
1,000以下	1,200	1,750	1,005			

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

- (イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量(入力〔キロワット〕)は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。
- (ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

		換算容	星			
出力(ワット)	入力 (計	入力(ボルトアンペア)				
	高力率型	低力率型	- 入力 (ワット)			
35以下		160				
45以下		180				
65以下		230				
100以下	250	350	出力(ワット)			
200以下	400	550	×133.0パーセント			
400以下	600	850				
550以下	900	1,200				
750以下	1,000	1,400				

口 3相誘導電動機

換 算 容	量(入力	〔キロワット〕)
出力 (馬力)	×	93.3パーセント
出力(キロワッ	ト)× 1	25.0パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大き い換算容量といたします。

装置種別(携帯型および移動型を含みます。)	最高定格 管 電 圧 (キロボルトピーク)	管 電 流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量 (入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力 (キロボルトアンペア) の値といたします。
		20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5
		30ミリアンペア超過 50ミリアンペア以下	2
	95キロボルトピーク 以下	50ミリアンペア超過 100ミリアンペア以下	3
	W.1	100ミリアンペア超過 200ミリアンペア以下	4
診察用装置		200ミリアバア超過 300ミリアバア以下	5
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	7.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10
	95キロボルトピーク 超過 100キロボルトピーク 以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	8
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	13.5
	100キロボルトピーク 超過	500ミリアンペア以下	9.5
	125キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク 超過	500ミリアバア以下	11
	150キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5
*************************************	コンデンサ容量	量 0.75マイクロファラッド以下	1
蓄電器放電式 診 察 用 装 置	0.75マイクロファラッド超	過 1.5 マイクロファラット以下	2
77.78	1.5 マイクロファラッド超	過3 マクロファラッド以下	3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本工業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合 入力 (キロワット)=最大定格1次入力 (キロボルトアンペア)

ロ イ以外の場合

(5) その他

- イ (1), (2), (3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量 (入力)は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量 (入力)とすることがあります。
- ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠く ことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷 設備の容量(入力)を算定いたします。
- ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

6 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率
$$(\mathcal{N}-セント)$$
 =
$$\frac{100}{\mathcal{N}-セント} \times \left\{ \begin{array}{c} \mathbb{E}[A] \times \left\{$$

7 進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。

(1) 照明用電気機器

イ けい光灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は、次によります。

使用電圧 (ボルト)	管灯の定格消費電力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)
	10	3.5
	15	4.5
	20	5.5
100	30	9
100	40	14
	60	17
	80	25
	100	30
	40	3.5
200	60	4.5
	80	5.5
	100	7

ロ ネオン管灯

変圧器 2 次電圧 (ボルト)	変圧器容量 (ボルトアンペア)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)
3,000	80	20
6,000	100	30
9,000	200	50
12,000	300	50
15,000	350	75

ハ水銀灯

出力	コンデンサ取付容	量 (マイクロファラッド)
(ワット)	100ボルト	200ボルト
50以下	30	7
100以下	50	9
250以下	75	15
300以下	100	20
400以下	150	30
700以下	250	50
1,000以下	300	75

(2) 誘導電動機

イ 個々にコンデンサを取り付ける場合

(イ) 単相誘導電動機

電動機	馬力	1/8	1/4	1/2	1
定格出力	キロワット	0.1	0.2	0.4	0.75
コンデンサ	使用電圧 100ボルト	40	50	75	100
取付容量 (マイクロファラッド)	使用電圧 200ボルト	20	20	30	40

(ロ) 3相誘導電動機(使用電圧200ボルトの場合といたします。)

電動機	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
定格出力キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37	
コンデンサリ		10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

ロ 一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって 2 以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応する イに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

(3) 電気溶接機(使用電圧200ボルトの場合といたします。)

イ 交流アーク溶接機

溶接機最大入力 (キロボルトアンペア)	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45 以上 50 未満
コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

口 交流抵抗溶接機

イの容量の50パーセントといたします。

(4) その他

(1), (2)および(3)によることが不適当と認められる電気機器については、機器の特性に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

8 契約容量および契約電力の算定方法

16 (従量電灯) (2)ニ(四)または19 (低圧電力) (4)口の場合の契約容量または 契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、 力率 (100パーセントといたします。) を乗じます。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしく は200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア)×電圧(ボルト)× $\frac{1}{1.000}$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧

は、200ボルトといたします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)×1.732× 1.000

9 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

(1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ 前月または前年同月の使用電力量による場合

前月または前年同月の使用電力量 × 協定の対象と 前月または前年同月の実日数 × なる期間の日数

ロ 前3月間の使用電力量による場合

前3月間の使用電力量 前3月間の実日数 × 協定の対象と なる期間の日数

- (2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合 使用された負荷設備の容量(入力)にそれぞれの使用時間を乗じてえた値 を合計した値といたします。
- (3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

取替後の計量器によって計量された使用電力量 取替後の計量器によって計量された期間の日数 × なる期間の日数

(4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合 参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたしま す。 なお、この場合の計量器の取付けは、56(計量器等の取付け)に準ずるものといたします。

(5) 公差をこえる誤差により修正する場合

計量電力量 100パーセント+(±誤差率)

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の 使用電力量を対象として協定いたします。

- イ お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月
- ロ 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

10 日割計算の基本算式

- (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。
 - イ 基本料金,最低料金,定額制供給の料金または最低料金に適用される再 生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

1月の該当料金× 日割計算対象日数 検針期間の日数

ただし、26(料金の算定)(1)ハに該当する場合は、

日割計算対象日数 検針期間の日数 は、 日割計算対象日数 をいたします。

- ロ 従量電灯, 臨時電灯 B および公衆街路灯 B の料金適用上の電力量区分を 日割りする場合
 - (イ) 従量電灯A

最低料金適用電力量=15キロワット時× 日割計算対象日数 検針期間の日数

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

第1段階料金適用電力量=105キロワット時× 日割計算対象日数 検針期間の日数

なお,第1段階料金適用電力量とは,15キロワット時をこえ 120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が 適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量=180キロワット時× 日割計算対象日数 検針期間の日数

なお,第2段階料金適用電力量とは,120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 従量電灯 B

第1段階料金適用電力量=120キロワット時× 日割計算対象日数 検針期間の日数

なお,第1段階料金適用電力量とは,最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量=180キロワット時× 日割計算対象日数 検針期間の日数

なお,第2段階料金適用電力量とは,120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) 臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

最低料金適用電力量=15キロワット時× 日割計算対象日数 検針期間の日数

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

- (二) (イ), (口)または(ハ)によって算定された最低料金適用電力量,第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は,1キロワット時とし,その端数は,小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (ホ) 26 (料金の算定) (1)ハに該当する場合は、(イ)、(ロ)および(ハ)の <u>日割計算対象日数</u> は、<u>日割計算対象日数</u>といたします。 横針期間の日数 は、<u>暦</u> 日 数
- ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合
 - (4) 26 (料金の算定) (1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
 - (ロ) 26 (料金の算定) (1)口の場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力、臨時電力(従量制供給のものに限ります。)および農事用電力(従量制供給のものに限ります。)のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

- 二 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金に適用 される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エ ネルギー発電促進賦課金を除きます。)を算定する場合
 - (イ) 26 (料金の算定) (1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
 - (ロ) 26 (料金の算定) (1)口の場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によ

ります。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよび口にいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始 の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

- (3) 定額制供給の場合または25 (使用電力量の計量) (7)の場合は,電気の供給 を開始し,または需給契約が消滅したときの(1)イおよび口にいう検針期間の 日数は,(2)に準ずるものといたします。この場合,(2)にいう検針日は,その お客さまの属する検針区域の検針日とし,当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は,消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。
- (4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよび口にいう暦日数は、次のとおりといたします。
 - イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日 (開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。) の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日(消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。)の属する月の日数といたします。

(5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は,(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、

電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には 含みません。

11 標準設計基準

(1) 適 用

イ この基準は、W (工事費の負担) に定める標準設計で施設する場合の工 事費の算定に適用いたします。

- ロ この基準に明記していない場合は、電気設備に関する技術基準、その他 の法令、当社の設計基準等にもとづき技術的に適当と認められる設計によ ります。この場合、その設計を標準設計といたします。
- ハ 地形上その他周囲の状況からこの基準によりがたいため特別な施設を要する場合は、技術的に適当と認められる設計によります。この場合、その設計を標準設計といたします。

(2) 高圧または低圧電線路

イ 通 則

(イ) 電圧降下の許容限度

高圧または低圧電線路における電圧降下の限度の標準は、次表の値といたします。この場合、電線路は需給地点から当該の需要に電気を供給する発変電所の引出口に設置する断路器もしくはこれに相当する機器または供給用変圧器の負荷側接続点までといたします。

	高	圧	低	圧
公称電圧	6,600	ボルト	100ボルト	200ボルト
電圧降下	600	ボルト	6ボルト	20ボルト

ただし, 既設電線路を利用する場合または他のお客さまと同時に供給

設備を施設する場合は、他のお客さまの電圧降下および法令で定められ た電圧維持基準等を考慮して施設いたします。

(口) 経過地

高圧または低圧電線路の経過地は、地形その他用地の事情を考慮して保守および保安に支障のない範囲において、電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

(ハ) 電線路の種類

高圧または低圧電線路は架空電線路といたします。ただし、架空電線路とすることが法令上不可能な場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により著しく困難な場合は他の方法によります。

ロ 高圧または低圧架空電線路

(イ) 電線路の施設

- a 高圧または低圧架空電線路は、単独の電線路を新設する場合、他の 架空電線路と併架する場合および電線の張替えによる場合ならびに負 荷分割をする場合のうち、線路の保守および保安に支障を来たさない 範囲で、最も経済的な方法により施設いたします。
- b 高圧架空電線路を単独に施設する場合は,原則として1回線といた します。

(ロ) 支持物の種類

高圧または低圧架空電線路の支持物には、原則として、工場打鉄筋コンクリート柱で、無着色のものを使用いたします。ただし、周囲の状況、地形または経済上適当でない場合には、他の支持物を使用することがあります。

(ハ) 標準径間

高圧または低圧架空電線路の標準径間は、原則として次表の値といた します。

施設地域	標準径間(メートル)
市街地	30~40
その他	40~50

(二) 支持物の長さ

高圧または低圧架空電線路の支持物の長さは、次表の値を標準といた します。ただし、施設場所の状況により、根入れ、他の工作物との離隔、 装柱等の関係から必要な場合は、この長さ以外のものといたします。

装柱	施設地域	市街地	その他
低	圧	9メートル	9メートル
高	圧	10メートル	9メートル
高低日	三併架	12メートル	11メートル

(ホ) がいし

高圧または低圧架空電線路のがいしは、原則として次表のものを使用 いたします。

電圧	使用箇所	引通箇所	引留箇所
高	圧	高圧ピンがいし	高圧耐張がいし
低	圧	低圧引留がいし	低圧引留がいし
低 圧	引 込	低圧引留がいし	低圧引留がいし 低圧引留三角がいし 低圧引留バインドレスがいし

(へ) 電線の種類および太さ

- a 高圧または低圧架空電線の導体には、硬銅線を使用いたします。ただし、技術上、経済上不適当な場合は、他の適当な材質のものを使用いたします。
- b 高圧または低圧架空電線および高圧または低圧架空引込線には,絶 縁電線を使用いたします。
- c 電線の太さは、許容電流、電圧降下および機械的強度を考慮して、 次表により選定いたします。

架空電線の太さの最低限度

高	圧	直	径	5.0	ミリメートル
低	圧	直	径	5.0	ミリメートル
低圧	引込	直	径	2.6	ミリメートル

(注) 低圧架空引込線については、特殊なものは、上表にかかわらず 2.0ミリメートルを使用することがあります。

電線の種類、太さおよび許容電流

(単位:アンペア)

											1 1-	<u> </u>		
			単	線	(ミリメ・	-トル)	ょ		り	線	(平	方印	メートル	V)
			2.6	3.2	4.0	5.0	5.5	8	14	22	38	60	80	100
高圧	高圧架橋オ レン絶縁電 (OC)	ポリエチ 試線				146							335	
絶縁 電線	高圧引下用 リエチレン 線(PDC)	引架橋ポ ×絶縁電					71							
低	屋外用ビニル	低圧線				103					153	206		302
圧	絶縁電線 (OW)	引込線	44	58	78					112	153	206		302
絶	600ボルトビニ (I V		48	62	81				88	115	162	217		298
縁	引込用ビニル	2 心	38	50					70	92				
電	絶縁電線 (DV)	3心*	34	44					62	80	113	152		
線	600ボルトビ ビニルシースク (VV	ケーブル	34					43	57	81	113	152		209

*交流単相3線式の場合は2心の電流を適用する。

(ト) 柱上変圧器の容量

柱上変圧器の容量は、次表により、技術上、経済上適当なものを選定いたします。

容		量		(キロボ	ルトアン・	ペア)
1 0	20	3 0	5 0	7 5	100	1 3 3

(注) 3 相電力負荷に対しては、単相変圧器 2 台を V 結線または 3 台を Δ 結線により使用することがあります。

(チ) 開閉器の取付けおよび容量

a 高圧架空電線路を操作または保守するために必要な箇所には, 気中

開閉器を施設いたします。ただし, 気中開閉器の施設が技術上, 経済 上不適当な場合には, 他の種類の開閉器を施設することがあります。

b 開閉器の容量は、次表により、技術上、経済上適当なものを選定い たします。

容量(アンペア) 100 200 300 400

(リ) その他装柱付属品等に関する事項

- a 高圧または低圧架空電線路の装柱は複雑にならないように考慮し、標準装柱は、高圧線は水平配列、低圧線は垂直配列といたします。ただし、付近の樹木や建造物等の状況によっては、他の配列とすることがあります。
- b 高圧架空電線路で水平配列する場合のアームは、軽量腕金を使用いたします。また、低圧架空電線路で垂直配列する場合のアームは、ラック金物を使用いたします。
- c 支柱,支線柱は,支持物強度の一部を安全に分担できる種類と長さのものを使用いたします。
- d 変圧器の1次側に使用する開閉器には、高圧カットアウトを使用いたします。

(ヌ) 特殊地域の施設

- a 塩害地域に施設する架空電線路のがいし、柱上変圧器、開閉器等の機器および材料は、耐塩構造のものを使用し、耐塩施設を行ないます。なお、塩害地域とは、海岸からおおむね2キロメートル以内で、塩害を受ける地域をいいます。
- b 雷雨発生のおそれの多い地域に施設する架空電線路には、その程度 に応じ、架空地線の施設、避雷器の取付数の増加等の耐雷施設の強化 を行ないます。
- c 雪害地域については、その程度に応じた対策を実施いたします。

ハ 高圧または低圧地中電線路

(イ) 施設方法

高圧または低圧地中電線路の施設方法は、管路式といたします。ただし、次の場合は直接埋設式または暗きょ式によることがあります。

a 直接埋設式

重量車両が通ることなく、かつ、再掘さくが他に支障のない構内等 に施設する場合

b 暗きょ式

当該線路を含めて相当多数のケーブルを同一の場所等に施設する場 合

(ロ) ケーブルの種類および太さ

高圧または低圧地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは、 許容電流,短絡電流,電圧降下,施設方法等を考慮して,次表により選 定するものといたします。ただし,技術上,経済上やむをえない場合は, 他の種類のケーブルを使用することがあります。

なお,ケーブルの許容電流は,日本電線工業会規格の算定方法に準じ, 施設条件を考慮して算定いたします。

公称電圧 (ボルト)	種	類			称断面が	
0.000			38	60	100	150
6,600			200	250	325	
	架橋ポリ ケ ー	エチレンブル	14	22	38	60
600		ŕ	100	150	200	250
			325	400		

(ハ) 開閉器の施設および容量

a 高圧地中電線路を操作または保守するために必要な箇所には開閉器 を施設いたします。 b 容量は次表によります。

容 量 (アンペア)	400
------------	-----

(二) 変圧器の施設および容量

変圧器の容量は、次表により、技術上、経済上適当なものを選定いたします。

			容 量 (キロボルトアンペア)
単	相	用	100 150
灯	力 共	用	50 + 30 75 + 50 100 + 50

(3) 変電設備

イ 通 則

電線路の引出設備は、その変電所の他の設備に準じて施設いたします。

口結線法

結線および主要機器取付台数は、次表を標準といたします。

区	分	結 線 法	機器名	台 数
高	補助母線付		プラグイン 形器 断 路 器 変 流 器 電 電 配 電 型	1台 1台 2台 1台 1式
圧	切替断路器付		プラグイン 断 路 器 変 流 器 零 相変流器 配 電	1台 1台 2台 1台 1式

凡 例

プラグイン形 しゃ断器	断路器	変流器	零相変流器
*		#	#

(注) 接地装置については、固体絶縁開閉装置を使用する場合は、線路側に1台 設置することがあります。

ハ しゃ断器

- (イ) しゃ断器は、当社で一般的に使用しているもののなかで、その使用回路の公称電圧(以下「回路電圧」といいます。)に応じ、最大負荷時の電流および施工時の系統構成または将来構成されることが予定されている系統構成について計算した短絡電流から判断して、原則として次表のものを選定いたします。
- (ロ) 系統構成は10年程度先を目標といたします。

回路電圧 (キロボルト)	定格電圧 (キロボルト)	定格電流 (アンペア)	定格しゃ断電流 (キロアンペア)	型	式
6.6	7.2	600	12.5	真空型	ガス型

二断路器

- (イ) 断路器は、当社で一般的に使用しているもののなかで、その回路電圧 に応じ、最大負荷時の電流およびその系統で必要な定格短時間電流から 判断して、原則として次表のものを選定いたします。
- (ロ) 系統構成は10年程度先を目標といたします。

回路電圧 (キロボルト)	定格電圧 (キロボルト)	定格電流 (アンペア)	定格短時間電流 (キロアンペア)	型	式
6.6	7.2	600	12.5	三極	基単投

ホ 計器用変流器

- (イ) 計器用変流器は、当社で一般的に使用しているもののなかで、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流およびその系統で必要な定格短時間電流から判断して、必要最小のものを選定いたします。
- (ロ) 系統構成は10年程度先を目標といたします。

へ配電盤

配電盤には、原則として電流計およびしゃ断器等の操作用開閉器ならび

に運転に必要な装置を取り付けます。また、必要に応じ電力量計、無効電力量計、電圧計等を取り付けます。

ト 保護装置

電線路に短絡または地絡故障を生じた場合に自動的に電路をしゃ断するための保護装置を取り付けます。

なお, 原則として各線路には, 自動再閉路継電器を施設いたします。

電気事業法施行規則第24条の規定に基づく添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 新旧料金率比較表および供給条件の変更の内容
- 3 一般電気事業供給約款料金算定規則様式第1から第8までにより作成した書類 (様式第1)
 - 第1表 営業費総括表
 - 第2表 事業報酬総括表
 - 第3表 控除収益総括表

(様式第2)

- 第1表 営業費明細表
- 第2表 事業報酬明細表
- 第3表 控除収益明細表
- (様式第3) 8部門整理表
- (様式第4) 配電費・販売費整理表

(様式第5)

- 第1表 送電・高圧配電関連費明細表
- 第2表 送電・高圧配電非関連費明細表
- (様式第6) 送電・高圧配電関連需要明細表
- (様式第6の2) 送電・高圧配電非関連需要明細表

(様式第6の4)

- 第1表 追加事業報酬総括表
- 第2表 連系設備特別報酬対象額明細表

(様式第7)

- 第1表 送電・高圧配電関連費及び送電・高圧配電非関連費計算表
- 第2表 原価等集計表

(様式第8)

第1表 低圧需要原価等と料金収入の比較表

関 西 電 力 株 式 会 社

1 変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

I 電気料金の値上げ申請の理由

当社は、東日本大震災以降、徹底的な安全対策を行なうことで、引き続き原子力プラントの再稼動に全力で取り組んでおります。また、電力の安全・安定供給のために、火力発電の焚き増しや長期間停止しておりました海南2号機の再稼動、姫路第一発電所におけるガスタービンの設置など、最大限の供給力確保に努めているところではございますが、その結果、火力燃料費等の負担が大幅に増加しております。

こうした中、当社は新たに「効率化推進部会」を設置し、全社一丸となって、 聖域を設けず徹底した経営効率化を推し進めているところでございますが、原 子力プラントが再稼動できないことによる火力燃料費等の増加による収支の悪 化がこのまま推移すれば、電力の安全・安定供給にも支障をきたす恐れが生じ てまいりましたことから、苦渋の決断として、電気料金の値上げを申請させて いただく次第でございます。

以下、燃料費を中心とする費用増加の実態と当社の経営効率化への取組み、 および電気料金の値上げ申請の必要性について申し上げます。

1. 原子力発電所の設備利用率低下による費用の増加

火力燃料調達につきましては、石炭、LNG (液化天然ガス)、石油それぞれの特性を踏まえた効率的な火力発電を行なうため、発電所の運転状況に応じて必要な燃料を安定確保するとともに、燃料の生産から輸送・受入れに至る燃料調達チェーンの各部においても、調達コストの低減に向けて様々な取組みを推進しております。さらに効率的な電源設備の活用として、堺港発電所の高効率コンバインドサイクル発電方式化や舞鶴発電所2号機の運転開始に加え、姫路第二発電所においても発電効率が世界最高水準となる高効率

コンバインドサイクル発電方式化に取り組んでおり, さらなる燃料費削減に 努めてまいります。

しかしながら、平成25年度以降、高浜3、4号機が再稼動すると仮定しても、大幅な原子力の発電電力量の減少による不足分を火力発電の稼働増などにより代替せざるをえない状況にあります。そのため、燃料費は平成25年度から平成27年度の年平均で9,321億円となり、平成20年度の料金原価に比べて4.173億円の増加が避けられない見通しです。

2. 徹底した経営効率化の推進による原価低減

当社は、従来から競争力の強化や財務体質の改善を図るべく、絶えず創意 工夫を積み重ねることで、電力の安全・安定供給を確保しつつ、経営全般に わたる効率化を積極的に進めてまいりました。

加えて、平成24年4月には「効率化推進部会」を設置し、聖域を設けず徹底した効率化を検討し、より一層のコスト削減を実施することとしております。

電気料金の原価算定期間である平成25年度から平成27年度におきまして も、効率化推進部会での取組みをさらに加速させ、全社を挙げて最大限の効 率化に取り組むことにより、総額1,553億円のコスト削減を電気料金へ反映 しております。

各項目における具体的な効率化については以下のとおりであります。

(1) 人件費

人件費につきましては、これまでも採用抑制、さらには早期退職施策や、一人当たり総額人件費の削減などに取り組んでまいりましたが、今後も、電力の安全・安定供給の使命を確実に果たすために、高度な専門知識・技能や強い使命感を有する人材を、安定的に確保し育成することを前提に、引き続き不断の効率化に努めてまいります。具体的には、平成25年度以降、

採用抑制による人員削減と従業員の年収削減および保養所の全廃を含む厚生費の削減等により、平成20年度の料金原価2,373億円に対し、平成25年度から平成27年度の年平均の料金原価は1,934億円と、439億円の削減を織り込んでおります。

(2) 設備投資関連費用

設備投資につきましては、高経年化にともなう設備改修物量が増加傾向にありますが、これまで以上に競争発注のさらなる可能性の追求や競争効果を高める発注方法の工夫、取引先提案の活性化、価格査定のさらなる充実によるコスト削減に加え、仕様や物流方法・発注単位の見直しや業務運営方法の合理化・効率化による原価低減、工事実施時期の繰延べ等にも取り組んでまいります。その結果、減価償却費については、平成20年度の料金原価3,108億円に対し、平成25年度から平成27年度の年平均の料金原価は2,965億円へと144億円の減少を織り込んでおります。

(3) 修繕費, 諸経費等

修繕費につきましては、安全を最優先とした電力の安定供給を確保するため、積極的に資源を投入し、設備の点検・補修に万全を期すと同時に新工法の採用等により、設備保全の効率化に努めております。今後も、競争的発注方法の拡大や仕様見直しおよび業務内容の見直しによる発注価格の削減に努めるとともに、スマートメーターの単価低減や、工事内容の見直し等に取り組んでまいります。

諸経費等につきましても、修繕費の削減同様、委託内容の見直しや競争的発注方法の拡大等による発注価格の削減を図ってまいります。また、それに加えて、寄付金の削減、業務見直しによる普及開発関係費の削減、研究内容の厳選による研究費の削減等に取り組んでまいります。

3. 電気料金の値上げ申請の必要性

以上のように、電気料金の値上げに際しまして、人件費や修繕費・諸経費等の削減など徹底した経営効率化を行なうことにより、電気料金の原価算定期間である平成25年度から平成27年度の3年間で年平均1,553億円のコスト削減を料金原価に織り込むなど、最大限の効率化に全力で取り組んでまいります。しかしながら、原子力プラントが再稼動できないことによる燃料費等の増加は、経営努力で吸収できる水準を大幅に上回っており、平成25年度以降も経営効率化に取り組んでまいるものの、深刻な経営状況から脱却することは極めて困難な見通しとなっております。

具体的には、原価については、年平均2兆6,786億円、販売電力量1キロワット時当たり18円52銭となる見込みであり、この結果、年平均3,641億円、販売電力量1キロワット時当たり2円52銭と大幅な収入不足が見込まれることになります。

以上のとおり、現在の料金水準のままでは、現在の大幅な収支の悪化を食い止められず、結果として財務体質が悪化し、資金調達も困難になることから、電力の安全・安定供給にも支障をきたす恐れがございます。

当社といたしましては、こうした事態を避けるべく、徹底した経営効率化を前提とした上で、11.88パーセントの電気料金の値上げをお願いせざるをえない状況と認識しております。

厳しい経済情勢下ではありますが、以上のとおり、苦渋の決断として、電 気料金の値上げを申請する次第であります。

Ⅱ お客さまのご負担軽減や選択肢拡大等につながる取組み

電気料金の値上げにより、お客さまの生活に多大なご負担をおかけすることから、お客さまのご負担を少しでも軽減するとともに、料金メニューにおけるお客さま選択肢の拡大や、お客さまのご意見、ご要望にお応えする料金制度の変更に取り組んでまいります。

主な取組みは,以下のとおりです。

1. お客さまのご負担軽減につながる取組み

従量電灯においては、電気のご使用量に応じて、料金単価に格差を設けた 3段階料金制度を導入しております。電気料金の値上げにあたりましては、 お客さまへの影響を緩和するため、毎日の暮らしに必要不可欠な電気のご使 用量に相当する第1段階料金について、値上げ幅を小さくしております。ま た、省エネルギー推進という観点から、第3段階料金については、値上げ幅 を大きくしております。

2. お客さま選択肢の拡大につながる取組み

ご使用になる季節や時間帯によって電力量料金単価が異なるはぴeタイムについて、このたび、適用条件の一部を変更いたします。具体的には、より多くのお客さまがはぴeタイムをお選びいただけるよう、夜間蓄熱式機器等の保有条件を廃止し、お客さまが割安な時間帯に電気のご使用を移行していただく等、電気を効率的にご使用いただくことにより、電気料金を削減できるようにいたします。

なお,はぴeプラン(全電化住宅割引)の新規適用は,平成27年3月31日までといたします。

3. お客さまのご意見、ご要望にお応えする取組み

お客さまからのご意見、ご要望にお応えして、お支払いが早収期間(検針日の翌日から20日目まで)内の場合は早収料金を、早収期間経過後の場合は遅収料金をいただく早遅収料金制度を廃止し、支払期日(検針日の翌日から30日目)を経過した日数に応じて年利10%(1日当たり約0.03%)の利息をいただく延滞利息制度を導入することといたします。

Ⅲ お客さまのご理解をいただくための取組み

電気料金の値上げにあたりましては、当社ホームページ上での詳細かつタイムリーな情報提供をさせていただくとともに、パンフレットなどのツールや検針時の配布チラシ、検針票裏面などを活用し、お客さま訪問時など、お客さまとのあらゆる接点において、丁寧にご説明してまいります。加えて、当社ホームページ上でお客さまご自身の値上げ影響額を試算いただけるサイトや、値上げ申請に関するご意見、ご質問などの専用窓口(電気料金お問い合わせ専用ダイヤル)を設置し、お問い合わせへの丁寧な対応に努めてまいります。

なお,消費者団体さまをはじめとした各種団体さまに対し,ご訪問などを通 じて,丁寧なご説明を実施してまいります。 以上、電気料金の値上げ申請の理由およびお客さまのご負担軽減や選択肢拡大等につながる取組みならびにお客さまのご理解をいただくための取組みについて申し述べました。事情ご賢察のうえ、ご認可くださいますようお願い申し上げます。

2 新旧料金率比較表および 供給条件の変更の内容

新旧料金率比較表 (電灯分)

		現 行	料	金			改定	料	金
	X	分	単 位	早収料金率		区	分	単 位	料 金 率
	需	要 家 料 金	1 契約	円 銭 円 銭 73.50		需	要 家 料 金	1 契約	円 銭 73.50
定	電	灯 料 金			定	電	灯 料 金		
	2	20Wまで	1 灯	103. 96 (2.53)		2	0Wまで	1 灯	113. 44
	4	40Wまで	"	172. 22 [5.06]		4	0Wまで	"	191. 18
額	(60Wまで	"	240. 48 (7.59)	額	6	0Wまで	"	268. 93
		100Wまで	"	376. 99 (12.64)		1	00Wまで	"	424. 41
電		100W超過100Wまで ごとに	"	376. 99 (12.64)	電		00W超過100Wまで ごとに	"	424. 41
电	小	型機器料金			电	小	型機器料金		
	į	50VAまでの機器	1機器	188. 06 (3.78)		5	OVAまでの機器	1機器	202. 18
ار ظ.		100VAまでの機器	"	311. 00 (7.55)	اتظ	1	00VAまでの機器	"	339. 26
灯		100VA超過100VA までごとに	"	311. 00 (7.55)	灯		00VA超過100VA でごとに	"	339. 26
従		最 低 料 金 最初の15kWh まで	1 契約	325. 13 (4.88)	従		最 低 料 金 最初の15kWh まで	1契約	339. 15
	А	電力量料金				A	電力量料金		
量		15kWh 超 過 120kWh ま で	1 kWh	19. 38 (0.33)	量		15kWh 超 過 120kWh ま で	I I k W h	20. 59
里		120kWh 超 過 300kWh ま で	"	24. 54 (0.33)	里		120kWh 超 週 300kWh ま で	1/	27. 08
		300kWh超過分	"	25. 88 (0.33)			300kWh超過分	. "	30. 62
電		基本料金	1 kVA	378. 00	電		基本料金	1 kVA	378. 00
		電力量料金					電力量料金		
灯	В	最初の120kWh まで	1 kWh	17. 09 (0.33)	灯	В	最初の120kWh まで	1 kWh	18. 29
		120kWh 超 過 300kWh ま で	"	20. 16 (0.33)			120kWh 超 過 300kWh ま で		22. 68
		300kWh超過分	"	21. 03 (0.33)			300kWh超過分		25. 76

		現 行	料	金			改 定	料	金
	Þ	区 分	単 位	早収料金率		Þ	分 分	単 位	料 金 率
臨時	A	50VAまで1日につき 100VAまで / 200VAまで / 300VAまで / 400VAまで / 500VAまで / 1 kVAまで / 2 kVAまで / 3 kVAまで /	1契約	円 銭 円 銭 6. 89 [0.10] 13. 80 [0.21] 27. 60 [0.42] 41. 40 [0.63] 55. 20 [0.84] 69. 00 [1.05] 137. 91 [2.04] 275. 82 [4.08] 413. 73 [6.12]	臨時	A	50VAまで1日につき 100VAまで / 200VAまで / 300VAまで / 400VAまで / 500VAまで / 1 kVAまで / 2 kVAまで / 3 kVAまで /	1契約	7. 88 7. 88 15. 75 31. 50 47. 25 63. 00 78. 75 157. 50 315. 00 472. 50
電	В	最低料金 最初の15kWh まで 電力量料金 15kWh超過分	1 契約 1 kWh	555. 08 (4.88) 28. 42 (0.33)	電	В	最 低 料 金 最初の15kWh まで 電力量料金 15kWh超過分	1 契約 1 kWh	593. 25 33. 68
灯	С	基本料金電力量料金	1 kVA 1 kWh	420. 00 23. 07 (0.33)	灯	С	基本料金電力量料金	1 kVA 1 kWh	420. 00 28. 33
公		需要家料金 電 灯 料 金 20Wまで 40Wまで 60Wまで 100Wまで	1 契約 1 灯 , , ,	93. 25 (2.53) 155. 00 (5.06) 216. 75 (7.59) 340. 24 (12.64)	公		需要家料金 電 灯 料 金 20Wまで 40Wまで 60Wまで 100Wまで	1 契約 1 灯 , , ,	66. 15 102. 73 173. 96 245. 20 387. 66
衆	A	100W超過100W までごとに 小型機器料金 50VAまでの機器 100VAまでの機器 100VA超過100VA までごとに	"	340. 24 (12.64) 169. 16 (3.78) 279. 50 (7.55) 279. 50 (7.55)	衆	A	100W超過100W までごとに 小型機器料金 50VAまでの機器 100VAまでの機器 100VA超過100VA までごとに	1機器	387. 66 387. 66 183. 28 307. 76 307. 76
路	В	最 低 料 金 最初の15kWh まで 電力量料金 15kWh超過分	1 契約 1 kWh	290. 48 (4.88)	路	В	最 低 料 金 最初の15kWh まで 電力量料金 15kWh超過分	1 契約 1 kWh	302. 40 19. 56
灯	С	基本料金電力量料金	1 kVA 1 kWh	346. 50 15. 91 (0.33)	灯	С	基本料金電力量料金	1 kVA 1 kWh	346. 50 17. 01

注. 現行料金の「早収料金率」は、平均燃料価格34,000円の場合の燃料費調整適用後の値とし、〔 〕内に燃料費調整単価を再掲した。

新旧料金率比較表 (電力分)

	現 行	料	金		改 定	料	金
	区 分	単 位	早収料金率		区 分	単 位	料 金 率
低	基本料金	1 kW	円 銭 円 銭 1,029. 00	低	基本料金	1 kW	1,029. 00
圧	電力量料金			圧	電力量料金		
電	夏 季 料 金	1 kWh	12. 74 (0.33)	電	夏 季 料 金	1 kWh	15. 98
力	その他季料金	"	11. 66 (0.33)	カ	その他季料金	"	14. 53
臨	(定額制供給) 1日につき	1 kW	160. 48 [2.14]	臨	(定額制供給)	1 kW	191. 31
		11111				11111	101. 01
時	(従量制供給) 基本料金	低圧電力の	該当料金の20パーセント増し	時	(従量制供給) 基本料金	低圧電力の	該当料金の20パーセント増し
電	電力量料金			電	電力量料金		
力	夏 季 料 金	1 kWh	15. 03 (0.33)	力	夏 季 料 金	1 kWh	19. 17
	その他季料金	"	13. 75 (0.33)		その他季料金	"	17. 44
	(かんがい排水用) 基 本 料 金	1 kW	598. 50		(かんがい排水用) 基 本 料 金	1 kW	598. 50
典		I K VV	330. 30	典		1 KVV	330. 30
農	電力量料金			農	電力量料金		
	夏 季 料 金 その他季料金	1 kWh	8. 50 (0.33) 7. 79 (0.33)		夏 季 料 金 その他季料金	1 kWh	11. 73 10. 66
	その他学科並	"	7. 79 (0.33)		ての他学科宝	"	10. 00
事	(脱穀調整用)			事	(脱穀調整用)		
	〔附 則〕				〔附 則〕		
	毎年最初の30日まで				毎年最初の30日まで		4 200 50
用	0.5 kW 1 kW		3,882. 70 (16.20)	用	0.5 kW 1 kW		4,302. 56 6,077. 48
	2 kW		5,486. 30 (32.10)		2 kW		9,540. 16
	3 kW		8,615. 05 (64.20) 11,786. 10 (96.30)		3 kW		13,049. 34
	3 kW超過 l kW増する	ごとに	2,010. 80 (32.10)		3 kW超過1kW増す	ごとに	2,222. 51
電	30日をこえる1日につ		2,010. 00 (02.10)	電	30日をこえる1日に		,
	0.5 kW		30. 78 (0.54)		0.5 kW	_	34. 01
	1 kW		42. 65 (1.07)		1 kW		47. 05
力	2 kW		87. 40 (2.14)	力	2 kW		96. 43
	3 kW		134. 25 (3.21)		3 kW		148. 14
	3 kW超過 1 kW増する	ごとに	53. 15 (1.07)		3 kW超過 1 kW増す	ごとに	58. 70

注. 現行料金の「早収料金率」は、平均燃料価格34,000円の場合の燃料費調整適用後の値とし、〔〕内に燃料費調整単価を再掲した。

燃料費調整基準単価比較表

現 行 **	斗 金	Ě	改定	4 金	
区分	単 位	基準単価	区分	単 位	基準単価
(1) 定額制供給		円 銭厘	(1) 定額制供給		円 銭厘
イ. 定額電灯および公衆街路灯A 電 灯			イ. 定額電灯および公衆街路灯A 電 灯		
20Wまで	1 灯	1. 011	20Wまで	1 灯	1. 403
40Wまで	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	2. 022	40Wまで	, ,	2. 806
60Wまで	<i>"</i>	3. 035	60Wまで	"	4. 208
100Wまで	,	5. 057	100Wまで	<i>"</i>	7. 014
100W超過100Wまでごとに	"	5. 057	100W超過100Wまでごとに	"	7. 014
小型機器			小型機器		
 50VAまでの機器	1 機器	1. 511	50VAまでの機器	1 機器	2. 095
 100VAまでの機器	"	3. 021	100VAまでの機器	<i>"</i>	4. 191
100VA超過100VA までごとに	"	3. 021	100VA超過100VA までごとに	"	4. 191
口. 臨時電灯A			口. 臨時電灯A		
50VAまで1日につき	1 契約	0. 041	50VAまで1日につき	1 契約	0. 057
100VAまで1日につき	"	0. 082	100VAまで 1 日につき	"	0. 113
100VA超過500VAまで 100VAまでごとに1日 につき	"	0. 082	100VA超過500VAまで 100VAまでごとに1日 につき	"	0. 113
500VA超過1kVAまで 1日につき	"	0. 815	500VA超過1kVAまで 1日につき	"	1. 131
1 kVA超過 3 kVAまで 1 kVAまでごとに 1 日 につき	"	0. 815	1 kVA超過 3 kVAまで 1 kVAまでごとに 1 日 につき	"	1. 131
ハ. 臨時電力			ハ. 臨時電力		
1日につき	1 k W	0. 857	1日につき	1 k W	1. 189
ニ. 農事用電力 (脱穀調整用) 〔附 則〕			ニ. 農事用電力 (脱穀調整用) 〔附 則〕		
1日につき			1日につき		
0.5kW	1契約	0. 214	0.5kW	1契約	0. 297
1 kW	"	0. 428	1 kW	"	0. 594
2 kW	<i>"</i>	0. 857	2 kW	"	1. 188
3 kW	<i>"</i>	1. 285	3 kW	,	1. 782
3kW超過1kW増すごとに	"	0. 428	3kW超過1kW増すごとに	"	0. 594

現	行	料	金	:		改	定	料	金		
区	分	単	位	基準単価	区		分	単	位	基準單	鱼価
(2) 従量制供給				円 銭厘	(2) 従量制	供給				円	銭厘
イ. 従量電灯A および公衆						電灯A, び公衆街	臨時電灯B 路灯B				
最低制	斗 金				最	低 料	金				
最初の まで	15kWh	1	22 約	1. 953		最初の15 まで	kWh	1 5	契約	2.	709
電力量	料金				電	力量料	金				
15kWł	超過分	1 k	Wh	0. 130		15kWh超	過分	1 k	Wh	0.	181
ロ. イ以外の場	r合	1 k	:Wh	0. 130	口. イ以	外の場合		1 k	xWh	0.	181

電気供給約款の変更の内容

電気供給約款の変更の概要は、次のとおりであります。

- 1 早遅収料金制度の廃止ならびに延滞利息制度の導入
- 2 供給の単位における共同引込線の取扱いの明確化
- 3 定額電灯の供給電気方式における交流単相3線式の追加
- 4 供給停止の解除における取扱いの明確化
- 5 計量器等の取付けにおける取扱いの明確化
- 6 その他の今日的見直し

3 一般電気事業供給約款料金 算定規則様式第1から第8 までにより作成した書類

様式第1 (第3条, 第4条, 第5条, 第20条, 第20条の3関係)

第1表

営業費総括表

(単位:千円)

(投具給与
論科手当振替額(貸方)
株科手当振替額(貸方)
退職給与金 56.269.442 厚生費
厚生費
委託検針費
委託集金費
委託集金費
機料費
燃料費
使用済燃料再処理等既発電費 62.214.819 63.503.955 特定放射性廃棄物処分費 63.503.955 特定放射性廃棄物処分費 17.917,160 消耗品費 32.203.927 修繕費 796.250.848 水利使用料 13.178.237 補償費 14.669.230 賃借料 202.971.607 形送料 41,662.355 事業者間精算費 2.368.844 委託費 379.257,694 6.256.809 原子力損害賠償支援機構一般負担金 94.572.600 普及開発関係費 26.622,947 表成費 33.742.456 諸費 86.222,190 <
使用済燃料再処理等既発電費 63,214,819 廃棄物処理費 63,503,955 特定放射性廃棄物処分費 17,917,160 消耗品費 32,203,927 修繕費 796,250,848 水利使用料 13,178,237 補償費 14,669,230 賃借料 202,971,607 託送料 2,368,844 委託費 379,257,694 損害保険料 6,256,809 順子力損害賠償支援機構一般負担金 94,572,600 普及開発関係費 26,622,947 養成費 33,742,456 諸費 86,222,190 抜替電力量:7,023(10°kWh)
廃棄物処理費
特定放射性廃棄物処分費
消耗品費
下子の
水利使用料
補償費
賃借料
正送料
事業者間精算費 2,368,844 委託費 379,257,694 損害保険料 6,256,809 原子力損害賠償支援機構一般負担金 94,572,600 普及開発関係費 26,622,947 養成費 33,742,456 諸費 86,222,190 < -> <3,291,354> 電気料貸倒損 4,683,812 固定資産税 157,105,827 雑稅 31,672,998 滅価償却費 889,406,518 固定資産除却費 97,233,530 原子力発電施設解体費 17,506,783 共有設備費等分担額 2,854,362 共有設備費等分担額(貸方) ▲884,061 地帯間購入電源費 60,143,812 < 78,067> セペースの名名 地帯間購入電力量:2,407(10°kWh 世帯開購入電費 919,680,344 (世社購入電力量:89,995(10°kWh (47,008,2
要託費 379.257.694 損害保険料 6,256,809 原子力損害賠償支援機構一般負担金 94,572,600 普及開発関係費 26,622,947 養成費 5,728,377 研究費 33,742,456 諸費 86,222,190 <-> <3.291,354> <3.291,354> <4.683,812 固定資産税 157,105,827 雑税 31,672,998 減価償却費 889,406,518 固定資産除却費 97,233,530 原子力発電施設解体費 17,506,783 共有設備費等分担額 2,854,362 共有設備費等分担額 2,854,362 共有設備費等分担額 2,854,362 共有設備費等分担額 2,854,362 共有設備費等分担額 4,683,812 世帯間購入電源費 60,143,812 <
要託費 379.257.694 損害保険料 6,256,809 原子力損害賠償支援機構一般負担金 94,572,600 普及開発関係費 26,622,947 養成費 5,728,377 研究費 33,742,456 諸費 86,222,190 <-> <3.291,354> <3.291,354> <4.683,812 固定資産税 157,105,827 雑税 31,672,998 減価償却費 889,406,518 固定資産除却費 97,233,530 原子力発電施設解体費 17,506,783 共有設備費等分担額 2,854,362 共有設備費等分担額 2,854,362 共有設備費等分担額 2,854,362 共有設備費等分担額 2,854,362 共有設備費等分担額 4,683,812 世帯間購入電源費 60,143,812 <
原子力損害賠償支援機構一般負担金 94,572,600 普及開発関係費 26,622,947 養成費 5,728,377 研究費 33,742,456 諸費 86,222,190 < -> <3,291,354> 電気料貸倒損 4,683,812 固定資産稅 157,105,827 雑稅 31,672,998 減価償却費 889,406,518 固定資産除却費 97,233,530 原子力発電施設解体費 17,506,783 共有設備費等分担額 2,854,362 共有設備費等分担額(貸方) ▲884,061 地帯間購入電源費 60,143,812 <78,067> 609,980 他社購入電源費 919,680,344 (再工补特指法交付金相当額を除く。) (47,008,2
原子力損害賠償支援機構一般負担金 94,572,600 普及開発関係費 26,622,947 養成費 5,728,377 研究費 33,742,456 諸費 86,222,190 < -> <3,291,354> 電気料貸倒損 4,683,812 固定資産稅 157,105,827 雑稅 31,672,998 減価償却費 889,406,518 固定資産除却費 97,233,530 原子力発電施設解体費 17,506,783 共有設備費等分担額(貸方) ▲884,061 地帯間購入電源費 (47,067,209,20) 地帯間購入電源費 (47,008,2 他社購入電源費 (47,008,2 他社購入電源費 (47,008,2 (47,008,2
 普及開発関係費 養成費 5.728,377 研究費 33.742,456 諸費 86,222,190 <-> <3,291,354> 電気料貸倒損 4,683,812 固定資産稅 157,105,827 雑稅 31,672,998 減価償却費 889,406,518 固定資産除却費 97,233,530 原子力発電施設解体費 4,884,061 地帯間購入電源費 (47,006,2 地帯間購入電力量:2,407(10⁶kWh 大78,067> 世帯間購入送電費 (47,008,2 (47,008,2
養成費 5,728,377 研究費 33,742,456 諸費 86,222,190 <-> <-> <3,291,354> 電気料貸倒損 4,683,812 固定資産税 157,105,827 雑税 31,672,998 減価償却費 97,233,530 原子力発電施設解体費 17,506,783 共有設備費等分担額 2,854,362 共有設備費等分担額 2,854,362 共有設備費等分担額(貸方) ▲884,061 地帯間購入電源費 60,143,812 <78,067> セポ開,067> 地帯間購入電源費 609,980 他社購入電力量:89,995(10°kWf (47,008,2
研究費 33,742,456
諸費
(47,008,2 マライ マラ
(3,291,354> 電気料貸倒損 4,683,812 固定資産税 157,105,827 雑税 31,672,998 減価償却費 889,406,518 固定資産除却費 97,233,530 原子力発電施設解体費 17,506,783 共有設備費等分担額 2,854,362 共有設備費等分担額(貸方) ▲884,061 地帯間購入電源費 60,143,812 <78,067> 地帯間購入電源費 609,980 他社購入電源費 919,680,344 (再エネ特措法交付金相当額を除く。) (47,008,2
電気料貸倒損 4,683,812 固定資産税 157,105,827 雑税 31,672,998 減価償却費 889,406,518 固定資産除却費 97,233,530 原子力発電施設解体費 17,506,783 共有設備費等分担額 2,854,362 共有設備費等分担額(貸方) ▲884,061 地帯間購入電源費 60,143,812 <78,067> 地帯間購入電源費 609,980 他社購入電源費 919,680,344 (再エネ特措法交付金相当額を除く。) (47,008,2
固定資産税
雑税 31,672,998 減価償却費 889,406,518 固定資産除却費 97,233,530 原子力発電施設解体費 17,506,783 共有設備費等分担額 2,854,362 共有設備費等分担額(貸方) ▲884,061 地帯間購入電源費 60,143,812 <78,067> 地帯間購入送電費 609,980 他社購入電源費 919,680,344 (再エネ特措法交付金相当額を除く。) (47,008,2
減価償却費 889,406,518 固定資産除却費 97,233,530 原子力発電施設解体費 17,506,783 共有設備費等分担額 2,854,362 共有設備費等分担額(貸方) ▲884,061 地帯間購入電源費 60,143,812 <78,067> 地帯間購入送電費 609,980 他社購入電源費 919,680,344 (再エネ特措法交付金相当額を除く。) (47,008,2
固定資産除却費
原子力発電施設解体費 共有設備費等分担額 共有設備費等分担額(貸方) 地帯間購入電源費 他社購入電源費 他社購入電源費 (再エネ特措法交付金相当額を除く。) 17,506,783 2,854,362 ▲884,061 60,143,812 <78,067> 609,980 919,680,344 <2,995,887> 他社購入電力量:89,995(10 ⁶ kW) (47,008,2
共有設備費等分担額 2,854,362 共有設備費等分担額(貸方) ▲884,061 地帯間購入電源費 60,143,812 <78,067> 地帯間購入送電費 609,980 他社購入電源費 919,680,344 (再エネ特措法交付金相当額を除く。) 919,680,344 (47,008,2
共有設備費等分担額(貸方) ▲884,061 地帯間購入電源費 60,143,812 < 78,067> 地帯間購入送電費 609,980 他社購入電源費 919,680,344 (再エネ特措法交付金相当額を除く。) 47,008,2
地帯間購入電源費 60,143,812 < 78,067 > 地帯間購入送電費 609,980 他社購入電源費 919,680,344 (再エネ特措法交付金相当額を除く。) < 2,995,887 > 地帯間購入電力量:2,407(10% What is a property to the property of the property
2 78,067> 地帯間購入送電費 609,980 他社購入電源費 919,680,344 (再エネ特措法交付金相当額を除く。) <2,995,887>
地帯間購入送電費609,980他社購入電源費919,680,344(再エネ特措法交付金相当額を除く。)<2,995,887>
他社購入電源費 919,680,344 他社購入電力量:89,995(10%kW (再エネ特措法交付金相当額を除く。) 47,008,2 (47,008,2
他社購入電源費 (再エネ特措法交付金相当額を除く。) 919,680,344 (2,995,887> 他社購入電力量:89,995(10%kW
(再エネ特措法交付金相当額を除く。) <2,995,887> (47,008,2
建設分担関連費振替額(貸方) ▲1,206,542
附带事業営業費用分担関連費振替額(貸方) ▲2,206,955
電源開発促進税 167,656,500
事業税 94,459,263
開発費 -
開発賃用発費償却
電力費振替勘定(貸方) ▲1,731,990
株式交付費
株式交付費償却
社債発行費 2,280,000
社債発行費償却 -
法人税等 64,342,545

原価算定期間を、平成25年4月から平成28年3月までの3年として算定した。 (記載注意)

- 1 給料手当の平均経費人員(人)及び平均基準賃金(円/月)を、備考欄に記載すること。

- 2 事業者間精算費, 地帯間購入電源費及び他社購入電源費の購入電力量 (10⁶kWh) を, 備考欄に記載すること。 3 諸費の上段< >内には寄付金に係る費用を,下段< >内には団体費に係る費用を内数として記載すること。 4 地帯間購入電源費及び他社購入電源費の< >内には、過去の使用済燃料に係る費用を内数として記載すること。
- 5 他社購入電源費の() 内には、新エネルギー等電源費(再エネ特措法交付金相当額を除く。)に係る費用を内数として 記載すること。

(1) 燃料費 (単位:千円)

(1) 旅竹貝						- 中位・111
	項目	_		金 額	備	考
	石	炭	費	142,188,636		
	燃料	油	費	1,000,829,169		
火力燃料費	ガ	ス	費	1,580,259,153		
	そ	0)	他	12,859,299		
	小	計		2,736,136,257		
核燃料費	核燃料減損額及で (又は核燃料減			60,202,184		
仅然杆真	濃 縮	関 連	費	_		
	小	計		60,202,184		
新 エ ネ	ル ギ ー 等	テ 燃 料	費	_		
	合 計			2,796,338,441		
火力燃料	重油換算消	費 量 (10)3kl)	52,214		
火 力 燃 料	重油換算	鱼 価 (円 /	kl)	52,402		
火 力 発 電	電力量(発 電 端 10°k	(Wh	257,656		
火力燃料kW	h 当たり単価(発電端円/k	(Wh	10.62		
原子力発	電 電 力 量 (発 電 端 10°k	(Wh	88,762		
核燃料kWh当	自たり単価 (発電端円/k	(Wh	0.68		
新エネルギー	等燃料重油換算	消費量(10)3kl)	_		
新エネルギー	等燃料重油換算	耳単価 (円/	kl)	_		
燃料費算定に必 (発電端 10°kWh	、要な新エネルギ)	ー等発電電	力量	_		
	- 等燃料 kW	h当たり!	単価	_		

(参考) 主要燃料消費数量, 消費価格

	項	目		数量・価格	備考
	石		炭 (10 ³ t)	11,748	
消費数量	重		油 (10 ³ kl)	753	
月 負 奴 里	原		油 (10 ³ kl)	15,052	
	L	N	$G (10^3 t)$	21,820	
	石		炭(円/t)	11,846	
平均消費価格	重		油 (円 /kl)	64,170	
一 十均有其価格 	原		油 (円 /kl)	64,134	
	L	N	G (円 /t)	72,423	

(2) 修繕費 (単位:千円)

		項 目			金 額	備考
普	通	修	繕	費	611,424,407	
取	替	修	繕	費	184,826,441	
		合 計			796,250,848	

(3) 減価償却費 (単位:千円)

		項		目					金額備考
水	力	発		電		設		備	55,924,907
火	力	発		電		設		備	200,223,340
原	子	力	発	Ē	電	設		備	152,435,990
新	エネ	ルギ	_	等	発	電	設	備	872,836
送		電		į	戊			備	221,324,113
変		電		1	戊			備	104,081,321
配		電		į	戊			備	101,568,914
業		務		į	戊			備	52,975,097
		合		計					889,406,518

事業報酬総括表

(単位:千円)

			項	目			金額	備考
			匁				***	ИН * У
	特	定	固	定	資	産	10,587,867,358	
	建	設	中	0)	資	産	439,879,782	
電	核	燃	彩	-	資	産	1,545,546,937	
気	特		定	投		資	343,888,593	
事			営	業	資	本	772,661,011	
	運車	云資 本	貯		蔵	口口	379,721,616	
業				小	計		1,152,382,627	
報	繰	延	償	却	資	産	_	
酬			合	計			14,069,565,297	
	報	1	洲	率		(%)	2.9	
	電	気	事 業	報	酬	額	408,017,394	

原価算定期間を、平成25年4月から平成28年3月までの3年として算定した。

第3表

控除収益総括表

(単位:千円)

									(丰盛・11)/
			項	目				金 額	備考
遅	収		加	算		料	金	_	
地	帯	間	販	売	電	源	料	1,883,130	地帯間販売電力量:123(10%Wh)
								<->	
地	帯	間	販	売	送	電	料	30,750	
								(-)	
他	社	販	5	듄	電	源	料	35,414,702	他社販売電力量:3,118(10 ⁶ kWh)
								<->	
他	社	販	5	Ē	送	電	料	645,016	
								(-)	
託		送			収		益	5,323,633	
								(-)	
事	業	者	間	精	算	収	益	2,209,803	振替電力量:8,839(10%Wh)
電	気	事	걸	Ě	雑	収	益	86,546,698	
預		金			利		息	126,038	
			合	計				132,179,770	

原価算定期間を、平成25年4月から平成28年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

- 1 地帯間販売電源料,他社販売電源料及び事業者間精算収益の販売電力量(10⁶kWh)を,備考欄に記載すること。
- 2 地帯間販売電源料及び他社販売電源料の< >内には、過去の使用済燃料に係る収益を内数として記載すること。
- 3 地帯間販売送電料,他社販売送電料及び託送収益の()内には,電源線に係る収益を内数として記載すること。

様式第2(第3条,第4条,第5条関係)

第1表

営業費明細表

(単位:千円)

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	位. 十円) 備 考
役員給与	751,649	751,649	751,649	2,254,947	, iii
給料手当	144,586,397	143,611,892	142,027,685	430,225,974	
給料手当振替額(貸方)	▲ 2,794,206	▲ 2,776,457	▲ 2,747,819	▲ 8,318,482	
退職給与金	16,281,436	16,995,385	22,992,621	56,269,442	
厚生費	27,090,499	27,655,638	27,624,071	82,370,208	
委託検針費	3,459,675	3,186,441	2,812,510	9,458,626	
委託集金費	656,980	470,417	369,538	1,496,935	
雑給	1,905,163	2,106,805	2,478,879	6,490,847	
燃料費	939,767,937	947,648,543	908,921,961	2,796,338,441	
使用済燃料再処理等発電費	11,799,314	12,816,653	14,171,740	38,787,707	
使用済燃料再処理等既発電費	20,738,273	20,738,273	20,738,273	62,214,819	
廃棄物処理費	20,541,280	20,428,165	22,534,510	63,503,955	
特定放射性廃棄物処分費	10,143,652	3,918,497	3,855,011	17,917,160	
消耗品費	10,920,917	10,759,933	10,523,077	32,203,927	
消耗品費 修繕費	250,567,850	273,080,913	272,602,085	796,250,848	
水利使用料	4,388,892	4,394,478	4,394,867	13,178,237	
補償費	5,543,950	4,501,539	4,623,741	14,669,230	
賃借料	67,656,644	67,680,083	67,634,880	202,971,607	
託送料	14,330,242	13,940,746	13,391,367	41,662,355	
事業者間精算費	788,895	788,895	791,054	2,368,844	
委託費	136,126,584	124,432,593	118,698,517	379,257,694	
委託費 損害保険料	2,011,790	2,122,694	2,122,325	6,256,809	
原子力損害賠償支援機構一般負担金	31,524,200	31,524,200	31,524,200	94,572,600	
普及開発関係費	8,931,319	8,845,744	8,845,884	26,622,947	
養成費	1,962,367	1,878,765	1,887,245	5,728,377	
研究費	10,856,689	11,227,542	11,658,225	33,742,456	
諸費	25,349,417	30,516,133	30,356,640	86,222,190	
	<->	<->	<->	<->	
	<1,097,118>	<1,097,118>	<1,097,118>	<3,291,354>	
電気料貸倒損	<1,097,118> 1,443,023	1,708,475	<1,097,118> 1,532,314	<3,291,354> 4,683,812	
固定資産税					
固定資産税 雑税	1,443,023	1,708,475	1,532,314 52,599,477 9,736,473	4,683,812	
固定資産税 雑税 減価償却費	1,443,023 51,961,282 10,736,804 297,978,468	1,708,475 52,545,068 11,199,721 296,598,880	1,532,314 52,599,477 9,736,473 294,829,170	4,683,812 157,105,827 31,672,998 889,406,518	
固定資産税 雑税 減価償却費 固定資産除却費	1,443,023 51,961,282 10,736,804 297,978,468 29,321,585	1,708,475 52,545,068 11,199,721 296,598,880 31,924,684	1,532,314 52,599,477 9,736,473 294,829,170 35,987,261	4,683,812 157,105,827 31,672,998 889,406,518 97,233,530	
固定資産税 雑税 減価償却費 固定資産除却費 原子力発電施設解体費	1,443,023 51,961,282 10,736,804 297,978,468 29,321,585 5,294,189	1,708,475 52,545,068 11,199,721 296,598,880 31,924,684 5,796,359	1,532,314 52,599,477 9,736,473 294,829,170 35,987,261 6,416,235	4,683,812 157,105,827 31,672,998 889,406,518 97,233,530 17,506,783	
固定資産税 雑税 減価償却費 固定資産除却費 原子力発電施設解体費 共有設備費等分担額	1,443,023 51,961,282 10,736,804 297,978,468 29,321,585 5,294,189 951,454	1,708,475 52,545,068 11,199,721 296,598,880 31,924,684 5,796,359 951,454	1,532,314 52,599,477 9,736,473 294,829,170 35,987,261 6,416,235 951,454	4,683,812 157,105,827 31,672,998 889,406,518 97,233,530 17,506,783 2,854,362	
固定資産税 雑税 減価償却費 固定資産除却費 原子力発電施設解体費 共有設備費等分担額 共有設備費等分担額(貸方)	$\begin{array}{c} 1,443,023 \\ 51,961,282 \\ 10,736,804 \\ 297,978,468 \\ 29,321,585 \\ 5,294,189 \\ 951,454 \\ $	$\begin{array}{c} 1,708,475\\ 52,545,068\\ 11,199,721\\ 296,598,880\\ 31,924,684\\ 5,796,359\\ 951,454\\ $	$\begin{array}{c} 1,532,314\\ 52,599,477\\ 9,736,473\\ 294,829,170\\ 35,987,261\\ 6,416,235\\ 951,454\\ $	4,683,812 157,105,827 31,672,998 889,406,518 97,233,530 17,506,783 2,854,362 ▲884,061	
固定資産税 雑税 減価償却費 固定資産除却費 原子力発電施設解体費 共有設備費等分担額 共有設備費等分担額(貸方) 地帯間購入電源費	$\begin{array}{c} 1,443,023 \\ 51,961,282 \\ 10,736,804 \\ 297,978,468 \\ 29,321,585 \\ 5,294,189 \\ 951,454 \\ $	$\begin{array}{c} 1,708,475\\ 52,545,068\\ 11,199,721\\ 296,598,880\\ 31,924,684\\ 5,796,359\\ 951,454\\ $	$\begin{array}{c} 1,532,314 \\ 52,599,477 \\ 9,736,473 \\ 294,829,170 \\ 35,987,261 \\ 6,416,235 \\ 951,454 \\ $	4,683,812 157,105,827 31,672,998 889,406,518 97,233,530 17,506,783 2,854,362 ▲884,061 60,143,812	
固定資産税 雑税 減価償却費 固定資産除却費 原子力発電施設解体費 共有設備費等分担額 共有設備費等分担額(貸方) 地帯間購入電源費 地帯間購入送電費	1,443,023 51,961,282 10,736,804 297,978,468 29,321,585 5,294,189 951,454 ▲294,687 20,739,986 201,680	$\begin{array}{c} 1,708,475\\ 52,545,068\\ 11,199,721\\ 296,598,880\\ 31,924,684\\ 5,796,359\\ 951,454\\ $	$\begin{array}{c} 1,532,314\\ 52,599,477\\ 9,736,473\\ 294,829,170\\ 35,987,261\\ 6,416,235\\ 951,454\\ $	4,683,812 157,105,827 31,672,998 889,406,518 97,233,530 17,506,783 2,854,362 ▲884,061 60,143,812 609,980	
固定資産税 雑税 減価償却費 固定資産除却費 原子力発電施設解体費 共有設備費等分担額 共有設備費等分担額(貸方) 地帯間購入電源費 地帯間購入送電費 他社購入電源費	1,443,023 51,961,282 10,736,804 297,978,468 29,321,585 5,294,189 951,454 ▲294,687 20,739,986 201,680 325,530,103	$\begin{array}{c} 1,708,475\\ 52,545,068\\ 11,199,721\\ 296,598,880\\ 31,924,684\\ 5,796,359\\ 951,454\\ $	$\begin{array}{c} 1,532,314\\ 52,599,477\\ 9,736,473\\ 294,829,170\\ 35,987,261\\ 6,416,235\\ 951,454\\ $	4,683,812 157,105,827 31,672,998 889,406,518 97,233,530 17,506,783 2,854,362 ▲884,061 60,143,812 609,980 919,680,344	
固定資産稅 雜稅 減価償却費 固定資産除却費 原子力発電施設解体費 共有設備費等分担額 共有設備費等分担額(貸方) 地帯間購入電源費 地帯間購入送電費 他社購入電源費 (再工补特措法交付金相当額を除く。)	1,443,023 51,961,282 10,736,804 297,978,468 29,321,585 5,294,189 951,454 ▲294,687 20,739,986 201,680 325,530,103 (13,973,052)	$\begin{array}{c} 1,708,475\\ 52,545,068\\ 11,199,721\\ 296,598,880\\ 31,924,684\\ 5,796,359\\ 951,454\\ $	$\begin{array}{c} 1,532,314\\ 52,599,477\\ 9,736,473\\ 294,829,170\\ 35,987,261\\ 6,416,235\\ 951,454\\ $	4,683,812 157,105,827 31,672,998 889,406,518 97,233,530 17,506,783 2,854,362 ▲884,061 60,143,812 609,980 919,680,344 (47,008,299)	
固定資産稅 雜稅 減価償却費 固定資産除却費 原子力発電施設解体費 共有設備費等分担額 共有設備費等分担額(貸方) 地帯間購入電源費 地帯間購入送電費 他社購入電源費 (再エネ特措法交付金相当額を除く。) 他社購入送電費	1,443,023 51,961,282 10,736,804 297,978,468 29,321,585 5,294,189 951,454 ▲294,687 20,739,986 201,680 325,530,103 (13,973,052) 132,228	$\begin{array}{c} 1,708,475\\ 52,545,068\\ 11,199,721\\ 296,598,880\\ 31,924,684\\ 5,796,359\\ 951,454\\ $	$\begin{array}{c} 1,532,314\\ 52,599,477\\ 9,736,473\\ 294,829,170\\ 35,987,261\\ 6,416,235\\ 951,454\\ $	4,683,812 157,105,827 31,672,998 889,406,518 97,233,530 17,506,783 2,854,362 ▲884,061 60,143,812 609,980 919,680,344 (47,008,299) 387,200	
固定資産税 雑税 減価償却費 固定資産除却費 原子力発電施設解体費 共有設備費等分担額 共有設備費等分担額(貸方) 地帯間購入電源費 地帯間購入送電費 他社購入電源費 (再エネ特措法交付金相当額を除く。) 他社購入送電費 建設分担関連費振替額(貸方)	1,443,023 51,961,282 10,736,804 297,978,468 29321,585 5,294,189 951,454 ▲294,687 20,739,986 201,680 325,530,103 (13,973,052) 132,228 ▲395,464	$\begin{array}{c} 1,708,475\\ 52,545,068\\ 11,199,721\\ 296,598,880\\ 31,924,684\\ 5,796,359\\ 951,454\\ $	$\begin{array}{c} 1,532,314\\ 52,599,477\\ 9,736,473\\ 294,829,170\\ 35,987,261\\ 6,416,235\\ 951,454\\ $	4,683,812 157,105,827 31,672,998 889,406,518 97,233,530 17,506,783 2,854,362 ▲884,061 60,143,812 609,980 919,680,344 (47,008,299) 387,200 ▲1,206,542	
固定資産税 雑税 減価償却費 固定資産除却費 原子力発電施設解体費 共有設備費等分担額(貸方) 地帯間購入電源費 地帯間購入送電費 他社購入電源費 (再エネ特措法交付金相当額を除く。) 他社購入送電費 建設分担関連費振替額(貸方) 附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	1,443,023 51,961,282 10,736,804 297,978,468 29,321,585 5,294,189 951,454 ▲294,687 20,739,986 201,680 325,530,103 (13,973,052) 132,228 ▲395,464 ▲633,942	1,708,475 52,545,068 11,199,721 296,598,880 31,924,684 5,796,359 951,454 ▲294,687 20,713,051 203,240 307,185,939 (15,953,774) 127,486 ▲400,253 ▲755,918	1,532,314 52,599,477 9,736,473 294,829,170 35,987,261 6,416,235 951,454 ▲294,687 18,690,775 205,060 286,964,302 (17,081,473) 127,486 ▲410,825 ▲817,095	4,683,812 157,105,827 31,672,998 889,406,518 97,233,530 17,506,783 2,854,362 ▲884,061 60,143,812 609,980 919,680,344 (47,008,299) 387,200 ▲1,206,542 ▲2,206,955	
固定資産税 雑税 減価償却費 固定資産除却費 原子力発電施設解体費 共有設備費等分担額(貸方) 地帯間購入電源費 地帯間購入送電費 他社購入電源費 (再エネ特措法交付金相当額を除く。) 他社購入送電費 建設分担関連費振替額(貸方) 附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方) 電源開発促進税	1,443,023 51,961,282 10,736,804 297,978,468 29,321,585 5,294,189 951,454 ▲294,687 20,739,986 201,680 325,530,103 (13,973,052) 132,228 ▲395,464 ▲633,942 55,563,000	1,708,475 52,545,068 11,199,721 296,598,880 31,924,684 5,796,359 951,454 ▲294,687 20,713,051 203,240 307,185,939 (15,953,774) 127,486 ▲400,253 ▲755,918 55,825,875	1,532,314 52,599,477 9,736,473 294,829,170 35,987,261 6,416,235 951,454 ▲294,687 18,690,775 205,060 286,964,302 (17,081,473) 127,486 ▲410,825 ▲817,095 56,267,625	4,683,812 157,105,827 31,672,998 889,406,518 97,233,530 17,506,783 2,854,362 ▲884,061 60,143,812 609,980 919,680,344 (47,008,299) 387,200 ▲1,206,542 ▲2,206,955 167,656,500	
固定資産税 雑税 減価償却費 固定資産除却費 原子力発電施設解体費 共有設備費等分担額(貸方) 地帯間購入電源費 地帯間購入送電費 他社購入電源費 (再エネ特措法交付金相当額を除く。) 他社購入送電費 建設分担関連費振替額(貸方) 附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方) 電源開発促進税 事業税	1,443,023 51,961,282 10,736,804 297,978,468 29,321,585 5,294,189 951,454 ▲294,687 20,739,986 201,680 325,530,103 (13,973,052) 132,228 ▲395,464 ▲633,942	1,708,475 52,545,068 11,199,721 296,598,880 31,924,684 5,796,359 951,454 ▲294,687 20,713,051 203,240 307,185,939 (15,953,774) 127,486 ▲400,253 ▲755,918	1,532,314 52,599,477 9,736,473 294,829,170 35,987,261 6,416,235 951,454 ▲294,687 18,690,775 205,060 286,964,302 (17,081,473) 127,486 ▲410,825 ▲817,095	4,683,812 157,105,827 31,672,998 889,406,518 97,233,530 17,506,783 2,854,362 ▲884,061 60,143,812 609,980 919,680,344 (47,008,299) 387,200 ▲1,206,542 ▲2,206,955	
固定資産税 雑税 減価償却費 固定資産除却費 原子力発電施設解体費 共有設備費等分担額(貸方) 地帯間購入電源費 地帯間購入送電費 他社購入電源費 (再エネ特措法交付金相当額を除く。) 他社購入送電費 建設分担関連費振替額(貸方) 附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方) 電源開発促進税 事業税 開発費	1,443,023 51,961,282 10,736,804 297,978,468 29,321,585 5,294,189 951,454 ▲294,687 20,739,986 201,680 325,530,103 (13,973,052) 132,228 ▲395,464 ▲633,942 55,563,000 31,503,529 —	1,708,475 52,545,068 11,199,721 296,598,880 31,924,684 5,796,359 951,454 ▲294,687 20,713,051 203,240 307,185,939 (15,953,774) 127,486 ▲400,253 ▲755,918 55,825,875 31,719,551 —	1,532,314 52,599,477 9,736,473 294,829,170 35,987,261 6,416,235 951,454 ▲294,687 18,690,775 205,060 286,964,302 (17,081,473) 127,486 ▲410,825 ▲817,095 56,267,625 31,236,183	4,683,812 157,105,827 31,672,998 889,406,518 97,233,530 17,506,783 2,854,362 ▲884,061 60,143,812 609,980 919,680,344 (47,008,299) 387,200 ▲1,206,542 ▲2,206,955 167,656,500	
固定資産税 雑税 減価償却費 固定資産除却費 原子力発電施設解体費 共有設備費等分担額 共有設備費等分担額(貸方) 地帯間購入電源費 地帯間購入送電費 他社購入電源費 (再エネ特措法交付金相当額を除く。) 他社購入送電費 建設分担関連費振替額(貸方) 附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方) 電源開発促進税 事業税 開発費 開発費	1,443,023 51,961,282 10,736,804 297,978,468 29,321,585 5,294,189 951,454 ▲294,687 20,739,986 201,680 325,530,103 (13,973,052) 132,228 ▲395,464 ▲633,942 55,563,000 31,503,529 ————————————————————————————————————	1,708,475 52,545,068 11,199,721 296,598,880 31,924,684 5,796,359 951,454 ▲294,687 20,713,051 203,240 307,185,939 (15,953,774) 127,486 ▲400,253 ▲755,918 55,825,875 31,719,551 ———————————————————————————————————	1,532,314 52,599,477 9,736,473 294,829,170 35,987,261 6,416,235 951,454 ▲294,687 18,690,775 205,060 286,964,302 (17,081,473) 127,486 ▲410,825 ▲817,095 56,267,625 31,236,183 ————————————————————————————————————	4,683,812 157,105,827 31,672,998 889,406,518 97,233,530 17,506,783 2,854,362 ▲884,061 60,143,812 609,980 919,680,344 (47,008,299) 387,200 ▲1,206,542 ▲2,206,955 167,656,500 94,459,263 ————————————————————————————————————	
固定資産税 雑稅 減価償却費 固定資産除却費 原子力発電施設解体費 共有設備費等分担額 共有設備費等分担額(貸方) 地帯間購入電源費 地帯間購入送電費 他社購入電源費 (再エネ特措法交付金相当額を除く。) 他社購入送電費 建設分担関連費振替額(貸方) 附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方) 電源開発促進稅 事業稅 開発費 開発費 開発費 開発費 開発費 開発費 開発費(對力	1,443,023 51,961,282 10,736,804 297,978,468 29,321,585 5,294,189 951,454 ▲294,687 20,739,986 201,680 325,530,103 (13,973,052) 132,228 ▲395,464 ▲633,942 55,563,000 31,503,529 —	1,708,475 52,545,068 11,199,721 296,598,880 31,924,684 5,796,359 951,454 ▲294,687 20,713,051 203,240 307,185,939 (15,953,774) 127,486 ▲400,253 ▲755,918 55,825,875 31,719,551 —	1,532,314 52,599,477 9,736,473 294,829,170 35,987,261 6,416,235 951,454 ▲294,687 18,690,775 205,060 286,964,302 (17,081,473) 127,486 ▲410,825 ▲817,095 56,267,625 31,236,183	4,683,812 157,105,827 31,672,998 889,406,518 97,233,530 17,506,783 2,854,362 ▲884,061 60,143,812 609,980 919,680,344 (47,008,299) 387,200 ▲1,206,542 ▲2,206,955 167,656,500	
固定資産稅 雜稅 減価償却費 固定資産除却費 原子力発電施設解体費 共有設備費等分担額(貸方) 地帯間購入電源費 地帯間購入送電費 他社購入電源費 (再エネ特措法交付金相当額を除く。) 他社購入送電費 建設分担関連費振替額(貸方) 附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方) 電源開発促進稅 事業稅 開発費 開発費 開発費 開発費 開発費 開発費 電力費振替勘定(貸方) 株式交付費	1,443,023 51,961,282 10,736,804 297,978,468 293,21,585 5,294,189 951,454 ▲ 294,687 20,739,986 201,680 325,530,103 (13,973,052) 132,228 ▲ 395,464 ▲ 633,942 55,563,000 31,503,529 ▲ 790,920	1,708,475 52,545,068 11,199,721 296,598,880 31,924,684 5,796,359 951,454 ▲294,687 20,713,051 203,240 307,185,939 (15,953,774) 127,486 ▲400,253 ▲755,918 55,825,875 31,719,551 ———————————————————————————————————	1,532,314 52,599,477 9,736,473 294,829,170 35,987,261 6,416,235 951,454 ▲294,687 18,690,775 205,060 286,964,302 (17,081,473) 127,486 ▲410,825 ▲817,095 56,267,625 31,236,183 ▲331,500	4,683,812 157,105,827 31,672,998 889,406,518 97,233,530 17,506,783 2,854,362 ▲884,061 60,143,812 609,980 919,680,344 (47,008,299) 387,200 ▲1,206,542 ▲2,206,955 167,656,500 94,459,263 ————————————————————————————————————	
固定資産稅 雜稅 減価償却費 固定資産除却費 原子力発電施設解体費 共有設備費等分担額 共有設備費等分担額(貸方) 地帯間購入電源費 地帯間購入送電費 他社購入電源費 (再エネ特措法交付金相当額を除く。) 他社購入送電費 建設分担関連費振替額(貸方) 附帯事業營業費用分担関連費振替額(貸方) 電源開発促進稅 事業稅 開発費 開発費 開発費 開発費償却 電力費振替勘定(貸方) 株式交付費 株式交付費償却	1,443,023 51,961,282 10,736,804 297,978,468 29,321,585 5,294,189 951,454 ▲294,687 20,739,986 201,680 325,530,103 (13,973,052) 132,228 ▲395,464 ▲633,942 55,563,000 31,503,529 ▲790,920	1,708,475 52,545,068 11,199,721 296,598,880 31,924,684 5,796,359 951,454 ▲294,687 20,713,051 203,240 307,185,939 (15,953,774) 127,486 ▲400,253 ▲755,918 55,825,875 31,719,551 ▲609,570	1,532,314 52,599,477 9,736,473 294,829,170 35,987,261 6,416,235 951,454 ▲294,687 18,690,775 205,060 286,964,302 (17,081,473) 127,486 ▲410,825 ▲817,095 56,267,625 31,236,183 ▲331,500	4,683,812 157,105,827 31,672,998 889,406,518 97,233,530 17,506,783 2,854,362 ▲884,061 60,143,812 609,980 919,680,344 (47,008,299) 387,200 ▲1,206,542 ▲2,206,955 167,656,500 94,459,263 ▲1,731,990	
固定資産稅 雜稅 減価償却費 固定資産除却費 原子力発電施設解体費 共有設備費等分担額 共有設備費等分担額(貸方) 地帯間購入電源費 地帯間購入送電費 他社購入電源費 (再エネ特措法交付金相当額を除く。) 他社購入送電費 建設分担関連費振替額(貸方) 附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方) 電源開発促進稅 事業稅 開発費 開発費 開発費 開発費償却 電力費振替勘定(貸方) 株式交付費 株式交付費 株式交付費 株式交付費	1,443,023 51,961,282 10,736,804 297,978,468 293,21,585 5,294,189 951,454 ▲ 294,687 20,739,986 201,680 325,530,103 (13,973,052) 132,228 ▲ 395,464 ▲ 633,942 55,563,000 31,503,529 ▲ 790,920	1,708,475 52,545,068 11,199,721 296,598,880 31,924,684 5,796,359 951,454 ▲294,687 20,713,051 203,240 307,185,939 (15,953,774) 127,486 ▲400,253 ▲755,918 55,825,875 31,719,551 ———————————————————————————————————	1,532,314 52,599,477 9,736,473 294,829,170 35,987,261 6,416,235 951,454 ▲294,687 18,690,775 205,060 286,964,302 (17,081,473) 127,486 ▲410,825 ▲817,095 56,267,625 31,236,183 ▲331,500	4,683,812 157,105,827 31,672,998 889,406,518 97,233,530 17,506,783 2,854,362 ▲884,061 60,143,812 609,980 919,680,344 (47,008,299) 387,200 ▲1,206,542 ▲2,206,955 167,656,500 94,459,263 ————————————————————————————————————	
固定資産稅 雜稅 減価償却費 固定資産除却費 原子力発電施設解体費 共有設備費等分担額 共有設備費等分担額(貸方) 地帯間購入電源費 地帯間購入送電費 他社購入透電費 健設分担関連費振替額(貸方) 附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方) 下電源開発促進稅 事業稅 開発費 開発費 開発費償却 電力費振替勘定(貸方) 株式交付費 株式交付費價却 社債発行費	1,443,023 51,961,282 10,736,804 297,978,468 293,21,585 5,294,189 951,454 ▲294,687 20,739,986 201,680 325,530,103 (13,973,052) 132,228 ▲395,464 ▲633,942 55,563,000 31,503,529 760,000	1,708,475 52,545,068 11,199,721 296,598,880 31,924,684 5,796,359 951,454 ▲294,687 20,713,051 203,240 307,185,939 (15,953,774) 127,486 ▲400,253 ▲755,918 55,825,875 31,719,551	1,532,314 52,599,477 9,736,473 294,829,170 35,987,261 6,416,235 951,454 ▲294,687 18,690,775 205,060 286,964,302 (17,081,473) 127,486 ▲410,825 ▲817,095 56,267,625 31,236,183 760,000 - 760,000	4,683,812 157,105,827 31,672,998 889,406,518 97,233,530 17,506,783 2,854,362 ▲884,061 60,143,812 609,980 919,680,344 (47,008,299) 387,200 ▲1,206,542 ▲2,206,955 167,656,500 94,459,263 2,280,000 2,280,000	
固定資産稅 雜稅 減価償却費 固定資産除却費 原子力発電施設解体費 共有設備費等分担額 共有設備費等分担額(貸方) 地帯間購入電源費 地帯間購入送電費 他社購入電源費 (再エネ特措法交付金相当額を除く。) 他社購入送電費 建設分担関連費振替額(貸方) 附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方) 電源開発促進稅 事業稅 開発費 開発費 開発費 開発費 開発費償却 電力費振替勘定(貸方) 株式交付費 株式交付費償却 社債発行費	1,443,023 51,961,282 10,736,804 297,978,468 29,321,585 5,294,189 951,454 ▲294,687 20,739,986 201,680 325,530,103 (13,973,052) 132,228 ▲395,464 ▲633,942 55,563,000 31,503,529 ▲790,920	1,708,475 52,545,068 11,199,721 296,598,880 31,924,684 5,796,359 951,454 ▲294,687 20,713,051 203,240 307,185,939 (15,953,774) 127,486 ▲400,253 ▲755,918 55,825,875 31,719,551 ▲609,570	1,532,314 52,599,477 9,736,473 294,829,170 35,987,261 6,416,235 951,454 ▲294,687 18,690,775 205,060 286,964,302 (17,081,473) 127,486 ▲410,825 ▲817,095 56,267,625 31,236,183 ▲331,500	4,683,812 157,105,827 31,672,998 889,406,518 97,233,530 17,506,783 2,854,362 ▲884,061 60,143,812 609,980 919,680,344 (47,008,299) 387,200 ▲1,206,542 ▲2,206,955 167,656,500 94,459,263 ▲1,731,990	

原価算定期間を、平成25年4月から平成28年3月までの3年として算定した。 (記載注意)

¹ 原価算定期間に応じて年度別に欄を設け記載すること。なお、原価算定期間の始期を10月1日とした場合には 原価算定期間の初年度及び最終年度に応じて設けた欄を上期、下期及び年度計それぞれの欄に区分し、原価算定期間に含まれない半期分の値についても記載すること(以下この様式において同じ。)。 2 諸費の上段< >内には寄付金に係る費用を、下段< >内には団体費に係る費用を内数として記載すること。 3 他社購入電源費の()内には、新エネルギー等電源費(再エネ特措法交付金相当額を除く。)に係る費用を

内数として記載すること。

《項目別明細表》 (1)第3条第2項第1号関係 [役員給与,給料手当,給料手当振替額(貸方),退職給与金,厚生費,委託検針費,委託集金費及び雑給]

							(三)	(単位:千円)	(H)
Ϋ́	項目目	平成23年度 (実績)	平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備	参
役員給与		622,729	836,931	751,649	751,649	751,649	2,254,947		
給料手当	基準賃金	117,698,159	118,765,996	96,550,027	95,958,547	94,990,672	287,499,246		
	基準外賃金	19,069,035	19,386,135	15,841,781	15,738,415	15,579,744	47,159,940		
	諸給与金	55,127,482	52,799,402	46,138,398	45,855,428	45,392,390	137,386,216		
	控除口(貸方)	▲ 10,733,132	▲ 10,675,026	▲ 13,943,809	▲ 13,940,498	▲ 13,935,121	▲ 41,819,428		
	小 計	181,161,544	180,276,507	144,586,397	143,611,892	142,027,685	430,225,974		
給料手当振替額(貸方)	>額(貸方)	▲ 3,436,518	▲ 3,330,350	▶ 2,794,206	▲ 2,776,457	▲ 2,747,819	▲ 8,318,482		
退職給与金	引当金増加額	7,349,223	4,356,259	3,240,084	2,643,955	6,585,672	12,469,711		
	実払額	5,965,058	6,418,526	7,485,847	8,354,736	9,855,319	25,695,902		
	年金保険料	4,950,196	5,127,430	5,555,505	5,996,694	6,551,630	18,103,829		
	小計	18,264,479	15,902,215	16,281,436	16,995,385	22,992,621	56,269,442		
厚生費	法定厚生費	26,206,990	27,012,919	21,358,027	21,946,143	21,951,897	65,256,067		
	一般厚生費	5,900,229	6,021,311	5,732,472	5,709,495	5,672,174	17,114,141		
	小 計	32,107,220	33,034,230	27,090,499	27,655,638	27,624,071	82,370,208		
委託検針費		3,961,371	3,834,105	3,459,675	3,186,441	2,812,510	9,458,626		
委託集金費		1,131,463	868,747	086,980	470,417	369,538	1,496,935		
雑給		1,913,006	1,777,027	1,905,163	2,106,805	2,478,879	6,490,847		
11	合 計	236,029,845	233,199,412	191,937,593	192,001,770	196,309,134	580,248,497		
平均経費人員(人)	[六]	21,934	22,133	22,221	22,088	21,872	22,060		
平均基準賃金(円)	き(円/月)	447,168	447,168	362,083	362,031	361,919	362,017		

(2)第3条第2項第2号関係

[燃料費]

	垂			石炭費の消費量は, 石炭換算値とする。	1 日本	※行価員シロ員里は, 重油換算値とす	0	ガス費の消費量は,	NG換算値とす	0																Ī
11111	金額	H H	I	 	142,188,636	1,000,829,169	1,580,259,153 8		12,842,955	1	16,344	2,736,136,257	I	59,228,318	973,866	I	60,202,184	I	I	I	I	I	I	1	9 796 338 441	1,000,000,000,000
原価算定期間計	単価	H/kl~(H/t) $H/10^3 Nm^3$	I	I	11,966	66,057	72,423	1	64,215	-	П	52,402	I	I	I	I	1	I	I	I	I	I	I	I	1 1	-
1	消費量	$10^3 \mathrm{kl} (10^3 \mathrm{t}, 10^6 \mathrm{Nm}^3)$	257,656	52,214	11,883	15,151	21,820	-	200	-	I	52,214	88,762	I	I	I	1	I	I	I	I	I	I	1	1 1	
	金額	4.	I	I	52,381,502	272,174,773	556,358,921	_	4,049,636	_	5,881	884,970,713	I	23,656,167	295,081	I	23,951,248	I	I	I	I	I	I	I	908 921 961	10011000
平成27年度	単価	Η∕kl (H∕t, H∕10³Nm³)	I	I	12,028	66,433	75,275	I	64,280	1	1	52,502	I	1	I	I	1	I	I	I	I	I	I	I	1 1	
	消費量	10^3 kl $(10^3$ t, 10^6 Nm ³)	84,968	16,856	4,355	4,097	7,391	Ι	63	I	I	16,856	32,672	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	1	1 1	-
	金額	十	I	I	45,521,232	333,284,121	545,360,445	_	4,109,600	-	5,246	928,280,644	I	18,989,047	378,852	I	19,367,899	I	I	I	I	I	I	I	947 648 543	2 200 200 200 200 200 200 200 200 200 2
平成26年度	単便		I	I	12,052	66,102	75,577	Ι	64,213	I	П	53,970	I	I	I	I	1	I	I	I	I	I	I	I	1 1	-
	消費量	$10^3 \mathrm{kl} (10^3 \mathrm{t} \\ 10^6 \mathrm{Nm}^3)$	85,695	17,200	3,777	5,042	7,216	_	64	1	I	17,200	29,305	I	I	1	I	I	I	I	I	I	I	1	1 1	
	金額	十	I	I	44,285,902	395,370,275	478,539,787	_	4,683,719	1	5,217	922,884,900	I	16,583,104	299,933	I	16,883,037	I	I	I	I	I	I	1	- 030 767 080	
平成25年度	単価	H/kl (H/t, H/10³Nm³)	I	I	11,806	65,764	66,344	1	64,161	-	1	50,825	I	I	I	1	1	I	I	I	I	I	1	Ι	1 1	
	消費量	10^3 kl $(10^3$ t, 10^6 Nm ³)	86,993	18,158	3,751	6,012	7,213	1	73	I	I	18,158	26,785	I	I	I	1	I	I	I	I	I	I	I	1 1	
			火力発電電力量 (発電端 10 kWh)	火力燃料重油换算消費量 (発電端 10 ³ k1)	火 石炭費(10³t,円/t)	プ 燃料油費(10³kl,円/kl)	料 ガス費(10³t,円/t)	費 歴青質混合物質	助燃費(103kl,円/kl)	蒸気料	運炭費(円/t)	小計(重油換算)	原子力発電電力量 (発電端 10 ⁶ kWh)	核核料減損額	燃 核燃料減損修正損 料 (又は核燃料減損修正 費 益(貸方))	濃縮関連費	小市		・ 新エネルギー等燃料重・ 油換算消費量 (10³kl)	等 バイオマス燃料費	燃廃棄物燃料費		費 蒸気料	運搬費	小計(重袖換算) 合 計	

(3)第3条第2項第3号関係

[使用済燃料再処理等発電費]

[使用済燃料再処理等発電費] -	等発電費]							1)	(単位:千円)	д)
日型		至近実績		平成24年度	亚成95年度	亚成96年度	亚成97年度	長	俳	*
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	(実績見込み)	メイナの大	X(1-07X)	X1+12X1		VIII	Į,
再処理等費	57,642,125	58,686,202	58,984,713	56,471,091	78,262,801	65,083,202	61,917,632	205,263,635		
再処理等費引当	31,069,386	28,546,875	20,154,525	16,831,353	10,409,165	11,394,767	12,675,966	34,479,898		
再処理等引当金取崩し (貸方)	▲ 55,190,661	A 56,654,549	▶57,065,794	▲55,141,634	▲ 76,872,652	▲ 63,661,316	▲60,421,858	A 200,955,826		
合計	33,520,850	30,578,528	22,073,445	18,160,810	11,799,314	12,816,653	14,171,740	38,787,707		
[使用済燃料再処理等既発電費]	等既発電費]							٩)	(単位:千円)	д)
石		至近実績		平成24年度	正成化年	正成96年度	正成97年度	百価管空間開計	俳	*
Ŕ II	平成21年度	平成22年度	平成23年度	(実績見込み)	大(十(2大)) (大)	X + 07 X 1	T 1921 + 12	原国学 在初月日日	HIA.	t
再処理等費引当	112,329,279	112,329,279	112,329,279	20,738,273	20,738,273	20,738,273	20,738,273	62,214,819		
再処理等引当金取崩し (貸方)	▲85,008,774	▲85,008,774	A 85,008,774	I	I	I	I	I		
↓ □	27,320,504	27,320,504	27,320,504	20,738,273	20,738,273	20,738,273	20,738,273	62,214,819		
[廃棄物処理費]								(4)	(単位:千円)	́д
		至近実績		平成24年度	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	11 11 11 11	#	7
一种	平成21年度	平成22年度	平成23年度	(実績見込み)	半成25年度	半阪26年度	半阪27年度	原価算定期間計	丰	松
火力廃棄物処理費	3,807,947	6,916,558	8,859,927	10,260,774	10,400,991	9,594,385	11,938,179	31,933,555		
放射性廃棄原子力廃物処理費	5,698,834	4,952,666	6,921,677	6,853,017	9,585,877	10,417,804	10,079,255	30,082,936		
費 維務棄物処 理費 理費	565,574	457,778	304,982	399,083	554,412	415,976	517,076	1,487,464		
新エネルギー等廃棄物 処理費	I	I	I	I	I	I	I	I		
合	10,072,355	12,327,003	16,086,587	17,512,874	20,541,280	20,428,165	22,534,510	63,503,955		
[特定放射性廃棄物処分費]	心分費]							(1)	(単位:千円)	́д
田田		至近実績		平成24年度	正成の作曲	正成96年度	亚市97年度	百価管空間開計	サ	4
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	(実績見込み)	X(1+07X) 1	メルカラズバー	T 1221 T	原国学 化划电阻	THA	Þ
特定放射性廃棄物処分 費拠出金(各年の発電 対応分)	11,069,315	8,671,779	5,798,388	1,266,193	2,765,168	3,918,497	3,855,011	10,538,676		
特定放射性廃棄物処分 費拠出金(平成 11 年末 迄の発電対応分)	9,525,712	8,272,395	7,378,484	7,378,484	7,378,484	I	I	7,378,484		
合	20,595,028	16,944,175	13,176,872	8,644,677	10,143,652	3,918,497	3,855,011	17,917,160		

: 千田	
(単位:千円)	
	74年中
	出出
	至近年籍
肖耗品費]	
恶	

		至近実績	5績		平成24年度	记录记在事	近年の存在	证书97年年	四年给合品目斗	#
1-1	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均	(実績見込み)	十成23年及	十成20平皮	十成47年長	尿 异 上 上	E.
	185,604	167,773	124,496	159,291	143,611	159,291	159,291	159,291	477,873	
	12,330,549	10,629,881	10,944,915	11,301,782	10,730,173	10,761,626	10,600,642	10,363,786	31,726,054	
	12,516,154	10,797,655	11,069,412	11,461,074	10,873,784	10,920,917	10,759,933	10,523,077	32,203,927	
										(単位:千円)
		至近実績	6種		平成24年度	元 ₩ 95 年 座	近年の存在	び 击 97 左 庄	D 任 体 小 田 計	#
Š	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均	(実績見込み)	十成43平度	十成20十尺	十八年	尿圖异戊朔問副	川
	1,694,956	1,526,332	1,341,156	1,520,815	1,801,820	1,334,472	1,303,152	1,302,089	3,939,713	
	2,790,232	2,570,301	3,010,925	2,790,486	2,687,116	3,992,449	2,981,358	3,104,623	10,078,430	
	168,311	435,907	187,646	263,955	109,998	217,029	217,029	217,029	651,087	
	4,653,500	4,532,541	4,539,728	4,575,256	4,598,934	5,543,950	4,501,539	4,623,741	14,669,230	
										(単位:千円)
_		至近実績	6績		平成24年度	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	び 中 06 年 申	び 击 97年 庄	石压给小批阻斗	#
101	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均	(実績見込み)	十成23中侵	十成20平尺	十成47年度	尿 异	黑
	19,156,951	18,926,739	19,058,012	19,047,234	19,183,642	19,242,305	19,326,164	19,419,529	57,987,998	
	9,582,089	9,830,322	9,845,853	9,752,755	9,975,778	10,045,172	10,145,630	10,247,091	30,437,893	
	199,138	197,715	193,671	196,841	209,026	193,671	193,671	193,671	581,013	
	18,358,173	18,409,298	18,485,272	18,417,581	17,700,337	18,211,594	18,402,256	18,497,943	55,111,793	
	Ι	_	-		_	_	_	_	1	
	4,897,502	4,907,013	4,923,588	4,909,368	4,893,172	4,934,390	4,940,097	4,945,857	14,820,344	
	5,056,417	4,947,761	4,764,723	4,922,967	4,707,781	4,477,205	4,340,019	4,207,036	13,024,260	
	4,235,516	4,248,394	3,403,279	3,962,396	2,781,650	3,326,595	3,313,680	3,326,165	9,966,440	
	10,918,112	10,683,084	10,495,363	10,698,853	11,091,789	7,225,712	7,018,566	6,797,588	21,041,866	
	72,403,902	72,150,329	71,169,764	71,907,998	70,543,175	67,656,644	67,680,083	67,634,880	202,971,607	
										単位:千円)
		至近実績	6績		平成24年度	正 元 中 元 中	亚击96年	亚市97年年	百年一日田田	垂
121	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均	(実績見込み)	X1+07X1	X(+07X)	X+12X1	冰皿并 化划电阻	E
	15,806,191	15,617,367	16,187,212	15,870,257	16,792,659	14,330,242	13,940,746	13,391,367	41,662,355	
										(単位:千円)
		至近実績	6績		平成24年度	11 12 14	担から生活	11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11		#
101	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均	(実績見込み)	十,败Z5年,度	干败26年度	半败Z/平度	原恤异定期 阆酐	E.
	2,697	2,530	2,660	2,629	2,434	2,339	2,339	2,345	7,023	
	917560	846.764	895.581	886.635	818.000	788.895	788.895	791 054	9 368 844	

項目 平成21年度 季託運転費 4人576,074 雑委託費 104,676,074 音計 109,391,128 水力関係 大力関係 ボナルギー等関係 170,782 原子力関係 22,366 南エネルギー等関係 32,366 今の他 32,366 「原子力損害賠償支援機構一般負担金」 1,643,002 原子力損害賠償支援機構一般負担金」 12,476,407 原子力損害賠償支援機構一般 7,394,758 販売関係費 12,476,407 一般普及開発関係費 7,394,758 重用 平成21年度 重用 平成21年度 可能能認證實費 61,199	28 28	土型大階	m'		ナル /4 H 時				•	
109.3 109.3 109.3 109.3 10.4 10.9 10.4 10.9 10.4 10.9 10.4 10	28 28	2年度	平成23年度	平均	- %24十次 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備参
104.6 109.3 109.3 109.3 109.3 109.3 10.4		5,158,728	5,111,329	4,995,037	7,075,978	4,839,671	4,817,858	4,838,640	14,496,169	
109.3 平成2 平成2 12.4 19.8		118,091,255	111,844,261	111,537,197	121,012,479	131,286,913	119,614,735	113,859,877	364,761,525	
平成2 1.6 1.6		123,249,984	116,955,590	116,532,234	128,088,457	136,126,584	124,432,593	118,698,517	379,257,694	
平成2 平成2 平成2 12,4 12,4 19,8 平成2 19,8										(単位・4円)
平成2 1.6 1.6 平成2 12.4 19.8 平成2 19.8		至沂宝績	247mm		亚市9.4年	1	1	1		()
1,6 1,6	度 平成22年度	2年度	平成23年度	平均	- スムキャス (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	血
1,6 1,6	95	14,817	14,927	14,546	15,842	14,978	14,978	14,978	44,934	
1.6 1.6 1.6 1.6 1.6 1.6 1.6 1.6 1.6 1.5 1.		165,502	181,181	172,488	201,581	201,689	206,083	206,083	613,855	
1.6 1.6 1.6 1.6 1.6 1.6 1.6 1.2 1.2 1.2 1.5 1.		705,514	695,953	663,314	1,181,062	1,089,215	1,146,916	1,151,302	3,387,433	
1.6 1.6 		811,253	793,300	814,011	832,415	671,583	720,392	715,636	2,107,611	
1.6 1.6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	32,366	38,041	38,648	36,352	37,335	34,325	34,325	34,326	102,976	
		1,735,128	1,724,010	1,700,713	2,268,235	2,011,790	2,122,694	2,122,325	6,256,809	
<u>\$</u>									(4)	(単位:千円)
發	度 平成22年度	至近実績2年度 3	[平成23年度	平均	平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備水
16条費] 日 平 発関係費 計 日 平	1	1	15,762,100	5,254,033	31,524,200	31,524,200	31,524,200	31,524,200	94,572,600	
										(単位・4円)
発		至沂宝錦	±im.		元忠94年					(111)
発	度 平成22年度	2年度	平成23年度	平均	T 以 24 平 反 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
孫 		11,444,119	9,293,795	11,071,440	6,334,503	3,505,243	3,431,010	3,431,150	10,367,403	
神四		7,062,600	8,554,665	7,670,674	7,248,297	5,426,076	5,414,734	5,414,734	16,255,544	
日 平成2		18,506,719	17,848,460	18,742,115	13,582,800	8,931,319	8,845,744	8,845,884	26,622,947	
目 平成2.									4	(単位:千円)
	度 工成99年度	至近実線 全近実線 全年 一二	[平成93年度	亚松	平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	66	63,623	65,360	63,394	84,620	61,101	61,101	61,101	183,303	
その他養成費 1,849,472 4010,671		1,949,793	2,017,647	1,938,971	2,058,596	1,901,266	1,817,664	1,826,144	5,545,074	
=		011,01	2,000,1	4,004,000	017,011,7	100,100,1	20,10,10,1	ot 7', 100', 1		
[研究費]									1)	(単位:千円)
道目 正成的作	典 一 不由99年申	至近実績の年	ξ 证此99年 年	亚松	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
社内研究費 766.120	20	649.034	636.014	683.723	684.294	482.467	485.079	494.752	1.462.298	
14		13,592,069	12,969,839	13,716,979	13,741,308	10,374,222	10,742,463	11,163,473	32,280,158	
		41,105	10,000,004	14,400,702	700,624,41	10,000,009	74C,17771	11,030,443	00,747,400	

(単位:千円) 無 原価算定期間 計 25,299,092 3,291,354 47,350,288 86,222,190 8,712,882 3,427,152 1,097,118 平成27年度 17,119,488 30,356,640 1,097,118 8,457,624 3,427,152 平成26年度 17,534,239 30,516,133 8,128,586 1,097,118 平成25年度 25,349,417 12,696,561 10,426,245 4,486,714 861,266 2,884,962 17,398,312 36,057,499 35,927,198 7,118,725 3,616,856 1,993,535 21,535,929 1,662,150 平均 平成23年度 7,499,002 3,622,209 1,667,772 1,906,765 22,837,217 37,532,968 平成22年度 1,695,988 2,110,076 20,137,315 7,083,078 3,673,201 34,699,661 3,555,159 1,963,765 平成21年度 6,774,094 1,622,691 21,633,255 35,548,966 [諸費] 通信運搬費 その他諸費 đП 严 寄付金 団体費

参

[電気料貸倒損]

(単位:千円) 無 原価算定期間 計 4,570,016 4,683,812 平成27年度 1,529,004 1,532,314 平成26年度 186,287 1,522,188 1,708,475 平成25年度 1,518,824 **▲** 75,801 1,443,023 平成24年度 (実績見込み) 27,001 1,329,462 1,356,463 **▲**1,148 1,306,653 1,307,801 平均 86,104 平成23年度 1,227,313 1,313,418 平成22年度 70,078 1,355,371 1,425,449 平成21年度 1,340,718 1,181,091 **▲** 159,627 Ш 貸倒損引当額 貸倒損発生額 漸

[固定資産除却費]

(単位:千円)

										<u> </u>	(早世・十円)
Ħ	п		至近	至近実績		平成24年度	证明的存革	亚品924年	证品97年申	原価拿	举
Ķ	I	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均	(実績見込み)	大/十522/十	10270十八次	17次41十次	†	,
水力発電	除却損	748,371	662,992	1,368,875	926,746	2,276,408	1,009,034	1,363,447	1,485,662	3,858,143	
丞	除却費用	549,152	842,526	934,527	775,402	776,462	955,766	1,265,116	1,378,518	3,599,400	
電腦	人力発電 除却損	1,365,055	₹67,080	446,915	581,630	204,872	573,032	499,379	416,890	1,489,301	
丞	除却費用	▶894,943	529,689	762,518	132,421	24,337	499,003	433,933	360,626	1,293,562	
発函	原子力発 除却損	2,028,938	1,480,516	1,410,785	1,640,080	2,902,481	3,074,031	3,155,294	3,855,952	10,085,277	
電設備 陽	除却費用	2,332,494	1,712,137	1,245,062	1,763,231	1,375,247	3,019,616	3,099,440	3,787,696	9,906,752	
新エネル 防	除却損	I	I	I	I	I	I	ı	I	I	
	除却費用	I	I	I	I	I	I	I	1	I	
光垂記儘	除却損	1,785,852	2,082,387	2,005,791	1,958,010	3,504,497	2,353,668	2,780,847	2,835,405	7,969,920	
	除却費用	4,164,243	5,039,770	5,227,304	4,810,439	4,824,187	5,421,941	6,351,219	6,464,047	18,237,207	
水平池 陽	除却損	2,805,715	2,004,271	3,194,379	2,668,122	4,826,049	2,684,894	2,849,245	3,855,629	9,389,768	
	除却費用	3,043,173	3,167,912	3,702,273	3,304,453	2,471,335	3,119,689	3,310,656	4,480,015	10,910,360	
阿里沙堡 脱	除却損	96,124	53,750	25,395	58,423	167,406	64,278	66,575	74,269	205,122	
	除却費用	4,017,452	3,653,385	3,919,585	3,863,474	4,029,096	3,854,532	3,992,243	4,453,638	12,300,413	
光 松 売 供	除却損	2,366,289	1,245,913	743,809	1,452,004	3,242,380	1,721,188	1,762,866	1,623,248	5,107,302	
	除却費用	1,225,815	679,219	598,505	834,513	263,246	970,913	994,424	915,666	2,881,003	
<u>₩</u>	除却損	11,196,348	7,462,751	9,195,950	9,285,016	17,124,093	11,480,125	12,477,653	14,147,055	38,104,833	
三 図	除却費用	14437388	15624640	16.389.778	15 483 935	13.763.910	17841460	19 447 031	21 840 206	59 128 697	

[原子力発電施設解体費]

(中心・十円)	借			原子力発電施設解体引当金	に関する省令に係るものに 限る。	
	原作	間計	I	17,506,783	I	6.416.235 17.506.783
	亚击97年 审	十一次4.1十次 十二次	I	6,416,235	_	
	亚战96年度	上)次20十/文	I	5,796,359	_	5.796.359
	亚击95年 亚击95年	文(十07次)上	1	5,294,189	I	5.294.189
	平成24年度	(実績見込み)	I	2,640,676	I	2.640.676
		平成23年度	1	6,665,632	I	6,665,632
	至近実績	平成22年度	1	12,225,777	I	13.995.197 12.225.777
		平成21年度	I	13,995,197	_	261'566'81
	甲		解体費	資産除去債務計上	資産除去債務取崩し (貸方)	合計

[共有設備費等分担額, 共有設備費等分担額(貸方)]

(単位:千円)	原価算定期間	,	2,312,358	420,183	121,821	2,854,362	▲ 69,459	▲ 57,525	▲ 353,211	770 COF •	■ 403,866
	正成97年中		770,786	140,061	40,607	951,454	▲ 23,153	▶19,175	▲ 117,737	▲13/1699	170,401
	正品92年年		770,786	140,061	40,607	951,454	▲ 23,153	▲19,175	▲ 117,737	▲ 134.622	
	正 中 55 年 上		770,786	140,061	40,607	951,454	▲ 23,153	▶19,175	▲117,737	▲134.622	
	平成24年度	(実績見込み)	965'088	8,320	11,009	849,725	▶11,464	▶18,970	▲ 125,771	▶119,964	
		平成23年度	699,387	66,561	47,109	813,058	▶23,795	▶18,451	▲ 117,731	▲117,539	
(貸方)]	至近実績	平成22年度	799,598	179,761	45,008	1,024,368	▲ 25,631	▲19,537	▶117,736	▲117,539	
備實等分担額		平成21年度	815,183	173,861	29,705	1,018,750	▶20,034	▲19,537	▲117,741	▲168,785	
[共有設備費等分担額,共有設備費等分担額(貸方)	П		水力発電設備	火力発電設備	送電設備	十二十	水力発電設備	火力発電設備	送電設備	変電設備	
【共有設備實等	担	平		共有設備費等分	担額			4七元胜用体八	共有政備其守刀。 五額(各七)	当後(見つ)	_

(記載注意) (何)の欄には, 共有設備について種類別に整理すること。

[開発費,開発費償却]

用充貨,用充貨頂却」									単位:千円)	<u>-</u> Н
山田田		至近実績		平成24年度	亚 品 95年 庫	亚山村	亚帝97年 审	原価算定期間	ψ	*
	平成21年度	平成22年度	平成23年度		メンサルシメント	大/4025/1	十一次4十万次	11111111	EL .	Þ
	I	I	-	I	I	I	I	I		
お	I	I	I	I	I	I	I	ı		
合計	ı	I	I	I	I	I	I	I		

[電力費振替勘定(貸方)]

[電力實振替砌定(貸万)]									(単位:千円)	Œ
田 現		至近実績		平成24年度	亚哈95年	亚世35年 亚世35年 亚由37年	亚市97年 車	原価算定期間	垂	*
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	(実績見込み)	メナンシャー	メルクラグル	以十12X1-1	11111111	ELA.	Þ
設工事用	▲ 452,554	A 159,126	▲ 31,073	▲ 240,233	▲ 640,770	459,420	▲181,350	▲1,281,540		
	▲ 107,033	▲ 111,684	▲ 118,520	₹209,209	A 150,150	A 150,150	A 150,150	A 450,450		
合計	₹259,588	▲270,811	▲ 149,593	▲ 449,442	₹790,920	№ 609,570	▲331,500	▶1,731,990		

[株式交付費, 社債発行費]

[株式父付箕, 仕債発付貨]								1	(単位:千円)	年出
T T		至近実績		平成24年度	でよ95年 下よ95年 下よ95年	亚市96年	证品97年年	原価算定期間	₩	*
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	(実績見込み)	文(十C7X/)	十二次20十万	十八次(1十)支	1111111	HA.	Þ
株式交付費	0	0	0	0	0	0	0	0		
社債発行費	512,454	613,584	0	627,172	760,000	760,000	760,000	2,280,000		
合 計	512,454	613,584	0	627,172	760,000	260,000	760,000	2,280,000		

(4)第3条第2項第4号関係

#Pm/	
新	
終	
\equiv	

(単位:千円)		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					22年度以降の平均帳簿原価は,	資産除去債務除き。															
	調計	平均 修繕費 率 (%)	/000	1.32%	9 490/	6.42%	/000	2.00%	/020	0.07%		0.42%		1	0.76%		3.78%			0.77%		010	1.85%
	原価算定期間計		3,824,544,077	50,596,859	7,342,903,005	177,637,823	7,422,186,657	193,065,718	13,046,009	8,928	10,486,594,702	44,118,144	(-)	5,042,144,341	38,459,642	7,464,298,679	281,977,561	(184,826,441)	1,356,775,550	10,386,173	(-)	42,952,493,020	206 950 040
		平成27年度	1,286,708,421	17,212,203	2,538,100,861	65,294,993	2,506,575,039	62,328,780	4,562,630	2,976	3,525,436,235	14,662,938	(-)	1,693,448,899	13,047,758	2,511,749,565	96,485,774	(63,844,082)	453,768,372	3,566,663	(-)	14,520,350,022	100 000 020
		平成26年度	1,274,238,915	16,805,119	2,455,190,106	62,266,163	2,456,548,226	66,687,812	4,407,955	2,976	3,494,480,722	14,665,214	(-)	1,681,712,909	12,771,237	2,487,466,752	96,499,009	(64,185,537)	449,382,637	3,383,383	(-)	14,128,714,776 14,303,428,222	010 000 010
		平成25年度	1,263,596,741	16,579,537	2,349,612,038	20,076,667	2,459,063,392	64,049,126	4,075,424	2,976	3,466,677,745	14,789,992	(-)	1,666,982,533	12,640,647	2,465,082,362	88,992,778	(56,796,822)	453,624,541	3,436,127	(-)	14,128,714,776	010 101 010
		平成24年度 (実績見込み)	1,255,555,713	11,513,689	2,422,336,427	42,447,067	2,463,613,473	49,436,622	3,897,568	835	3,446,674,403	10,303,136	(-)	1,649,094,636	9,461,314	2,442,737,273	72,806,687	(47,649,748)	466,137,288	3,385,977	(-)	14,150,046,781	100 255 257
		平均 修繕費 率 (%)	/000	1.38%	1 770/	1.17%	/000 /	4.32%	/0600	0.03%		0.46%		0	0.78%		3.38%			0.82%		1 000/	1.98%
	45	平成23年度	1,256,771,714	17,203,034	2,549,409,763	47,754,379	2,413,079,675	93,415,767	3,117,015	1,428	3,427,866,230	14,835,969	(-)	1,635,446,801	12,580,546	2,420,537,911	82,983,340	(49,751,687)	474,955,613	3,697,983	(-)	14,181,184,728	0779 479 440
	至近実績	平成22年度	1,252,125,797	17,535,600	2,498,539,193	37,292,548	2,397,286,103	109,400,917	1,168,231	1	3,396,900,274	15,118,137	(-)	1,619,897,726	12,243,991	2,399,077,699	80,295,336	(48,499,492)	474,963,833	3,951,734	(-)	14,039,958,861	226 060 376
		平成21年度	1,246,414,877	17,143,467	2,430,677,735	47,523,338	2,373,462,455	107,231,372	ı	I	3,360,678,761	16,782,451	(-)	1,604,530,262	13,221,965	2,375,915,237	80,194,676	(49,956,067)	479,164,176	4,094,472	(-)	13,870,843,507	996 101 744
		В	平均帳簿原価	修繕費	平均帳簿原価	修繕費	平均帳簿原価	修繕費	平均帳簿原価	修繕費	平均帳簿原価	依絲弗	1 2	平均帳簿原価	修繕費	平均帳簿原価	依 筹		平均帳簿原価	依絲弗	多宿具	平均帳簿原価	校 绘弗
「修稽頂」		一	十十 % 哪 汽 供	小刀光电政调	ル七然電評価		百工九路電評借		新エネルギー等			送電設備		亦電売備			配電設備			業務設備		1 1	п

(記載注意) 送電設備,配電設備及び業務設備の修繕費の()内には,取替修繕費を内数として記載すること。

(5)第3条第2項第5号関係

[水利使用料]

	13,178,237	4,394,867	4,394,478	4,388,892	1 排	水利使
備考	原価算定期間計	宁	干败26年度	平成25年度	月 日	

(6)第3条第2項第6号関係

[減価償却費]

(単位:千円)

						(単1仏・十円)	1)
	項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考	
	普通償却費	18,835,625	18,407,623	18,681,659	55,924,907		
水力発電設備	特別償却費	I	I	I	I		
	試運転償却費	I	I	I	I		
	普通償却費	52,826,244	63,007,320	64,174,539	180,008,103		
火力発電設備	特別償却費	6,015,197	I	I	6,015,197		
	試運転償却費	8,119,345	5,218,668	862,027	14,200,040		
	普通償却費	49,483,126	49,976,367	52,976,497	152,435,990		
原子力発電設備	特別償却費	I	I	I	I		
	試運転償却費	I	I	I	I		
ガナショナ 体	普通償却費	291,003	316,512	265,321	872,836		
刺 は 数 は が は が	特別償却費	1	I	I	I		
光电跃漏	試運転償却費	I	I	I	I		
、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	普通償却費	75,595,724	73,677,190	72,051,199	221,324,113		
区 电 成 漏	特別償却費	I	I	I	I		
亦重売儘	普通償却費	35,432,524	34,607,395	34,041,402	104,081,321		
炎 电欧洲	特別償却費	I	I	I	I		
兩雪空備	普通償却費	34,810,588	33,797,752	32,960,574	101,568,914		
阳电欧洲	特別償却費	I	I	I	I		
<u> </u>	普通償却費	16,569,092	17,590,053	18,815,952	52,975,097		
未物成個	特別償却費	Ι	_	Ι			
	普通償却費	283,843,926	291,380,212	293,967,143	869,191,281		
台	特別償却費	6,015,197	I	I	6,015,197		
	試運転償却費	8.119.345	5.218.668	862.027	14.200.040		

(7)第3条第2項第7号関係

[固定資産税,雑税,電源開発促進税及び事業税]

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
固定資産税	51,961,282	52,545,068	52,599,477	157,105,827	
雑税	10,736,804	11,199,721	9,736,473	31,672,998	
電源開発促進稅	55,563,000	55,825,875	56,267,625	167,656,500	
事業税	31,503,529	31,719,551	31,236,183	94,459,263	
合	149,764,615	151,290,215	149,839,758	450,894,588	

(8)第3条第2項第8号関係

[地带間購入電源費, 地帯間購入送電費, 他社購入電源費, 他社購入送電費]

[地帯間購入電;	[地帯間購入電源費,地帯間購入送電費,他社購入電源費,他社購入送電費	拉杜購入電源	費,他社購入送電費]				(単位:千円)
	項目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	地帯間購入電源費	料金計	20,739,986	20,713,051	18,690,775	60,143,812	
地帯間購入電力料	地帯間購入送電費	料金計	201,680	203,240	205,060	086'609	
	電力量 (10 ⁶ kWh)	Vh)	962	802	608	2,407	
化乙酰二烷十烷	他社購入電源費 (再工永特措法交付金相当額を除く。)	料金計	325,530,103 (13,973,052)	307.185.939 (15.953,774)	286,964,302 (17,081,473)	919,680,344 (47,008,299)	
同に等く再つた	他社購入送電費	料金計	132,228	127,486	127,486	387,200	
	電子車 (1Vgl-IXLF)	(14)	89002	30.974	98 753	200 08	

他社購入電源費の () 内には、新エネルギー等電源費 (再エネ特措法交付金相当額を除く。) に係る費用を内数として記載すること。

(9)第3条第2項第9号関係

[建設分担関連費振替額(貸方), 附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)]

建設分担関連費振替額(貸方), 附帝事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	宮莱費用分担	吳連費振替罷	!()[()]							(単位:千円)
		至近実績	実績		证法0.4左座					
ш	平成21年度	平成21年度 平成22年度 平成23年度 1	平成23年度	平均振替率 (%)	十 Q 24 中 Q (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	垂 歩
総工事資金	321,600,017	321,600,017 362,193,876 319,963,813	319,963,813	/061010	351,470,971	356,029,350	370,723,134	388,791,410	1,115,543,894	
振替額	₹337,098	▲ 337,098 ▲ 431,667 ▲ 255,834	▲ 255,834	0.101370	▲330,648	A 395,464	▲ 400,253	▲ 410,825	▲1,206,542	▲1,206,542 建設分担関連費振替 縮の管会に用いる地
	46,215,832	46,215,832 49,130,871 72,973,214	72,973,214	7066900	73,059,843	66,611,790	79,428,549	85,856,957	231,897,296	231,897,296 替率: 0.1254%
振替額	▲400,492	▲ 400,492 ▲ 507,879 ▲ 719,650	A 719,650	0.3022./0	969'982▼	▲ 633,942	▶755,918	₹817,095	▲2,206,955	

(10) 第3条第2項第10号関係

[株式交付費償却, 社債発行費償却]

[休八父⊓賀價却, 仕愩充仃賀頂却]						(単位:千円)
道 目	対象交付 (発行)費用	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価貸定期間計	垂
株式交付費償却	ı	I	ı	1	1	
社債発行費償却	-	1	-	_	_	
合 計	1		_	_	_	

(11) 第3条第2項第11号関係

[法人税等]

(単位:千円)	備考	<u></u>	で(欠損金の薬閥程降による鍋がお金が	産の取崩し相当)
	原価算定期間計	54,012,527	10,330,018	64,342,545
	平成27年度	16,446,913	3,357,814	19,804,727
	平成26年度	18,782,807	3,486,102	22,268,909
	平成25年度	18,782,807	3,486,102	22,268,909
		法人税	法人税割	
	道 道	法 \ 新蜂	はくておす	合 計

第2表

事業報酬明細表

							(単位:千円)	d)
	項	H	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考	
	特定固定資産		3,507,218,274	3,527,048,619	3,553,600,465	10,587,867,358		
	建設中の資産		152,980,461	141,283,999	145,615,322	439,879,782		
	核燃料資産		511,257,578	512,703,175	521,586,184	1,545,546,937		
11	特定投資		114,644,587	114,629,531	114,614,475	343,888,593		
		営業資本	261,313,058	259,776,940	251,571,013	772,661,011		
事業	運転資本	貯蔵品	127,809,902	128,601,288	123,310,426	379,721,616		
误叫		- 基	389,122,960	388,378,228	374,881,439	1,152,382,627		
	繰延償却資産		ı	I	ı	I		
	√ □	1 1 III	4,675,223,860	4,684,043,552	4,710,297,885	14,069,565,297		
	報酬率 (%)		2.9	2.9	2.9	2.9		
	電気事業報酬額	鎖	135,581,492	135,837,263	136,598,639	408,017,394		

《項目別明細表》 (1)第4条第3項関係 [特定固定資産]

6,226,829
2,110,871,174
328,886,075
58,196,368
73,549
47,653,739
54,243,120
1,573
51,098,846
2,449,937,326
6.298.805
2.107.426.067
336.212.454
324,786,259
3 807 708 8
3,631,300
1,331,049
700,418
1,846,101
355,711
1
291,003
1
1
1
4 953 970
4,603,613
1,01,045
1010101
1,910,809
1,854,882
3,449,908,834
241,937,975
2,192,799,483
1.015,171,376
45,895,210
3,869,068
75.414.780
15 188 484
1 /03 377
10,644,000
10,644,303
3,480,615,560
244,313,666
2,257,569,960
978,731,934

十成20十度 1.656.160.471 1.675.955.127
1,191,503,920
418,496,372
40,394,032
87,748
35,239,184
20,599,376
249,561
17,266,004
1.675.955.127
45.998.366
1 209 477 100
420.479.661
100,011,024
418,322,134
2,449,482,116
46,557,568
1.501.983.077
900 941 471
20,228,346
00,000,040
1,279,582
34,053,205
7,778,792
92.739
6.276.331
2 472 041 670
77 74 411
1 590 750 051
1,52,78,78
894,537,308
897,324,937
447.669.663
33.387.818
311 816 288
109 465 557
10.05.331
601,200,61
41,077
14,077,144
34 000 874
E 405 064
0,400,304
20,198,733
432,720,958
27 944 931
21,344,331
305,694,699
99,081,328
97,407,667

「建設中の資産」

[建設中の資産]	٦ ا					(単位:千円)
	項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	期首帳簿価額	23,200,580	24,521,997	32,402,254	80,124,831	
	期中增加額	17,866,980	26,182,108	25,617,754	69,666,842	
水力発電設備	期中減少額	16,545,563	18,301,851	22,229,176	57,076,590	
	期末帳簿価額	24,521,997	32,402,254	35,790,832	92,715,083	
	平均帳簿価額	25,020,876	29,233,490	34,248,139	88,502,505	
	期首帳簿価額	173,474,581	110,182,646	39,482,415	323,139,642	
	期中增加額	64,379,235	48,261,191	17,742,075	130,382,501	
火力発電設備	期中減少額	127,671,170	118,961,422	55,426,333	302,058,925	
	期末帳簿価額	110,182,646	39,482,415	1,798,157	151,463,218	
	平均帳簿価額	148,704,247	71,730,693	9,369,580	229,804,520	
	期首帳簿価額	32,728,267	58,171,896	129,256,077	220,156,240	
	期中增加額	83,639,997	107,156,862	130,936,378	321,733,237	
塚丁 が 帯		58,196,368	36,072,681	179,287,792	273,556,841	
#M.	期末帳簿価額	58,171,896	129,256,077	80,904,663	268,332,636	
	平均帳簿価額	53,144,672	93,924,089	145,178,915	292,247,676	
	期首帳簿価額	38,600	199,392	I	237,992	
リギニャー特	期中增加額	516,503	109,959	I	626,462	
対しイグトを対象を表	期中減少額	355,711	309,351	I	665,062	
4.光 电双角	期末帳簿価額	199,392	ı	ı	199,392	
	平均帳簿価額	208,857	20,035	I	228,892	
	期首帳簿価額	44,293,839	43,862,881	53,120,001	141,276,721	
	期中增加額	45,464,252	51,836,071	54,480,367	151,780,690	
送電設備	期中減少額	45,895,210	42,578,951	55,380,193	143,854,354	
	期末帳簿価額	43,862,881	53,120,001	52,220,175	149,203,057	
	平均帳簿価額	43,190,049	48,214,471	53,579,220	144,983,740	
	期首帳簿価額	18,477,431	16,935,702	25,024,051	60,437,184	
	期中增加額	38,852,303	39,602,287	53,705,785	132,160,375	
変電設備	期中減少額	40,394,032	31,513,938	43,435,706	115,343,676	
	期末帳簿価額	16,935,702	25,024,051	35,294,130	77,253,883	
	平均帳簿価額	19,780,029	21,671,035	31,022,674	72,473,738	
	期首帳簿価額	12,482,624	12,482,624	12,482,624	37,447,872	
	期中增加額	30,338,346	31,442,183	35,061,357	96,841,886	
配電設備	期中減少額	30,338,346	31,442,183	35,061,357	96,841,886	
	期末帳簿価額	12,482,624	12,482,624	12,482,624	37,447,872	
	平均帳簿価額	12,482,624	12,482,624	12,482,624	37,447,872	
	期首帳簿価額	2,633,239	3,743,168	6,108,737	12,485,144	
:	期中增加額	19,585,466	21,165,050	18,158,085	58,908,601	
業務設備	期中減少額	18,475,537	18,799,481	20,592,068	57,867,086	
	期末帳簿価額	3,743,168	6,108,737	3,674,754	13,526,659	
	平均帳簿価額	3,429,568	5,291,561	5,349,491	14,070,620	
アートベーメ		152,980,461	141,283,999	145,615,322	439,879,782	

[核燃料資産]

(単位:千円)

	Ħ	半成25年度	半成26年度	半成27年度	原価算定期間計	備	考
	期首帳簿価額	405,664,728	415,619,797	435,679,922	1,256,964,447		
	期中增加額	26,838,106	39,428,024	48,781,141	115,047,271		
装荷以前の核燃料資産	期中减少額	16,883,037	▶19,367,899	▲ 23,951,248	▲60,202,184		
	期末帳簿価額	415,619,797	435,679,922	460,509,815	1,311,809,534		
	平均帳簿価額	410,642,263	425,649,860	448,094,869	1,284,386,992		
	期首帳簿価額	107,396,315	93,834,315	80,272,315	281,502,945		
	期中增加額	I	ı	I	I		
再処理関係核燃料資産	期中減少額	A 13,562,000	▲ 13,562,000	A 13,562,000	▶40,686,000		
	期末帳簿価額	93,834,315	80,272,315	66,710,315	240,816,945		
	平均帳簿価額	100,615,315	87,053,315	73,491,315	261,159,945		
レートベース		511,257,578	512,703,175	521,586,184	1,545,546,937		

<u>5</u> ×
1
带
<u>**</u>

[特定投資]						(単位:千円)
項 目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備参
	期首帳簿価額	8,407	8,407	8,407	25,221	
江 八 井 三 ~ 十 茶 十 十	期中增加額	I	1	I	I	
3764778678	期末帳簿価額	8,407	8,407	8,407	25,221	
	平均帳簿価額	8,407	8,407	8,407	25,221	
	期首帳簿価額	738,249	723,193	708,137	2,169,579	
一	期中增加額	▶15,056	▶15,056	▶15,056	▲45,168	
	期末帳簿価額	723,193	708,137	693,081	2,124,411	
	平均帳簿価額	730,721	715,665	200,007	2,146,995	
	期首帳簿価額	99,870,490	99,870,490	99,870,490	299,611,470	
1 日	期中增加額	I	I	I	I	
日本原際	期末帳簿価額	99,870,490	99,870,490	99,870,490	299,611,470	
	平均帳簿価額	99,870,490	99,870,490	99,870,490	299,611,470	
	期首帳簿価額	2,256,638	2,256,638	2,256,638	6,769,914	
日本四子十四次間及機構	期中增加額	ı	ı	I	1	
口个尽丁乙如无用无候伸	期末帳簿価額	2,256,638	2,256,638	2,256,638	6,769,914	
	平均帳簿価額	2,256,638	2,256,638	2,256,638	6,769,914	
	期首帳簿価額	1,229,000	1,229,000	1,229,000	3,687,000	
四乙十品安时停士塔黎雄	期中增加額	I	I	I	I	
原丁乙基合品 医大球液性	期末帳簿価額	1,229,000	1,229,000	1,229,000	3,687,000	
	平均帳簿価額	1,229,000	1,229,000	1,229,000	3,687,000	
同子俠約サイクル事業	期首帳簿価額	10,549,331	10,549,331	10,549,331	31,647,993	原子燃料サイクル事業につい
- アパック社(カザフスタン ウラン鉱山開発)	期中增加額	I	I	1	I	ては、弊社の権利、競争上の事件をのかにいた。
- カンサイ・ソウジジ・エンリッチメント・インペスティング社	期末帳簿価額	10,549,331	10,549,331	10,549,331	31,647,993	周四との旬日当な付債を申9 るおそれがあることから. 特
(フランス ウラン濃縮工場)	平均帳簿価額	10,549,331	10,549,331	10,549,331	31,647,993	資額を纏めて表示している。
アー・ベース		114,644,587	114,629,531	114,614,475	343,888,593	

(記載注意) (何)の欄には,長期投資について投資先ごとに整理すること。

(単位:千円)

項目 平成25年度 平成26年度 平成27年度 原価算定期間 計	備考
役員給与	
給料手当	
給料手当振替額(貸方)	
退職給与金 12,532,324 13,818,180 15,676,599 42,027,103 厚生費 27,090,499 27,655,638 27,624,071 82,370,208 委託検針費 3,459,675 3,186,441 2,812,510 9,458,626 委託集金費 656,980 470,417 369,538 1,496,935 維給 1,905,163 2,106,805 2,478,879 6,490,847 燃料費 922,884,900 928,280,644 884,970,713 2,736,136,257 使用済燃料再処理等発電費 29,731,392 17,919,502 19,296,966 66,947,860 使用済燃料再処理等既発電費 20,738,273 20,738,273 20,738,273 62,214,819 廃棄物処理費 20,541,280 20,428,165 22,534,510 63,503,955	
厚生費27,090,49927,655,63827,624,07182,370,208委託検針費3,459,6753,186,4412,812,5109,458,626委託集金費656,980470,417369,5381,496,935雑給1,905,1632,106,8052,478,8796,490,847燃料費922,884,900928,280,644884,970,7132,736,136,257使用済燃料再処理等発電費29,731,39217,919,50219,296,96666,947,860使用済燃料再処理等既発電費20,738,27320,738,27320,738,27362,214,819廃棄物処理費20,541,28020,428,16522,534,51063,503,955	
委託検針費 3,459,675 3,186,441 2,812,510 9,458,626 656,980 470,417 369,538 1,496,935 48拾 1,905,163 2,106,805 2,478,879 6,490,847 使用済燃料再処理等発電費 29,731,392 17,919,502 19,296,966 66,947,860 使用済燃料再処理等既発電費 20,738,273 20,738,273 20,738,273 62,214,819 廃棄物処理費 20,541,280 20,428,165 22,534,510 63,503,955	
委託集金費 656,980 470,417 369,538 1,496,935 雑給 1,905,163 2,106,805 2,478,879 6,490,847 燃料費 922,884,900 928,280,644 884,970,713 2,736,136,257 使用済燃料再処理等発電費 29,731,392 17,919,502 19,296,966 66,947,860 使用済燃料再処理等既発電費 20,738,273 20,738,273 20,738,273 62,214,819 廃棄物処理費 20,541,280 20,428,165 22,534,510 63,503,955	
#給 1,905,163 2,106,805 2,478,879 6,490,847 燃料費 922,884,900 928,280,644 884,970,713 2,736,136,257 使用済燃料再処理等発電費 29,731,392 17,919,502 19,296,966 66,947,860 使用済燃料再処理等既発電費 20,738,273 20,738,273 20,738,273 62,214,819 廃棄物処理費 20,541,280 20,428,165 22,534,510 63,503,955	
燃料費 922,884,900 928,280,644 884,970,713 2,736,136,257	
使用済燃料再処理等発電費 29,731,392 17,919,502 19,296,966 66,947,860 使用済燃料再処理等既発電費 20,738,273 20,738,273 20,738,273 62,214,819 20,541,280 20,428,165 22,534,510 63,503,955	I
使用済燃料再処理等既発電費 20,738,273 20,738,273 20,738,273 62,214,819 廃棄物処理費 20,541,280 20,428,165 22,534,510 63,503,955	
廃棄物処理費 20,541,280 20,428,165 22,534,510 63,503,955	
特定放射性廃棄物処分費 10,143,652 3,918,497 3,855,011 17,917,160	
消耗品費	
情報開資	
下級機質	
賃借料 67,656,644 67,680,083 67,634,880 202,971,607	
託送料 14,330,242 13,940,746 13,391,367 41,662,355	
営事業者間精算費788,895788,895791,0542,368,844業委託費136,126,584124,432,593118,698,517379,257,694項損害保険料2,011,7902,122,6942,122,3256,256,809	
業 委託費 136,126,584 124,432,593 118,698,517 379,257,694	
質 損害保険料 2,122,325 6,256,809	
普及開発関係費 8,931,319 8,845,744 8,845,884 26,622,947	
養成費 1,962,367 1,878,765 1,887,245 5,728,377	
研究費 10,856,689 11,227,542 11,658,225 33,742,456	
諸費 25,349,417 30,516,133 30,356,640 86,222,190	
電気料貸倒損 1,518,824 1,522,188 1,529,004 4,570,016	
減価償却費 5,871,727 7,292,725 8,244,210 21,408,662	
固定資産除却費 17,841,460 19,447,031 21,840,206 59,128,697	
共有設備費等分担額 951,454 951,454 951,454 2,854,362	
共有設備費等分担額(貸方) ▲294,687 ▲294,687 ▲294,687 ▲884,061	
地帯間購入電源費 20,739,986 20,713,051 18,690,775 60,143,812	
地帯間購入送電費 201,680 203,240 205,060 609,980	
他社購入電源費 325,530,103 307,185,939 286,964,302 919,680,344	
他社購入送電費 132,228 127,486 127,486 387,200	
建設分担関連費振替額(貸方) ▲395,464 ▲400,253 ▲410,825 ▲1,206,542	
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方) ▲633,942 ▲755,918 ▲817,095 ▲2,206,955	
開発費	
電力費振替勘定(貸方) ▲790,920 ▲609,570 ▲331,500 ▲1,731,990	
株式交付費 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	
社債発行費 760,000 760,000 760,000 2,280,000	
小 計 2,134,620,183 2,121,946,590 2,056,901,082 6,313,467,855	
選収加算料金	
地帯間販売電源料 627,710 627,710 627,710 1,883,130	
地帯開版書学景料	
控 地帯間販売送電料	
操 他社販売電源料 12,258,679 11,547,432 11,608,591 35,414,702 11,608,591 35,414,702 11,608,591 36,414,702 11,608,591 11,547,432 11,608,591 36,414,702 11,608,591 11	
収 他社販売送電料 265,016 167,600 212,400 645,016 益 託送収益 1,774,539 1,774,539 1,774,555 5,323,633	
電気事業稚収益 28,411,233 28,824,711 29,310,754 80,540,098	
預金利息 41,888 41,981 42,169 126,038	
小 計 44,115,719 43,731,073 44,332,978 132,179,770	
合 計 2,090,504,464 2,078,215,517 2,012,568,104 6,181,288,085	
レートベース 261,313,058 259,776,940 251,571,013 772,661,011	

(記載注意)

(何)の欄には、営業費項目及び控除収益項目についてそれぞれ期間原価等項目ごとに整理すること。

[運転資本 (貯蔵品)]

石炭費 消費金額 44.285.902 45.521.232 52.3 標料油費 平均月数 1.5 5.535.738 5.690,154 6.5 標料油費 平均月数 1.5 332.284,121 272.1 ガス費 平均月数 1.5 1.5 34.60,515 財際費 計費金額 47.785,815 5.44,630,584 5.556 財際費 平均月数 1.5 68,078,823 69,4 財際費 計費金額 4,683,719 4,109,600 4,0 財際費 計費金額 4,683,719 4,109,600 4,0 中 市計 115,265,714 115,943,192 110,5 中 市計 115,265,714 115,943,192 110,5 中 市計 2,465,082,362 2,487,466,752 2,511,7 中 中 12,50% 12,50% 12,50% 中 中 12,544,188 12,58,601,288 12,33 中 1 12,58,601,288 12,33		項目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
石炭費 平均月数 1.5 5.535,738 5.690,154 6.5 燃料油費 平均月数 1.5 333,284,121 272,1 ボス費 平均月数 1.5 333,284,121 272,1 ボス費 平均月数 1.5 34,0 34,0 市計 平均月数 1.5 544,630,584 555,6 市計 平均月数 1.5 68,078,823 69,4 市計 平均月数 1.5 4,109,600 4,0 市計 平均月数 1.5 1.5 110,5 市計 市計 585,465 513,700 5 市計 市 115,265,714 115,943,192 110,5 中投財廠面加 2,465,082,362 2,487,466,752 2,511,7 一般貯廠品本土庫率 12,50% 12,50% 12,50% 中股貯廠品本庫率 12,780,902 12,58,601,288 12,33 台計 12,780,902 12,33			消費金額	44,285,902	45,521,232	52,381,502	142,188,636	
標料油費 計量金額 5,535,738 5,690,154 6,532,738 がス費 平均月数 1,5 1,5 1,5 がス費 平均月数 47,7785,815 544,630,584 55,6 財機費 平均月数 1,5 544,630,584 555,6 市井月数 4,683,719 4,109,600 4,0 中均月数 1,5 1,5 1,5 中均月数 1,5 1,5 1,0 中村月数 1,5 1,5 1,0 中村月数 1,5 1,5 1,0 中 市村月数 - - - 市計 115,265,714 115,943,192 110,5 中 市計 2,465,082,362 2,487,466,752 2,511,7 一般貯蔵品払出率 4,0710% 4,0710% 12,50% 中 中 12,544,188 12,58,601,288 12,33 白 計 12,7899,902 12,33		石炭費	平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
株利油費 洋費金額 395,370,275 333,284,121 272,1 15			111111111111111111111111111111111111111	5,535,738	5,690,154	6,547,688	17,773,580	
燃料油費 平均月数 1.5 1.5 ガス費 平均月数 47.7785,815 544,690,584 555,6 ガス費 平均月数 1.5 59,723,227 68,078,823 69,4 財機費 平均月数 1.5 1.5 68,078,823 69,4 市 平均月数 1.5 1.5 68,078,823 69,4 市 平均月数 1.5 1.5 69,4 市 市 1.5 1.5 1.5 1.5 中 市 115,265,714 115,943,192 110,5 中 中 中 115,265,714 115,943,192 110,5 中 中 中 中 110,5 110,5 中 中 中 115,265,714 115,943,192 110,5 中 中 中 12,543,192 110,5 中 中 中 中 12,50% 12,50% 中 中 中 12,544,188 12,55% 12,53 中 中 12,748,09,902 12,33 12,33 <td>I</td> <td></td> <td>消費金額</td> <td>395,370,275</td> <td>333,284,121</td> <td>272,174,773</td> <td>1,000,829,169</td> <td></td>	I		消費金額	395,370,275	333,284,121	272,174,773	1,000,829,169	
がス費 消費金額 477.785,815 544.630,584 555.6 がス費 平均月数 1.5 544.630,584 555.6 財機費 市 59,723,227 68,078,823 69,4 財機費 平均月数 1.5 4,109,600 4,0 中 市 1.5 585,465 513,700 5 一 平均月数 115,265,714 115,943,192 110,5 一 市 市 115,265,714 115,943,192 110,5 市 市 市 115,265,714 115,943,192 110,5 市 市 市 市 115,265,714 115,943,192 110,5 中 市 市 市 115,265,714 115,943,192 110,5 中 市 市 市 115,650,082,362 2,487,466,752 2,511,7 一般時 市 市 12,50% 12,50% 12,50% 中 市 市 12,544,188 12,533 台 市 12,786,01,288 12,333		燃料油費	平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
ガス費 消費金額 477,785,815 544,630,584 555,6 財	群治区域十分		111111111111111111111111111111111111111	49,421,284	41,660,515	34,021,847	125,103,646	
ガス費 平均月数 1.5 1.5 69,4 助燃費 消費金額 4,683,719 4,109,600 4,0 助燃費 平均月数 1.5 68,078,823 69,4 小 計 585,465 513,700 5 小 計費金額 - - - - 中野 蔵品 和 田率 2,465,082,362 2,487,466,752 2,511,7 一般貯蔵品 在庫率 12,544,188 12,658,096 12,73 合計 計 12,544,188 12,658,096 12,73	アン窓件町殿口		消費金額	477,785,815	544,630,584	555,624,163	1,578,040,562	
助機費 計費金額 4,683,719 68,078,823 69,4 助機費 平均月数 1.5 4,109,600 4,0 小 計 585,465 513,700 55,3 一 計費金額 115,265,714 115,943,192 110,5 小 計 計 一 一 市 計 115,265,714 115,943,192 110,5 市 計 計 一 一 市 計 1 一 一 配電平均帳簿原価 2,465,082,362 2,487,466,752 2,511,7 一般貯蔵品在庫率 12,50% 4,0710% 12,50% 小 計 12,544,188 12,658,096 12,733 合 計 12,7809,902 12,83 12,33	=	ガス費	平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
助燃費 消費金額 4,683,719 4,109,600 4,0 財機費 平均月数 1.5 1.5 1.5 1.5 小 計 下均月数 115,265,714 115,943,192 110,5 中均月数 - - - - - 市 計費金額 - - - - - 市 計算金額 -			111111111111111111111111111111111111111	59,723,227	68,078,823	69,453,020	197,255,070	
助燃費 平均月数 1.5 1.5 小 計量金額 - - - 一 平均月数 - - 小 計 - - 市電平均帳簿原価 2,465,082,362 2,487,466,752 2,511,7 一般貯蔵品払出率 12,50% 12,50% 12,50% 小 計 12,544,188 12,658,096 12,7 合 計 127,809,902 128,601,288 123,3			消費金額	4,683,719	4,109,600	4,049,636	12,842,955	
小 計 585,465 513,700 55 ・ 計費金額 115,265,714 115,943,192 110,5 ・ 平均月数 - - - ・ 計費金額 - - - ・ 計算金額 - - - ・ 計量金額 - - - ・ 計量工力帳簿原価 2,465,082,362 2,487,466,752 2,511,7 ・一般貯蔵品社出率 12.50% 4,0710% 4,0710% ・一般貯蔵品在庫率 12,544,188 12,658,096 127 ・ 小計 計 12,544,188 12,658,096 123 ・ 計 計 127,809,902 128,601,288 123		助燃費	平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
小 計 115,265,714 115,943,192 110,5			111111	585,465	513,700	506,205	1,605,370	
一 消費金額 一 一 平均月数 一 小 計 一 一般貯蔵品払出率 2,465,082,362 2,487,466,752 一般貯蔵品払出率 4,0710% 小 計 小 計 小 計 小 計 12,544,188 12,658,096 127,809,902 128,601,288		Ŷ	1==	115,265,714	115,943,192	110,528,760	341,737,666	
一 平均月数 一 市 計 一 配電平均帳簿原価 2,465,082,362 2,487,466,752 2,511,7 一般貯蔵品払出率 4,0710% 4,0710% 小計 計 12,50% 12,50% 小計 計 12,544,188 12,658,096 12,7809,902 合計 計 127,809,902 128,601,288 123,33			消費金額	I	I	1	I	
小 計 - - - 配電平均帳簿原価 2,465,082,362 2,487,466,752 2,511,7 一般貯蔵品払出率 4.0710% 4.0710% 一般貯蔵品在庫率 12,50% 12,50% 小 計 12,544,188 12,658,096 12,7 合 計 127,809,902 128,601,288 123,3	新エネルギー	I	平均月数	ı	I	I	I	
小 計 一 一 一 一 一 一 一 上	等 貯蔵品		111111111111111111111111111111111111111	ı	I	I	I	
配電平均帳簿原価2,465,082,3622,487,466,7522,511,7一般貯蔵品払出率4.0710%4.0710%一般貯蔵品在庫率12,50%12.50%小 計12,544,18812,658,096127,809,902台 計127,809,902128,601,288123,3		Ý	1==	I	I	1	1	
一般貯蔵品払出率4.0710%4.0710%一般貯蔵品在庫率12.50%12.50%小 計12,544,18812,658,09612,7809,902台 計127,809,902128,601,288123,3		配電平均]帳簿原価	2,465,082,362	2,487,466,752	2,511,749,565	7,464,298,679	
一般貯蔵品在庫率12.50%12.50%小 計12,544,18812,658,09612,78合 計127,809,902128,601,288123,31	20年記報ロ	一般貯蔵	6 品払出率	4.0710%	4.0710%	4.0710%	4.0710%	
小 計 12,544,188 12,658,096 合 計 127,809,902 128,601,288	日の変になるしてきる。	一般貯蔵	č 品在庫率	12.50%	12.50%	12.50%	12.50%	
合 計 127,809,902 128,601,288		小	T=T	12,544,188	12,658,096	12,781,666	37,983,950	
				127,809,902	128,601,288	123,310,426	379,721,616	
127.809.902	レートベース			127.809.902	128.601.288	123.310.426	379.721.616	

(記載注意)(何)の欄には、火力燃料貯蔵品及び新エネルギー等貯蔵品について燃料種別ごとに整理すること。

[繰延償却資産]

(十匹: 11)																
備																
原価算定期間計	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I		I
平成27年度	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	1	I
平成26年度	ı	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I
平成25年度	ı	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I		I
項目	期首帳簿価額	增加額	償却額	期末帳簿価額	平均帳簿価額	期首帳簿価額	增加額	償却額	期末帳簿価額	平均帳簿価額	期首帳簿価額	增加額	償却額	期末帳簿価額	平均帳簿価額	
			株式交付費					社債発行費					開発費			とーシィーイ

	[報酬率]											(単位:%)	()
		項目	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	適用率	備表	
田事	自己資本報酬	すべての一般電気事業者 を除く全産業の自己資本 利益率の実績率に相当す 8率	7.20	8.00	7.99	8.44	4.70	4.77	96:9	I	00 9		
 	_	国債, 地方債等公社債の 利回りの実績率	1.55	1.43	1.85	1.69	1.55	1.41	1.18	I	07:0		
他 本 人	他人資本報酬り	すべての一般電気事業者 の有利子負債額の実績額 の有利子負債額の実績額 に応じて当該有利子負債 額の実績額に係る利子率 の実績率を加重平均して 算定した率	l	I	ı	I	I	l	l	1.49	1.49		
事業	事業報酬率		ı	ı	ı	I	I	ı	-	I	2.9		

(記載注意) 報酬率の算定期間に応じて年度別の欄を設け記載すること。

第3表

控除収益明細表

(単位:千円) 袮 無 1,883,130 30,750 35,414,702 645,016 5,323,633 2,209,803 86,546,698 126,038 132,179,770 原価算定期間 42,169 627,710 10.250 212,400 1,774,555 29,310,754 44,332,978 11,608,591 746,549 平成27年度 627,710 10,250 736,850 41,981 11,547,432 167,600 1,774,539 43,731,073 28,824,711 平成26年度 10,250 726,404 41,888 12,258,679 28,411,233 627,710 265,016 1,774,539 44,115,719 平成25年度 河 ĮП 地帯間販売電源料 事業者間精算収益 地带間販売送電料 他社販売電源料 他社販売送電料 電気事業雑収益 遅収加算料金 託送収益 預金利息

《項目別明細表》

(1)第5条第2項関係 [遅収加算料金]

奔 無 原価算定期間計 平成27年度 平成26年度 平成25年度 2,987,569 2,320,739,454 平成24年度 (実績見込み) 0.1334%平均遅収率(%) 3,039,507 平成23年度 至近実績 3,158,491 2,344,459,883 平成22年度 3,012,341 2,226,483,419 平成21年度 Ш 遅収加算料金 電灯・電力料収入 严

(単位:千円)

[地帯間販売電源料, 地帯間販売送電料, 他社販売電源料, 他社販売送電料]

(単位:千円) 参 無 3,118 1,883,130 123 35,414,702 645,016 原価算定期間計 627,710 10.250 1,011 11,608,591 212,400 平成27年度 10,250 11,547,432 1,009 627,710 167,600 平成26年度 1,098 10,250 12,258,679 627,710 265,016 平成25年度 料金計 料金計 料金計 料金計 **地带胃販売電源料** 地帯胃販売送電料 電力量 (10 kWh) 電力量 (10 %Wh) 他社販売電源料 他社販売送電料 地帯間販売 電力料 他社販売電 力料

[託送収益]

(単位:千円) 無 5,323,633 原価算定期間計 1,774,555 平成27年度 .774,539 平成26年度 .774,539 平成25年度 更 その他託送収益

[事業者間精算収益]

(単位:千円) 参 無 8,839 原価算定期間計 2,209,803 2,986 平成27年度 2,947 736,850 平成26年度 2,906 726,404 平成25年度 2,884 721,000 平成24年度 (実績見込み) 7,127 1,781,905 平均 3,305 826,400 平成23年度 至近実績 9,049 平成22年度 2,262,355 9,027 2.256,960 平成21年度 事業者間精算 電力量 (10⁶kWh) 収益 料金計 料金計

[電気事業雑収益]

千円)	*	ħ										
(単位:千円)	#	E										
(I)	原価算定期間	111111	2,271,213	1,170,180	3,870	1,481,688	I	120,222	132,000	6,312,773	75,054,752	86,546,698
	亚 中 97 年 年		757,071	390,060	1,290	196,961	I	40,074	41,000	2,106,079	25,465,219	29,310,754
	亚比3c在库	十.02.4-1英	757,071	390,060	1,290	493,539	I	40,074	44,000	2,103,888	24,994,789	28,824,711
	订出954年	女/十c7X//-	757,071	390,060	1,290	478,188	I	40,074	47,000	2,102,806	24,594,744	28,411,233
	平成24年度	(実績見込み)	593,195	90,626	1,282	429,081	I	8,328	52,050	1,673,053	25,653,547	28,501,162
		平均	654,848	337,393	1,289	435,886	I	40,074	56,817	1,642,402	26,874,030	30,042,742
	実績	平成23年度	386,300	137,795	1,289	448,666	I	38,513	53,798	1,650,516	30,829,482	33,546,362
	至近実績	平成22年度	970,823	173,392	1,289	426,664	I	37,165	26,709	1,692,548	24,938,674	28,297,266
		平成21年度	607,422	700,992	1,289	432,329	I	44,543	59,944	1,584,142	24,853,935	28,284,599
	田田	_	契約超過金	違約金	諸貸付料	受託運転益	器具販売益	受託工事益	広告料	供給雑収	雑□	合 計

[預金利息]

(単位:千円) 参 無 適用金 原価算定期間 利(%) 計 23,764 126,038 102,274 8,027,324,408 34,218 0.085% 42,169 – 7,951 0.020% 2,685,770,253 平成27年度 適用金 利(%) 7,915 0.020% 34,066 0.085% 2,673,748,943 平成26年度 41,981 適用金 利(%) 7,898 0.020% ı 33,990 0.085% 41,888 2,667,805,212 平成25年度 適用金 利(%) 3,806 0.020% %080.0 620.29 I 平成24年度 (実績見込み) 70,885 2,320,739,454 1.4902% 平均残高率 (%) 1.4716% 4,280 53,600 57,880 2,226,483,419 2,344,459,883 2,331,531,558 平成23年度 至近実績 6,305 36,133 29,827 平成22年度 8,020 42,747 50,767 平成21年度 電灯・電力料収入 普通預金利息 定期預金利息 更 ⟨□ (記載注意)

LACTON (何)の欄には、預金について種類ごとに記載すること。

注 様式第1の注1から3までと同様とすること。

項関係
条第
9
)
3
様式第

_		水力発電費			火力発電費)	原子力発電費		新工	新エネルギー等発電費	電費
	11111111			1111111			111111111111111111111111111111111111111			11111111		
		固有	一般		固有	一般		固有	一般		固有	一般
役員給与	133,283	I	133,283	218,892	1	218,892	273,554	1	273,554	1	I	ı
	25,192,029	18,664,225	6,527,804	42,764,143	34,096,275	8,667,868	54,236,097	42,874,084	11,362,013	I	1	
給料	▲ 1,142,993	▲ 1,071,765	▲71,228	▲ 257,014	▶140,035	▲116,979	▲607,946	▶461,755	▲146,191	I	I	
以 概和子第 同年間	3,048,454	1 00 100	3,048,454	5,408,762	1 000	5,408,762	6,797,254	1 0000	6,797,254	I	I	ı
厚生質 未記 粉紅溝	4,755,325	3,467,224	1,288,101	7,965,309	5,849,848	2,115,461	11,230,433	6,586,695	2,643,738	I	I	I
安託快斯賞 未託年公弗	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I
安託未並其雄於	504 644	216 914	179 590	E99 084	997.066	902 108	1 090 167	- 671 771	200 416	1 1	1 1	
作: 		016,014	070'011	9736 136 957	9 7 3 6 1 3 6 9 5 7		60.909.184	60 202 184	200,410	1	1	
/////////////////////////////////////	1	1	1	-	-	1	38.787.707	38.787.707	1	1	1	
を	1	1	1	31,933,555	31,933,555	1	31,570,400	31,570,400	1	1	1	I
特定放射性廃棄物処分費	1	I	1	1	I	1	17,917,160	17,917,160	1	1	I	
肖耗品費	1,085,541	696,334	389,207	7,849,581	7,210,382	639,199	69,609,626	8,810,838	798,821	1	1	
修繕費	50,911,228	50,596,859	314,369	177,904,665	177,637,823	266,842	193,450,868	193,065,718	385,150	8,928	8,928	
水利使用料	13,178,237	13,178,237	I	I	I	I	I	I	I	I	I	
補償費	3,259,327	3,240,496	18,831	2,342,823	2,329,287	13,536	1,690	1,680	10	I	I	
賃借料	8,435,540	4,351,658	4,083,882	6,872,540	2,501,438	4,371,102	9,675,092	6,026,107	3,648,985	145,879	129,735	16,144
託送料	573,828	573,828	1	1	1	1	1	-	_	1	1	
W. to my the Advert	(573,828)	(573,828)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
事業者間精算費 ラジボ	I	1	I	I	I	I	1	1	1	I	I	I
安託費	21,476,062	18,749,685	2,726,377	41,269,496	37,243,871	4,025,625	119,680,645	114,480,641	5,200,004	33,211	33,089	122
	42,504	44,934	270	621,640	613,855	7,785	5,564,738	5,495,044	69,694	I	I	1
原子力損害賠償支援機構一般負担金 並五 閏 % 閏 6	1 00 101	I	1 60	1 00 100	I	1 0000	94,572,600	94,572,600		1 31	I	1 3
普 <u>次</u> 開充 萬 朱 寅 華 忠 弗	505,304	I	505,304	1,852,723	1	1,852,723	5,144,757	1	5,144,757	10,543	1	10,543
读 及其 耳论患	201,785	ı	1101120	407,134	ı	407,134	108,786,2	ı	100,180,001	1 5000	ı	1 2000
侧先其 皱曲	0/1/101/1	1 000	1,101,170	5,900,473	1 000	5,900,473	19,006,134	1 5000	19,008,134	400,009	1 000	400,009
稍其 雪气料, 夺倒 担	2,880,782	1,143,212	1,737,370	6,602,319	3,748,690	679,558,7	19,252,409	/91/6/6°C	13,273,242	0,833	0,833	
电 次/	13 499 501	13 969 967	150537	95 077 793	24 949 307	135.416	18 381 850	18 186 405	105.454	69 190	69 190	
国体具压化维格	194.831	134 440	10.391	1449.826	1.345.815	104011	24 449 449	22.695.452	1 753 997	3.222	2,990	232
海师僧 却春	63.165.315	61.959.921	1.205.394	207.785.830	206.583.255	1.202.575	157.470.807	155.994.012	1.476.795	916.876	916.876	
	(6,035,014)	(6,035,014)	(<u> </u>)	(6,359,915)	(6,359,915)	(-)	(3,558,022)	(3,558,022)	(-)	(44,040)	(44,040)	
固定資産除却費	7,699,333	7,457,543	241,790	2,988,099	2,782,863	205,236	20,288,259	19,992,029	296,230	1	I	
原子力発電施設解体費	1	1	I	1	_	1	17,506,783	17,506,783	1	1	1	
共有設備費等分担額	2,312,358	2,312,358	1	420,183	420,183	-	_	I	_	I	1	ı
共有設備費等分担額 (貸方)	▲ 69,459	₹69,459	I	₹27,525	₹27,525	I	1	_	I	I	1	
建設分担関連費振替額(貸方)	₹110,157	I	▲ 110,157	▶174,678	I	▶174,678	▲ 121,784	I	▲121,784	№	I	₹947
附带事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	₹75,694	_	A 75,694	▲ 1,107,134	98,85€	▲ 1,008,278	₹307,085	_	₹307,085	₹220	_	\checkmark 220
開発費	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
開発費償却	ĺ	I	ſ	I	ſ	I	I	I	I	I	1	
株式父付 <u>領</u> 粧式な付妻修却	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	
 	007 700	1	004 700	292 507	ı	292 507	998 605	1	308.808	1 109	ı	1109
11. [月光] [1] 补借発行費僧訓		1		100,020	1	100,020		1		1,132	1	- 1,132
法人税等	2,390,840	I	2,390,840	31,847,244	1	31,847,244	9,699,510	I	9,699,510	17,372	1	17,372
電気事業報酬	31,190,047	1	31,190,047	73,960,842	I	73,960,842	93,070,116	1	93,070,116	183,001	I	183,001
	(1,769,623)	(-)	(1.769,623)	(2,347,657)	(-)	(2,347,657)	(1,883,662)	<u> </u>	(1.883.662)	(14,605)	(-)	(14,605)
1111												

固有の欄には第6条第1項で9部門(一般管理費等を除く。)に整理された金額を,一般の欄には第6条第2項又は第5項で一般管理費等から整理された金額を記載すること。 託送料,減価償却費及び電気事業報酬の()内には,電源線に係る費用を内数として記載すること。 その他は,様式第1の注1から3までと同様とすること。 3 2 1 (記載注意)

		※雷			夾雷費			耐雷費			販売費		
	<u>1</u> 1]in=	K P		1111111	X P		1 11111	Ž,		1 11111	X7.0.X		令
		固有	一般		固有	一般	i	固有	一般	<u></u>	固有	一般	
役員給与	196,555	I	196,555	227,878	I	227,878	463,743	I	463,743	741,042	1	741,042	2,254,947
	37,530,012	25,336,716	12,193,296	44,076,670	34,222,139	9,854,531	84,362,478	72,694,042	11,668,436	142,064,545	124,411,264	17,653,281	430,225,974
給料手当振替額(貸方)	▲ 1,300,368	▲ 1,195,327	▲ 105,041	▲ 3,208,538	₹3,086,757	▲121,781	▶1,363,899	◆ 1,116,069	▲ 247,830	▲437,724	▲ 41,701	▲ 396,023	▲ 8,318,482
退職給与金	4,283,021	I	4,283,021	5,543,292	I	5,543,292	11,307,246	I	11,307,246	19,881,413	1	19,881,413	56,269,442
厚生費	6,160,517	4,260,934	1,899,583	8,154,005	5,951,700	2,202,305	16,461,431	11,979,630	4,481,801	27,643,188	20,481,472	7,161,716	82,370,208
委託検針費	_	_	_	_	_	_	_	_	-	9,458,626	9,458,626	_	9,458,626
委託集金費	I	I	I	I	I	I	I	I	I	1,496,935	1,496,935	I	1,496,935
雑給	368,210	104,932	263,278	392,627	87,393	305,234	1,157,986	536,819	621,167	2,406,009	1,413,414	992,595	6,490,847
燃料費	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	2,796,338,441
使用済燃料再処理等発電費	1	1	1	1	1	1	1	1	I	1	1	1	38,787,707
廃棄物処理費	I	I	ı	I	ı	ı	1	I	I	1	ı	I	63,503,955
特定放射性廃棄物処分費	I	I	1	I	1	1	1	I	I	1	1	ı	17,917,160
肖耗品費	1,172,112	598,142	573,970	1,845,183	1,179,744	665,439	4,153,519	2,799,317	1,354,202	6,488,332	4,324,379	2,163,953	32,203,927
修繕費	44,717,187	44,118,144	599,043	38,813,405	38,459,642	353,763	285,351,063	281,977,561	3,373,502	5,093,504	1	5,093,504	796,250,848
水利使用料	I	I	I	I	I	I	ı	I	I	I	I	I	13,178,237
補償費	7,765,822	7,720,954	44,868	77,749	77,300	449	1,131,356	1,124,819	6,537	90,463	89,940	523	14,669,230
賃借料	36,732,825	28,111,792	8,621,033	13,247,260	8,837,275	4,409,985	101,957,189	81,627,804	20,329,385	25,905,282	1	25,905,282	202,971,607
託送料	41,088,527	41,088,527	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	41,662,355
中													(573,828)
事亲右 間精算質 55 章	2,368,844	2,368,844	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2,368,844
麥 託實	33,278,928	28,941,791	4,337,137	20,544,112	16,169,024	4,375,088	60,646,729	46,380,566	14,266,163	82,328,511	60,422,265	21,906,246	379,257,694
損害保険科	18,101	17,874	227	928'9	6,741	82	I	I	I	I	I	I	6,256,809
原子力損害賠償支援機構一般負担金 ※3 開業 開充事	I	1	1	I	1	I	1	1	I	1	1	1	94,572,600
普 次 開 充 関 係 資	1 500 000	1	1 0000	1 10 110	1	1 100	1 000	I	1 000	19,109,620	10,367,403	8,742,217	26,622,947
变	238,937	ı	238,937	c10,77Z	I	c10,772	872,988	1	872,988	1,142,637	1	1,142,637	5,728,377
研究實 對非	1,729,342	1	1,729,342	1,885,930	1 1	1,885,930	3,173,970	1 000	3,173,970	2,416,778	1 3	2,416,778	33,742,456
諸 <u>領</u> 三 仁	3,873,815	1,308,752	2,565,063	4,181,501	1,210,725	2,970,776	29,519,603	23,473,927	6,045,676	19,904,928	9,941,462	9,963,466	86,222,190
電気料貸倒損田会後を発	1 6	1 000	1 8	1 00	1 00	1 6	1 6	1 00	1	4,683,812	4,683,812	1 00	4,683,812
三貧産税	34,156,697	33,852,697	304,000	21,455,232	21,275,706	179,526	41,957,797	40,245,828	1,711,969	2,584,828	1	2,584,828	157,105,827
雅稅	611,802	567,912	43,890	1,785,245	1,657,172	128,073	91,308	84,757	6,551	3,137,315	2,912,245	225,070	31,672,998
滅価償却費	207,649,944	205,353,012	2,296,932	105,409,788	104,053,341	1,356,447	114,502,155	101,567,024	12,935,131	32,505,803	I	32,505,803	889,406,518
固定答産除却費	26.667.868	26207.127	460.741	20.572.218	20.300.128	272.090	15.100.192	12.505.535	2.594.657	3.917.561	1	3.917.561	97.233.530
2力発電施設解体費	I	I	I	I	I	I	I	I	I	1	I	I	17,506,783
共有設備費等分担額	121,821	121,821	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2,854,362
共有設備費等分担額 (貸方)	▲353,211	▲353,211	I	▶403,866	▶403,866	I	I	I	I	I	1	I	▶884,061
建設分担関連費振替額(貸方)	₹335,898	I	₹335,898	▶145,958	I	▶145,958	▲312,040	I	▲312,040	₹2,380	1	₹2,380	▲ 1,206,542
附帯事業営業費用分担関連費振替額 (貸方)	₹169,867	1	▶169,867	▶113,033	▶16,828	₹96,205	▲ 254,703	I	▲ 254,703	▶178,889	▶54,198	▶124,691	▲ 2,206,955
開発費	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
開発費償却	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
朱式交付費	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I
株式交付費償却	1	I	I	I	I	I	I	1	1	1	1	I	1
社債発行費	622,547	I	622,547	271,012	I	271,012	593,318	I	593,318	37,029	I	37,029	2,280,000
社價発行費價却	1 8	I	1 8	1 100	I	1 1	1 8	I	1 8	1 000	1	1	1
庆 人税等 5	5,365,396	I	5,365,396	3,038,705	I	3,038,705	8,045,006	ı	8,045,006	3,938,472	I	3,938,472	64,342,545
電気事業報酬	81,093,828	I	81,093,828	38,084,966	I	38,084,966	84,231,283	I	84,231,283	6,203,311	I	6,203,311	408,017,394 (6,015,547)

四有の欄には第6条第1項で9部件(一般管理質等を除く。)に整理された金額を、一般の欄には第6条第2. 託送料,減価償却費及び電気事業報酬の()内には、電源線に係る費用を内数として記載すること。 その他は,様式第1の注1から3までと同様とすること。 3 2 -(記載注思)

様式第 4 (第 6 条第 4 項関係)		配電費・	販売費整理表	表			(単位:千円)
	高圧配電費	低圧配電費	需要家費	給電費ネットワーク 事総電費	<u>:費</u> 非ネットワーク 給電費	一般販売費	神
役員給与	318.582	82.014	236.115	397	9,110	495.567	1.204.785
給料手当	57,955,380	14,919,628	44,647,040	12,153,677	1,746,486	95,004,812	226,427,023
給料手当振替額(貸方)	▲ 936,972	▶241,208	₹287,889	▲37,448	▶5,381	▲ 292,725	▲ 1,801,623
退職給与金	7,767,858	1,999,703	6,180,245	1,700,863	244,414	13,295,576	31,188,659
厚生費	11,308,683	2,911,228	8,693,772	2,364,885	339,835	18,486,216	44,104,619
委託検針費	I	1	9,458,626	1	1	I	9,458,626
委託集金費	1	1	1.496,935	1	ı	1	1,496,935
維給	795,514	204.791	719,272	205,835	29.579	1,609,004	3,563,995
然料費	1	1	I	1	1	1	1
使用済燃料再処理等発電費	1	1	I	I	I	1	1
廃棄物処理費	I	1	I	1	I	I	1
特定放射性廃棄物処分費	I	1	I	ı	ı	1	1
消耗品費	2,853,387	734,556	3,244,035	422,945	22.09	3,326,151	10,641,851
修繕費	132,369,423	34.076,258	120,175,529	412,790	57,992	3,352,575	290,444,567
水利使用料	1	1	I	I	1	1	1
補償費	777,220	200,082	175,169	7,739	1,112	60,497	1,221,819
賃借料	70,042,604	18,031,278	20,770,371	3,436,447	756,950	14,824,821	127,862,471
託送料	I	1	I	ı	I	I	I
事業者間精算費	I	1	I	ı	1	1	I
委託費	33,577,834	8,644,043	68,533,430	3,348,559	466,796	28,404,578	142,975,240
損害保險料	I	1	I	ı	I	I	I
原子力損害賠償支援機構一般負担金	I	1	I	ı	I	I	I
普及開発関係費	I	1	I	ı	I	19,109,620	19,109,620
養成費	599,726	154,389	385,578	97,753	14,047	764,132	2,015,625
研究費	1,602,951	412,653	1,198,490	1,162,643	167,072	1,046,939	5,590,748
諸費	8,162,405	2,101,272	27,545,299	1,255,733	180,449	10,179,373	49,424,531
電気料貸倒損	I	I	I	ı	I	4,683,812	4,683,812
固定資産税	30,697,426	7,902,530	4,002,409	209,481	29,429	1,701,350	44,542,625
雑税	62,727	16,148	744,720	268,398	38,569	2,098,061	3,228,623
減価償却費	83,772,783	21,565,879	14,033,659	12,956,534	1,820,232	12,858,871	147,007,958
固定資産除却費	11,047,697	2,844,042	2,185,360	317,489	44,603	2,578,562	19,017,753
原子力発電施設解体費	Ι	I	1	1	1	I	1
共有設備費等分担額	I	I	I	I	I	I	I
	I	I	I	I	I	I	I
建設分担関連費振替額(貸方)	▲ 214,365	₹ 55,185	4 43,746	▶ 460	99▼	₹3,598	▲ 317,420
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	▲ 174,976	A 45,045	A 76,437	▲ 15,304	▲ 2,199	▲ 119,631	▲ 433,592
開発費	I	I	I	ı	I	I	I
開発費償却	I	I	I	I	I	I	I
株式交付費	I	I	I	I	I	I	I
株式交付費償却	I	I	I	I	I	I	I
社債発行費	407,598	104,929	89,434	3,168	455	24,763	630,347
社債発行費償却	I	I	1	1	1	1	I
法人税等	5,885,937	1,515,235	1,563,121	336,938	48,418	2,633,829	11,983,478
電気事業報酬	61,625,819	15,864,519	7,926,835	1,600,601	225,176	3,191,644	90,434,594
合計	520,305,241	133,943,739	343,597,372	42,272,663	6,273,855	239,314,799	1,285,707,669
(記載注意) 様式第1の注1及び2と同様とすること。	後とすること。						

— 29 **—**

様式第5 (第8条第1項, 第2項関係) 第1表

	水,	水力発電費のうちの アンシラリーサービス費	9	水 大	火力発電費のうちの アジリー・・、、7費	9		総送電費		受電馬	受電用変電サービン	ビス費
/	抽			抽			111111	=		抽	=	
		国定	可変		固定	可愛		国定	可淡		国定	可変
役員給与	6,734	6,734	1	13,042	13,042	1	196,555	196,555	ı	145,049	145,049	1
給料手当 然阿孟加斯莊經(漢中)	1,272,860	1,272,860	1	2,548,059	2,548,059	1	37,530,012	37,530,012	1	28,055,770	28,055,770	1
給料・手当振管額(貸力) 温齢がよく	▲ 57,751	△ 57,751	1	▲15,314	▲ 15,314	1	▲ 1,300,368	▲ 1,300,368	I	₹ 2,042,305	▲ 2,042,305	1
話かり	154,027	154,027	I	322,276	322,276	I	4,283,021	4,283,021	I	3,528,427	3,528,427	ı
(資本)	240,269	240,269	I	474,605	474,605	I	716,001,0	7.10,001,0	I	5,190,204	5,190,204	1
<u> 安記 横針 貴</u> 系 針 年	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	
朱芘其	39006	30.06	1 1	91 757	91 757	1 1	016 926	016 996	1 1	940.016	940.016	
母	- cen'ne	- ccu,uc	1	01,131	10,10	1	012,000	012,000	1 1	-49,910	016,842	
済燃料再処理等発電費	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
廃棄物処理費	I	1	I	I	1	1	1	I	I	1	1	I
放射性廃棄物処分費	I	1	1	1	1	I	1	1	1	1	1	I
消耗品費	27,424	27,424	-	233,855	233,855	I	1,172,112	586,056	586,056	1,174,500	587,250	587,250
修繕費	2,572,355	2,572,355	I	10,600,272	10,600,272	I	44,717,187	44,717,187	I	28,934,578	28,934,578	I
水利使用料	665,847	665,847	Ι	I	I	Ι	I	I	I	I	I	1
補償費	164,682	164,682	ı	139,595	139,595	I	7,765,822	7,765,822	I	10,073	10,073	1
梁 :	426,216	426,216	I	409,493	409,493	I	36,732,825	36,732,825	I	9,875,554	9,875,554	I
託送料言數	I	I	I	I	1	I	41,088,527	40,663,825	424,702	I	1	ı
有	1 6	1 000	I	1 00	1 00	I	2,368,844	1 000	2,368,844	1 00	1 00	
<u> </u>	1,085,105	1,085,105	I	2,459,002	2,459,002	I	33,278,928	33,278,928	I	15,315,204	15,315,204	ı
复古不两件 百乙七招生吃停士塔擦嫌,绝名扫仑	2,299	667,7	1	37,040	57,040	1	10,101	10,101	1	994	984	
	95531	95 531		110 303	110 303	1	1		1	1	1	
自久内元内以身未有	10.195	10.195	I	24.260	24.260	I	238.937	238.937	I	176.326	176.326	I
研究費	55,638	55,638	1	235,981	235,981	1	1,729,342	1,729,342	I	945,646	945,646	1
	145,555	145,555	ı	393,393	393,393	1	3,873,815	3,873,815	I	2,661,617	2,661,617	ı
電気料貸倒損	I	1	I	I	1	I	I	I	I	1	1	I
固定資産税	678,189	678,189	Ι	1,494,231	1,494,231	Ι	34,156,697	34,156,697	I	13,656,727	13,656,727	1
	7,318	7,318	ı	86,386	86,386	I	611,802	611,802	I	1,136,348	1,136,348	ı
減価償却費	2,914,396	2,914,396	I	12,298,724	12,298,724	I	207,649,944	207,649,944	I	67,095,649	67,095,649	ı
固定資産除却費 医2 <u>十</u> 努 <i>雷</i> 炸 <u>乳畑</u> 化亜	389,019	389,019	1	178,043	178,043	I	26,667,868	26,667,868	I	13,094,669	13,094,669	I
尿丁刀笼电加改 胖你真 中左驰儘弗丝 公扣缩	116021	260 211	1 1	760 36	260 26	1 1	100 101	160 161	1 1	1 1	1 1	
大有 欧浦貝寺刀 担領 中左郭儒典练公扣紹(松士)	00301	00564	I	00,02	23,030	1	121,021	121,021	ı	0202204	020 236	1
六円 欧 畑 貝 守力 15億(貝ガ) 抽港開購 1 半票費 (景海線)・係2費田を除く)	enc'c•	enc.c•	ı	024;C ~		ı	112,000	112,000	080 009	010,102	010,162	1
他社購入送電費(電源線に係る費用を除く。)	1	1	1	1	1	1	359.138	354.396	4.742	1	1	1
建設分相関連 書振替箱(管方)	₹2.566	₹2.566	1	▶10.408	▶10.408	1	₹335,898	₹335.898	1	▶92.905	▶92.905	1
附带事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	₹3,825	₹3,825	1	₹65,967	₹65,967	1	▶169,867	▶169,867	1	₹71,948	₹71,948	1
開発費	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I
開発費償却	1	I	_	_	I	1	I	1	1	1	1	_
株式交付費	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I
株式交付費償却	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I
発行費整件	10,347	10,347	1	19,276	19,276	1	622,547	622,547	I	172,505	172,505	I
<u> </u>	000001	1 000	I	1 000 1	1 200 1	I	1 000 1	1 000	I	1 000 1000 1	1 000 1	I
法人祝 等 佛何曲樂報訓	1 406 990	1 406 990	I	1,897,586	1,897,586	I	5,365,396	5,365,396	I	1,934,203	1,934,203	I
电ス 手来 報酬 地帯開販売業景約 (電源線に係る収送を除く)	1,490,880	1,490,880	1 1	4,382,301	4,382,301	1 1	\$1,093,828	81,093,828	- 30.750	- 24,241,919	24,241,919	1 1
場用 国政元 の 単元 は は は は は は は で は で い は れ 取 売 決 電 料 (電 源線 に 係 る 収 益 を 除 く。)	ı	1	1	I	I	1	▲ 645.016	▲ 542.666	▲102.350	1	1	1

様式第5(第8条第1項,第2項関係) 第1表

/	配電	配電用変電サービス費	費		高圧配電費		**	ネットワーク給電費	費		111111			
/	抽			1111111			1111111			111111			需要家費	台
		国定	可夠		国定	可夠		国定	可察		国定	可夠		
役員給与	82,829	82,829	I	318,582	318,582	1	63,397	63,397	1	826,188	826,188	1	236,115	1,062,303
給料手当	16,020,900	16,020,900	1	57,955,380	57,955,380	_	12,153,677	12,153,677	_	155,536,658	155,536,658	_	44,647,040	200,183,698
給料手当振替額(貸方)	▲1,166,233	▲ 1,166,233	I	▶936,972	₹936,972	I	₹37,448	▶37,448	I	₹5,556,391	₹5,556,391	I	₹287,889	▶5,844,280
(2,014,865	2,014,865	I	7,767,858	7,767,858	I	1,700,863	1,700,863	I	19,771,337	19,771,337	I	6,180,245	25,951,582
早生費	2,963,801	2,963,801	I	11,308,683	11,308,683	I	2,364,885	2,364,885	I	28,702,964	28,702,964	I	8,693,772	37,396,736
変託検針費 考ぎな 々事	1	1	I	I	1	I	I	I	I	I	I	1	9,458,626	9,458,626
炎 記集金費 據於	1	1 55	I	1	1	I	1 20 100	1 60	1	1 0000	1 0000	1	1,496,935	1,496,935
4	142,711	142,711	ı	795,514	795,514	I	205,835	205,835		1,823,998	1,823,998	I	719,272	2,543,270
然科費在四個的工事	1	1	I	I	1	I	I	1	1	I	I	I	I	
使用済燃料再処埋等発電費 _{医柔} 贴调畫	1	I	I	I	I	I	I	I	I	I	1	1	I	
物処埋貨 特针体核素物加入弗	I	I	I	I	I	ı	1	I	I	I	ı	I	I	
以别'注 院栗物 処 方宜 ^口	1 600 010	1 070	1 22	1 00 010 0	1 400 004	1 400 000	1 10000	1 473	1 470	1 200	1 00000	1 40010	1 0044000	0 100
(月杙-加) 	0.070.097	535,342	355,541	7,853,387	129 260 432	1,420,093	422,945	211,473	211,472	6,554,906	3,408,094	3,146,812	3,244,035	940,660,061
	2,010,021	2,010,01	ı	132,303,423	132,303,423	1	412,130	412,130	ı	265,405,422	264,004,622 77 8 599	ı		343,000,90
小心 医加什 油 <i>像</i> 典	27.2.7.2	343 43	ı	066 222	066 222	1	0644	0644	I	700 660 0	700,000	1	175160	9202010
	9071766	907.176.6	1	022,111	70049.604		1,139	661,1		0,932,001	194 904 845	1	601,077.09	145 065
	3,371,700	0,1,1,6,6	ı	10,042,004	7 0,042,004	1	2,450,441/	2,450,447	I	124,294,645	124,294,845	- 494709	176,077,02	012,000,041
讥达件 审张耂朋蛙 Ć 弗		ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı	41,088,527	40,0003,823	424,102	ı	41,088,327
尹 未有 周相异 复 <i>未</i> 好费	300 300 3	500 566 3	1 1	P 65 222 66	V 60 222 66	1 1	2 2 4 8 5 5 0	2 249 650	1	2,308,844	04 909 540	2,300,044	067 663 89	2,306,844
女 L. 貝 指 室 保 除 約.	5,049	5000	ı	±00,110,00	+00,110,00	ı			ı	040,047,446	04.050,45	ı		01,620,201
原子力指字腔储支接機構一般負担会	1	1	I	I	ı	1	I	I	I	001	-	I	I	10
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	135.924	135.924	1	1	135.924
養成費	100,689	100,689	1	599,726	599,726	1	97,753	97,753	1	1,247,886	1,247,886	1	385,578	1,633,464
研究費	940,284	940,284	I	1,602,951	1,602,951	1	1,162,643	1,162,643	1	6,672,485	6,672,485	1	1,198,490	7,870,975
諸費	1,519,884	1,519,884	I	8,162,405	8,162,405	_	1,255,733	1,255,733	-	18,012,402	18,012,402	_	27,545,299	45,557,701
電気料貸倒損	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	1	I	I	
固定資産税	7,798,505	205'862'2	_	30,697,426	30,697,426	_	209,481	209,481	_	88,691,256	88,691,256	_	4,002,409	92,693,665
	648,897	648,897	I	62,727	62,727	ı	268,398	268,398	ı	2,821,876	2,821,876	ı	744,720	3,566,596
減価償却費	38,314,139	38,314,139	I	83,772,783	83,772,783	I	12,956,534	12,956,534	I	425,002,169	425,002,169	ı	14,033,659	439,035,828
固定資産除却費 <u>写了上数事件部</u> 無任事	7,477,549	7,477,549	I	11,047,697	11,047,697	I	317,489	317,489	ı	59,172,334	59,172,334	I	2,185,360	61,357,694
原于刀充電施設 斯本部 中本部	1	1	I	I	1	I	I	1	I	1 8	1 80	I	I	o o
設備質 寺が担領 売 集 葬 なら 扣 緫 / 株 士 〉	1 3	1 30	1	1	ı	1	1	1	1	263,692	263,637	1	ı	263,692
共有設備資 寺方担観(貞力)	▲146,796	▶146,796	I	I	I	I	I	I	I	★ 764,014	₹ 764,014	- 000000	I	▲ 764,014
現市同野人50年夏(电源線に除る夏州で除く。) 他补購入栄雷費(電源線に係る費用を除く。)	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	359 138	354396	4742	1 1	359 138
春振琴箱(皆方)	▲53 053	₹3053	1	▲214.365	▲214.365	1	▶460	₩460	1	△ 712.655	A712,655	1	▲ 43746	▲756.401
附带事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	▶41,085	▶41,085	I	▲174,976	▲174,976	I	▲15,304	▶15,304	I	▲542,972	▲542,972	I	▲76,437	▶619,409
開発費	I	-	I	I	Ι	_	1	I	_	I	1	1	I	
開発費償却	I	-	1	1	1	I	I	I	I	I	1	1	I	
株式交付費	ı	1	I	I	1	I	1	ı	I	I	1	I	I	
次订質債却※允曲	1 200	1 100	I	1 00	1 000	I	1 0010	1 00 1 00	I	1 00001	1 000 0 40	I	- 00	1 400
仕債充付貨 壮佳戏名馬儚加	98,507	98,507	ı	407,598	407,598		3,168	3,168	I	1,333,948	1,333,948	I	89,434	1,423,382
仕損死付其損却 法↓私等	1 104 509	1 104 509	1 1	7 885 037	7882	1 1	860 966	860 966	1 1	16 645 369	16645369	1 1	1 563 191	18 208 483
なべれず雷気事業場酬	13.843.047	13.843.047	I	61 625 819	61 625 819	ı	1 600 601	1 600 601	I	188 284 395	188 284 395	I	7926835	196 211 230
もれず来れない。 地帯間販売送電料(電源線に係る収益を除く。)	- I	- I	I	1	1	I	1	1	ı	▲30,750	1	▲30.750	1	▲30,750
電源線に係る収益を除ぐ	I	ı	1	I	ı	I	I	I	I	▲645,016	▲ 542,666	▲102,350	ı	▲645,016
														orotor of

/	 大線	水力発電費のうちの 総非72次1444、2費		₹ ¾	火力発電費のうちの ※非7ショー+-ドス費	Ω ±		総原子力発電費		総新山	総新エネルギー等発電費	()
/	丰			丰			丰	4		売		1
	196 540	国定126540	三淡	005.850	国定 190.052	可炎	973 554	西尼 973 55.4	三%	1	四四四	三
名が 発力 を を を を を を を を を を を を を	23,919,169	23,919,169	I	40,216,084	37,	2,910,639	54,236,097	54,236,097	I	I	I	I
給料手当振替額 (貸方)	▲ 1,085,242	▲ 1,085,242	Ι	▲ 241,700		▲17,493	₹607,946	₹607,946	I	I	I	I
機等多金	2,894,427	2,894,427	1	5,086,486	4,718,352	368,134	6,797,254	6,797,254	1	1	1	1
: J. S. M. S. A.	4,515,050	4,515,056	1 1	7,490,704		047,140	11,230,433	11,230,433	1 1	1 1	1 1	1 1
(集金費	1	1	1	I	ı	1	I	1	1	1	1	1
雑給	564,789	564,789	1	501,227	464,951	36,276	1,038,187	1,038,187	-	1	1	1
/質	1	1	1	2,736,136,257	1	2,736,136,257	60,202,184	1	60,202,184	1	1	1
1分%种中外组中的电景等的自身	1	1 1	1 1	31 033 555	1 1	31 033 555	38,787,707	1 1	38,787,707	1 1	1 1	1 1
第二次 特定放射性廃棄物処分費	ı	1	I	-	I	-	17.917.160	7.378.484	10,538,676	1	1	1
消耗品費	1,058,117	515,347	542,770	7,615,726	3,423,805	4,191,921	9,609,659	4,804,830	4,804,829	I	I	1
修繕費	48,338,873	48,338,873	1	167,304,393	155,195,738	12,108,655	193,450,868	193,450,868	1	8,928	8,928	I
水利使用本 結係報	3.004.645	2,004,645	1 1	200 200 0	- 0043760	150 450	1,600	1 690	1 1	1 1	1 1	
医皮点 衛 布	8,009,324	8,009,324	1	6,463,047	5,995,284	467,763	9,675,092	9,675,092	1	145,879	145,879	1
託送料	573,828	573,828	T,	I (Ι (T,	T (T (T,	I (T (T (
# ** # # **	(573,828)	(573,828)	(–)	(-)	(–)	(-)	(-)	<u> </u>	(-)	(-)	<u> </u>	(-)
来有同相异賞 字典	- 00 000 06	- 20 000 00	1 1	- 20 010 404	- 26.001 594	010 000 6	110 690 645	110 690 645	1 1	99911	99 911	
安加貝相拿保險利	43,207	43 205	1	584 600	542.290	42.310	5.564.738	5.564.738	1	112,00	117'00	1
原子力損害賠償支援機構一般負担金	1		I	1			94,572,600	94,572,600	I	1	ı	ı
普及開発関係費	479,773	479,773	1	1,742,330	1,616,229	126,101	5,144,757	5,144,757	1	10,543	10,543	I
乗 灰質 研究	191,590	191,590	1	382,894	355,182	27,712	2,587,861	2,587,861	I	1 0000	1 0000	1
圳 先貞 諸 費	9.735.997	9.735.997	1 1	5,724,492	5,454,932	749 371	19,008,134	19,008,134	1 1	400,009	400,009	1 1
料貸倒損	1	-	1	-	-	-	-	-	I	1	1	1
固定資産税	12,744,312	12,744,312	1	23,583,492	21,876,637	1,706,855	18,381,859	18,381,859	1	69,190	69,190	1
維稅法伍參扣數	137,513	137,513	1	1,363,440		98,679	24,449,449	24,449,449	1	3,222	3,222	1
因為更	(6,007,199)	(6,007,199)		(6,052,262)	(6,052,262)	(-)	(3,558,022)	(3,558,022)	<u> </u>	(44,040)	(44,040)	1
固定資産除却費	7,310,314	7,310,314	1	2,810,056		203,378	20,288,259	20,288,259	1	1	1	1
原子力発電施設解体費 畫去點帶事從登扣經	1 0000	1 0000	I	1 100	1 24	1 00	17,506,783	1	17,506,783	I	I	I
設備質等が担徴 熱機動整合揺縮(偽士)	2,195,523	2,195,523	1 1	395,147	300,548 ◆ 50 199	28,599	1 1	1	1 1	1 1	1 1	
展開員サル戸版(員の) 旧購入電源者	000,000	000,000	1000000	020'EC	201,000	C16,67	TO CHE LO	000 11000	E L	007 000 0	Į.	10000
(過去の使用済燃料に係る費用を除く。)	4,680,267	2,063,946	2,616,321	13,973,476	306,815	13,666,661	31,112,594	32,254,693	106,716,6	3,639,408	/c	3,639,351
地令間購入送電費 (電源線に係る費用に限る。)	I	I	I	1	1	I	I	I	I	I	ı	I
他社購入電源費 (過去の使用済燃料に係る費用及び再エネ 電井等では人口が燃料に	35,601,516	28,109,666	7,491,850	729,457,088	295,883,701	433,573,387	104,617,554	104,616,677	228	47,008,299	-	47,008,299
ス人に並出当戦と 際への / 購入 送電費 選びに 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	28.062	28.062	1	1	1	ı	ı	ı	1	1	1	1
原義に宗る實用に限る。) 今相関連費据恭額(停古)	•	▲104 591	1	▲ 164 970	▲ 159 381	▶11 880	▲191784	▲191784	1	► 647	A647	1
事業営業費用分担関連費振枠額(債力)		₹71,869	1	▲1.041.167	▲965,813	▲75,354	▲307,085	₹307.085	I	₹220	₹220	1
開発費	I	1	I	1	-	1			1	1	I	1
開発費償却	I	1	I	1	I	1	1	1	I	1	1	1
株式交付費 株字な存華像世	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1
休式人に真真な社債発行費	194,443	194,443	I	304,231	282,212	22,019	226,605	226,605	I	1,192	1,192	I
発行費償却	1	1	1	1	1	_	I	1	1	1	1	1
法人税等寄与主要报酬	2,270,040	2,270,040	1	29,949,658		2,167,606	9,699,510	9,699,510	1	17,372	17,372	I
中米技量	(1,759,248)	(1,759,248)	ı ()	(2,230,966)	(2,230,966)	4,67,2332 (-)	(1,883,662)	(1,883,662)	ı ()	(14,605)	(14,605)	ı 🗍
:間販売電源料金の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額	₹238,029	I	▲238,029	▲1,159,830		▲1,159,830	▲485,133	I	▲485,133	▶138	I	▶138
地帯間販売送電料	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		0	1000		1	000000000000000000000000000000000000000		0000			9	
コンペン(1978年) 過去の使用が燃料に係る収益を除く。)	▲4,476,454	▲ 1,438,948	▲ 3,037,506	▲ 21,812,057	▲ 7,011,450	▶14,800,607	▲9,123,571	▲ 2,932,756	▲ 6,190,815	₹5.620	▶842	▲1,778
他任販冗式電枠 (電源線に係る収益に限る。)	ı	I	ı	1	ı	I	ı	ı	ı	ı	ı	I
4	279,557,392	272.181.986	7.375.406	4 000 030 407	852,477,696	3.246.561.711	1.173.439.446	1011186037	162.253.409	52 506 658	1.860.924	50 645 734

(記載注意) 1 託送料,減価償均費及び電気事業報酬の () 内には、電源線に係る費用を内数として記載すること。 2 その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

— 32 **—**

_
圧配電非関連費明細表
恒图
•
送電

第2表

		+		Т	1				
/		低圧配電費			非ネットワーク 給電費			令	
	1 0	固定	可変	-	国定	可変		固定	可変
役員給与統領企業	82,014	82,014	1	9,110	9,110	1	72, 26, 26,	682,179	14,898
和科士当 給料手当振替額(貸方)	1 4,919,628 ≥ 241,208	14,919,628 ▲ 241,208	1 1	1,746,486 ≥ 5.381	1,/46,486 \$5,381	1 1	135,037,464 ▲ 2,181,477	132,126,825 ▲ 2,163,984	Z,910,639 ▲17,493
退職給与金	1,999,703	1,999,703	1	244,414	244,414	1	17,022,284	16,654,150	368,134
厚生費 多許給針費	2,911,228	2,911,228	1 1	339,835	339,835	1 1	26,487,256	25,945,116	542,14
委託(集金費	ı	I	I	I	ı	I	I	I	
雑給婚組書	204,791	204,791	1	29,579	29,579	1	2,338,573	2,302,297	36,276
然件真 使用済燃料再処理等発電費	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	38.787.707	1 1	38.787.70
廃棄物処理費	1	1	1	1	1	1	63,503,955	1	63,503,955
特定放射性廃棄物処分費	1 1	1 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	1 000	11	1 0000	1 00000	17,917,160	7,378,484	10,538,67
得和 修	734,556	34076258	367,278	57 992	30,389	30,388	19,078,835	9,141,649	
水利使用料	-	-	ı	1	2	I	12,512,390	12,512,390	i
補償費	200,082	200,082	1	1,112	1,112	1	5,500,757	5,341,298	
買信枠	18,031,278	18,031,278	1 1	066,967	066,067	1 1	43,081,570 573,898	42,613,807	467,763
HL/SAT							(573,828)	(573,828)	(-)
事業者間精算費		1	1	1	1	1	1	1	
委託費	8,644,043	8,644,043	ı	466,796	466,796	ı	188,026,146	185,217,236	2,808,910
損害(宋)政治 原文七招拿取條大採機構 即名田今	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1		6,192,543	6,150,233	42,310
第 1 刀頂台紹園人次次時 放気担塞 等及開発関係費		1	1	1	1	1	7377403	7 251 302	12610
養成費	154.389	154.389	I	14.047	14.047	I	3,330,781	3,303,069	27.712
研究費		412,653	1	167,072	167,072	1	24,824,542	24,554,982	269,56
a a a a a a a a a a a a a a a a a a a		2,101,272	ı	180,449	180,449	I	30,485,116	30,035,745	449,37
電気枠質関損田位後数数	1 00000	1 00000	I	1 00	- 00	I			-
国化 員		16.148	1	38.569	38,569	1	26.008.341	25.909.662	
減価償却費	21,565,879	21,565,879	1	1,820,232	1,820,232	1	437,511,819		13,697,362
田分泌状态古典		0044040		44 000	44.000		(15,661,523)		
国尼其 医陈 均 頁 百子力 発雷 協 詩解 休費	2,844,042	2,844,042	1 1	44,003	44,003	1 1	17506783	55,095,890	875,502
ボナカル 電流 はが 中央 共有 設備 曹等 分相 額	1	1	1	1	1	I	2.590.670	2.562.071	28,599
共有設備費等分担額(貸方)	1	_	I	_	1	I	▲ 120,047	▲ 116,132	₹3,915
地帯間購入電源費 (過去の使用溶燃料に係る費用を除く。)	I	ı	ı	I	ı	I	60,065,745	34,625,511	25,440,234
地帯同購入送電費	1	1	1	1	1	1	1	1	-
(電源級に徐る賀用に張る。) 仲昇職 1 県 酒糖									
四年19年/七年/60万年 (過去の使用済燃料に係る費用及び再エネ 80世はカイムをおぶ響な80~)	ı	ı	ı	ı	ı	ı	916,684,457	428,610,044	488,074,413
売品は大きない。 他社購入送電費							690 86	690 86	
(電源線に係る費用に限る。) 注記のお開業事長性の(発生)	L L	L C T L L		00 4	•		200,002	20,002	•
建設分担関連質振替額(資力) 時間事業会業期日公田開連報報報(代土)	★ 55,185	A 55,185	1 1	\$ 100	\$ \$ 100	1 1	▲446,543 ▲146701E	▲434,654 ◆1.202 E61	▲11,889
3.网是其似矿色	- C+O'C+V	- C#O'C# \	1			1	- CIE,104,1A	100,280,1	-
開発費償却	1	1	1	1	1	1	1	1	
株式交付費	1	1	1	1	1	1	1	1	_
株式交付貨價却社樣交合無	1 00 00 0	1 00000	1	1 14	1 2	1	- 00100	- 260000	1 0000
和. 以充11. g 补借条行費借却	104,929	104,929	1 1	- 400	400	1 1	- CCO'TCO	000,800	10,22
法人税等 法人税等	1,515,235	1,515,235	1	48,418	48,418	1	43,500,233		2,167,60
電気事業報酬	15,864,519	15,864,519	I	225,176	225,176	I	208,614,520	203,741,928	4,872,592
地帯間販売電源料	1	1	1	1	1	ı	▲1.883.130		▲ 1883130
(過去の使用済燃料に係る収益を除く。) 古 邦 田 田 財 米 郎 並							1,000,100		, tricoo, t
現市 同級が立ち 中付(電源線に係る収益に限る。)	I	I	I	I	I	I	1	I	1
他社販売電源料 (過去の仲田済燃料に係る収益を除く。)	1	ı	ı	ı	1	ı	▲35,414,702	▲ 11,383,996	▲ 24,030,706
他社販売送電料	1	1	1	1	1	ı	I	1	'
一年一年時間にある。									

(記載注意) 1 託送料,減価償均費及び電気事業報酬の () 内には,電源線に係る費用を内数として記載すること。 2 その他は,様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第6 (第9条第3項関係)

送電・高圧配電関連需要明細表

		_			
販売電力量	(10^6kWh)	47,499	47,357	53,743	148,599
口数		24,995	1,478,057	163,775,676	156,938 165,278,728
発受電量	(10^6kWh)	48,920	49,610	58,408	156,938
$71 (10^3 \text{kW})$	冬期	4,918	6,360	13,207	24,485
尖頭時責任電力 (10 ³ kW)	夏期	6,821	11,074	9,977	27,872
延契約電力 (10 ³ kW)		I	207,639	607,658	815,297
最大電力 (10 ³ kW)		6,888	11,133	13,590	31,611
		駇	耿	斑	11111111
		压		墨	
	•	恒	压	压	
		: 別			
/		禁	恒	低	<□

⁽注) 上記はいずれも原価算定期間における各年度の平均値。なお,販売電力量について,原価算定期間の合計値は,特別高圧需要142,497百万kWh, 高圧需要142,072百万kWh, 低圧需要161,227百万kWh。

様式第6の2 (第9条の2第3項関係)

送電·高圧配電非関連需要明細表

		最大電力	尖頭時責任電力	$(71 (10^3 \text{kW}))$	発受電量
/	//	(10^3kW)	夏期	冬期	(10^6kWh)
特別高圧・	高压需要	17,095	17,005	10,668	94,426
低 圧	需要	13,590	226'6	13,207	58,408
₽	垣	30,685	26,982	23,875	152,834

様式第6の4(第14条の3関係)

第1表

追加事業報酬総括表

(単位:千円)	備考	送配電部門電気事業報酬額	206,196,568		
X		I	I	I	Ι
加					
形成	鍍				
HINI	徺				
井					
\mathbb{H}					
#		顡	額	類	顡
ИΝ		匭		坐	豳
I		報		點	
		別		顡	報 - (3)
	Ш	特 (1)	元(2)	(3)	業 - (2)
	通	罪		異	事 業 報 $(4)=(1)-(2)-(3)$
				昳	毒 (4)
		荒		纽	ЛП
		账		築	
		剰	颲	内	评

原価算定期間を,平成25年4月から平成28年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

送配電部門電気事業報酬額を,備考欄に記載すること。

第2表

連系設備特別報酬対象額明細表

(単位:千円)

1	連系 設備特別 翻酬 対象 貊	/框 发 卸				
I	_	_				刑
I	_	_	ı	-	ı	資本
I	_	_				6 ;
I	_	_	ı		I	#
I	_	_				以以
I	_	_	1	I	I	建
-	_	_				圧
ı	ı	I	ı	ı	ı	資本
I	_	_				供
I	_	_	ı		I	画
I	_	_				≥ (1∀
I	_	_	1	I	I	姓
台	金額	名称	金額	区間又は 所在地	名称	
	関連周辺設備	関連周		連 系 設 備		
(「一・元十)						

(記載注意)

建設中の資産の欄には,第14条の3第3項(沖縄電力にあっては,第19条の13第3項)の建設中のものについて記載すること。

様式第7 (第17条, 第18条関係)

第1表

送電・高圧配電関連費及び送電・高圧配電非関連費計算表

											((単位:千円)
		固定費			可変費			需要家費			台	
	固有	追加	111111	固有	追加	111111	固有	追加	1111111	固有	追加	1111111
送電・高圧配電 関 連 費	795,764,652	582,049	796,346,701	2,687,082	83,919,817	86,606,899	86,606,899 329,921,321	290,669	330,211,990	290,669 330,211,990 1,128,373,055	84,792,535 1,213,165,590	1,213,165,590
送電·高圧配電 非 関 連 費	1,060,517,578	45,157,410	45,157,410 1,105,674,988 1,323,569,236	1,323,569,236	54,692,730	54,692,730 1,378,261,966	I	-	-	2,384,086,814	99,850,140 2,483,936,95	2,483,936,954

(記載注意) 固有の欄には第10条第1項第1号又は第2号で整理された固有固定費, 固有可変費及び固有需要家費を, 追加の欄には第16条で整理された総追加固定費, 総追加可変費 及び総追加需要家費を, 記載すること。

第2表

原価等集計表

		.1)2,544		
(年1年1月)		1111111	3,697,102,544		
	台市	追加	184,642,675 3		
		固有	330,211,990 3,512,459,869		
		1-II	330,211,990		
租	需要家費	追加	290,669	-	
		固有	329,921,321	-	
		1111111	138,612,547 1,464,868,865		
無光	可変費	可変費	追加	138,612,547	
		固有	1,326,256,318	-	
		111111	1,902,021,689 1,326,256,31	コスペナ番品	
# L	固定費	固定費	追加	45,739,459	く 新 の く 当 婚 さ
		固有	1,856,282,230	1、4、4、4、4、4、4、4、4、4、4、4、4、4、4、4、4、4、4、4	
			要	44 1 井	
	/	/	压需	は	
	/		低月	#15/	
<u>/</u>			4	1	

(記載注意) 第1表で整理された金額の合計額を記載すること。

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第8 (第19条第6項関係)

第1表

低圧需要原価等と料金収入の比較表

3,697,092,116 (単位:千円) 想定料金 収 入 22.93 単価 (円/kWh) 販売電力量 (10⁶kWh) 161,227 3,697,102,544 11111111 ⟨□ 330,211,990 需要家費 1,464,868,865 可変費 1,902,021,689 固定費 敗 舥 田 英

(記載注意) 様式第1の注1及び2と同様とすること。